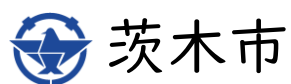


新型コロナウイルス感染症対応の記録

令和6(2024)年3月



はじめに

令和元年12月に中国で確認された新型コロナウイルス感染症は世界中で猛威を振るい、国内においても令和2年1月に感染者を確認以降、全国に感染が拡大しました。

本市では、茨木市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、令和2年2月19日に新型コロナウイルス対策本部を設置し、令和5年5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に変更され、同日をもって対策本部を廃止するまでの間、計55回の本部会議を開催しました。本部会議では、国や大阪府の感染症対策と連携・役割分担することを基本として、感染状況等の変化を踏まえた対応方針を定め、総額約600億円の予算を活用してその時々に必要な多様な施策等を迅速かつ柔軟に進めてきました。

感染の拡大に伴い、市民生活や社会経済活動に大きな影響が生じ、市民の皆さまには、公共施設の休館や利用制限、イベントの開催制限へご理解・ご協力をいただくとともに、事業者の皆さまには、営業時間の短縮や人数制限へご協力をいただいております。

ワクチン接種においては、当初は国からの供給量が不足するなかで、窓口予約が混乱することもありましたが、その後、市内医療機関をはじめ、大学との包括連携協定や地域医療連携の一環として、大学病院や公的医療機関等と連携・協力いただくことで令和5年末現在で延べ862,521人の方に接種していただくことができ、感染症による死亡率や重症化率の低減につなげることができました。

また、市役所等の公共施設においては、時差出勤や執務室の分散のほかテレワーク環境の構築など、デジタル技術も活用しながら職員の感染予防を図り、業務を滞りなく継続することに努めました。

本報告書は、これらの本市の感染症への対応を総括し、これまでに得た経験を共有することで、今後再び未知の感染症に対応する際の礎とし、市民の皆さまの安全の確保と生活の維持、継続的な行政運営につなげていくことを目的として編集したものです。

結びに、これまでの感染症対応では、茨木市医師会、歯科医師会、薬剤師会をはじめ、大阪医科大学病院や高槻赤十字病院などの関係者の皆さまに多大なご協力をいただいたことに感謝を申しあげ、ごあいさついたします。

茨木市長 福岡 洋一

目次

1	新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大	1
2	初期体制の確立	1
	(1) 国	1
	(2) 大阪府	1
	(3) 市	1
3	全期間における国・大阪府・市の対応	2
	(1) 令和2年	2
	(2) 令和3年	7
	(3) 令和4年	11
	(4) 令和5年	13
4	初期からの対応	13
	(1) 感染確認初期の対応	13
	(2) 市内での感染確認、感染者情報の公表	15
	(3) 市民への情報提供	16
5	茨木市新型コロナウイルス対策本部	18
	(1) 茨木市新型コロナウイルス対策本部	18
	(2) 茨木市に適用された特措法に基づく緊急事態措置等の期間	18
	(3) 茨木市新型コロナウイルス対策本部の開催状況	19
6	感染波と府内・市内の感染状況等の推移	24
	(1) 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置と感染者数との関係	24
	(2) 府内の感染状況の推移	26
	(3) 市内の感染状況の推移	29
7	市主催(共催)イベントの対応及び市有公共施設の感染症対策	32
	(1) イベントの対応	32
	(2) 公共施設の対応	39
8	小・中学校や幼稚園、保育施設等の感染症対策や臨時休業等	42
	(1) 小学校・中学校	42
	(2) 公立幼稚園	50
	(3) 保育所(保育施設)	51
	(4) 学童保育(保育施設)	52
9	医療・福祉関係機関の感染症対策	56
	(1) 医療	56
	(2) 福祉	56
10	感染者に対する市の取組	58

(1) 大阪府茨木保健所との連携	58
(2) 病院・診療所等の医療・検査体制.....	58
(3) 救急対応.....	58
(4) 電話相談.....	62
(5) 自宅療養者への支援	62
(6) PCR検査センターの設置	63
11 ワクチン接種対応	64
(1) 国の動向と市の対応.....	64
(2) 役割分担(各部の応援体制)	66
(3) 予約方法.....	66
(4) 集団接種.....	68
(5) 個別接種.....	71
(6) 接種状況.....	72
(7) 公民連携.....	74
(8) 市民の声	76
12 大阪府茨木保健所及び市内医療機関との連携	77
(1) 大阪府茨木保健所との連携について	77
(2) 茨木市医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力について.....	77
13 市の対策・対応	78
(1) 当初予算・補正予算の編成	78
(2) 庁舎における感染症対策	94
(3) 市民への給付事業	94
(4) 相談事業.....	98
(5) 事業者への支援(様々な業種に当てはまるもの)	99
(6) 事業者への支援(医療、子育て、福祉に関すること).....	105
(7) 教育に関する支援.....	112
(8) 市税等の免除・減免・猶予.....	113
(9) 期間の延長に関する支援	115
(10) その他事業	115
(11) 報道・市民周知啓発	116
(12) 斎場の対応	118
(13) 繁華街での見回り活動.....	118
(14) DXと働き方の変化.....	119
(15) オンラインへの取組(DX宣言)	121
(16) 入札契約における対策	122
(17) 避難所における対策	123

(18) 感染拡大防止対策.....	124
(19) 廃棄物処理の業務継続.....	133
14 寄附.....	134
15 今後の未知のウイルスに対する備え.....	140
(1) 感染症の現状と課題.....	140
(2) 国・府の動向	140
(3) 本市の対応.....	140

1 新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大

令和2年1月、厚生労働省は、中国において前年12月以降、原因となる病原体が特定されていない肺炎の発生が複数報告されていることを発表し、その後、中国に滞在歴のある肺炎患者が報告されたこと及び当該患者について新型コロナウイルス陽性の結果が得られたことを発表した。

大阪府内では令和2年1月29日から、茨木市内では同年3月7日から感染者が増加し、感染対策と経済対策を両立していくなかで、市民生活の様々な分野に影響が及んだ。

2 初期体制の確立

(1) 国

新型コロナウイルス感染症の緊急対応のため、令和2年1月30日付で「新型コロナウイルス感染症対策本部」を閣議決定により設置した。

同年3月13日、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」という。)の一部を改正し、同法の対象疾患として位置付けるとともに、同年3月26日、特措法第15条第1項の規定に基づく「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、3月28日には「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を発表した。

(2) 大阪府

新型コロナウイルス感染症について、住民や関係団体への啓発等により、その発生や二次感染を防止するとともに、医療体制の確保や感染原因の究明などを促進するため、令和2年1月24日に「大阪府新型コロナウイルス対策本部」を要綱制定により設置した。

その後、国の特措法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策本部」設置に伴い、同法第22条に基づく「大阪府新型コロナウイルス対策本部」を設置した。

(3) 市

市民生活の安全・安心を図るため、新型コロナウイルス感染症に関する国や大阪府の情報収集、市民への迅速な情報提供などの対応に加え、市が一丸となって対策を推進するため、令和2年1月30日に「茨木市新型インフルエンザ等対策行動計画」に準拠した「茨木市新型コロナウイルス対策会議」を開催した。

その後、庁内関係機関が相互に連絡調整を図り、総合的な対策を推進するため、「大阪府新型コロナウイルス対策本部」の設置を鑑み、同年2月19日に「茨木市新型コロナウイルス対策本部設置要綱」を制定し、同日から「茨木市新型コロナウイルス対策本部」を設置した。

3 全期間における国・大阪府・市の対応

(1) 令和2年

月日	国などの対応	府の対応	市の対応
1月6日	厚生労働省による中国の武漢で発生した原因不明の肺炎についての注意喚起文書発出		
1月15日	国内で初の症例を確認		
1月24日		大阪府新型コロナウイルス対策本部設置 第1回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議(以下「府本部会議」という。)を開催	
1月28日		第2回府本部会議を開催	速乾性の手指消毒剤を設置
1月29日		府内で初の症例を確認	
1月30日	内閣官房に新型コロナウイルス感染症対策本部設置		茨木市新型コロナウイルス対策会議を開催
1月31日		第3回府本部会議を開催	
2月1日	新型コロナウイルス感染症を感染症法上の指定感染症に指定、感染症の正式名称「COVID-19」を発表		
2月4日		帰国者・接触者相談センターを設置(府内保健所18か所)	
2月7日		第4回府本部会議を開催	
2月13日	国内初の感染による死者が発生		
2月18日		第5回府本部会議を開催	
2月19日		帰国者・接触者相談センターを24時間対応に変更	茨木市新型コロナウイルス対策本部を設置 第1回茨木市新型コロナウイルス対策本部会議(以下「市本部会議」という。)を開催 庁舎トイレに手洗い等を奨励する啓発ポスターを掲示
2月20日	イベント開催について方針を公表		第2回市本部会議を開催
2月25日	新型コロナウイルス感染症対策の基本方針決定		第3回市本部会議を開催

月日	国などの対応	府の対応	市の対応
2月26日	全国的なスポーツ文化イベント等の2週間の中止・延期、規模縮小等の対応を要請	第6回府本部会議を開催	第4回市本部会議を開催
2月27日	全国の小・中・高等学校に臨時休業を要請	医療機関向け新型コロナ受診・検査相談センターを設置	
2月28日		第7回府本部会議を開催	
2月29日		府有施設の一部を原則休館	第5回市本部会議を開催
3月2日		府立学校の臨時休校措置 市町村・私立幼稚園に臨時休園を要請	小・中学校臨時休校開始(～3月31日)
3月4日			第6回市本部会議を開催
3月5日			第7回市本部会議を開催
3月8日			第8回市本部会議を開催 コールセンター開設
3月13日		第8回府本部会議を開催 大阪府入院フォローアップセンターを設置	
3月14日	改正新型インフルエンザ等対策特別措置法施行(新型コロナウイルス感染症を法律上に位置づけ)		第9回市本部会議を開催
3月20日		第9回府本部会議を開催	
3月24日			第10回市本部会議を開催
3月26日	特措法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置、海外への渡航自粛を要請		
3月28日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針決定		
3月31日			第11回市本部会議を開催
4月1日		府内医療機関に対し、3,000件の病床確保の要請 新型コロナウイルス感染症対策協議会の設置 大阪健康安全基礎研究所が疫学調整チームを設置し、府内保健所等へ支援開始	
4月2日		第10回府本部会議を開催	
4月3日			第12回市本部会議を開催

月日	国などの対応	府の対応	市の対応
4月7日	基本的対処方針変更、7都府県に特措法第32条に基づく緊急事態宣言発出、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策閣議決定	第11回府本部会議を開催 外出自粛、イベント関係自粛を要請	第13回市本部会議を開催
4月8日			小・中学校臨時休校開始（見守り登校期間は4月9日から）
4月12日			感染症対策のうえ、市長選挙及び市議会議員補欠選挙を実施
4月13日		第12回府本部会議を開催	第14回市本部会議を開催 こころのケアセンターを設置
4月14日		宿泊療養開始 府内全域で施設の使用制限を要請	
4月16日	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策決定（布製マスクの配布、医療提供体制・検査体制の強化など）		
4月18日	緊急事態措置の対象区域を全都道府県に拡大		
4月20日	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の変更（特別定額給付金事業の実施等）	大阪府新型コロナウイルス対応状況管理システムを導入	
4月22日		第13回府本部会議を開催	
4月24日			庁舎での感染症予防対策として、飛沫防止版・ビニールシートを設置
4月27日		新型コロナウイルス助け合い基金の設置	
5月2日		第14回府本部会議を開催	
5月4日	緊急事態措置を5月31日まで延長決定 「新しい生活様式の実践例」を発出		
5月5日		第15回府本部会議を開催 大阪モデル作成	第15回市本部会議を開催
5月8日		大阪モデル運用開始	
5月11日			小・中学校臨時休校（登校日期间）開始（～5月31日）

月日	国などの対応	府の対応	市の対応
5月12日			職員の密集度緩和を目的として、執務室を分割(~6月5日)
5月14日	39県で緊急事態宣言の解除	第16回府本部会議を開催 大阪モデル緑色信号点灯	
5月15日			第16回市本部会議を開催
5月16日		要請内容の一部解除	
5月21日	3府県で緊急事態宣言の解除	第17回府本部会議を開催	
5月22日		緊急事態措置解除 新しい生活様式の実践の呼びかけ	第17回市本部会議を開催
5月24日		大阪コロナ追跡システム導入	
5月28日		第18回府本部会議を開催	
5月29日			第18回市本部会議を開催
6月19日	新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCONA)利用開始、イベントの参加人数の上限を1,000人に緩和	大阪の人・関西の人いらっしゃい!キャンペーン開始	
6月29日		第19回府本部会議を開催	
7月1日		感染防止宣言ステッカー申請開始	
7月3日		第20回府本部会議を開催 大阪モデル見直し	
7月10日	イベントの参加人数の上限を5,000人に緩和		
7月12日		第21回府本部会議を開催 大阪モデル黄色信号点灯	
7月22日	東京都発着を除く全国でGo To トラベルキャンペーンが開始		
7月28日		第22回府本部会議を開催	
7月29日			第19回市本部会議を開催
7月31日		第23回府本部会議を開催	
8月1日		5人以上の宴会等自粛等の要請(~8月31日)	
8月3日		濃厚接触者・検疫フォローアップセンター設置	
8月19日		第24回府本部会議を開催	

月日	国などの対応	府の対応	市の対応
8月28日	新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組を公表		
8月31日		第25回府本部会議を開催	
9月1日		多人数での宴会自粛等を要請	
9月17日		第26回府本部会議を開催	
9月24日			第20回市本部会議を開催
10月1日	Go To Eat 開始 Go To トラベル 東京発着追加 条件付で原則全ての国・地域からの新規入国許可		
10月8日		第27回府本部会議を開催	
10月10日		3密で唾液が飛び交う環境の自粛等を要請	
10月14日		「府における入院の勧告・措置の考え」を公表 Go To Eat Osaka 食事引換開始	
10月19日			「茨木市DX推進に関する宣言」を発出
10月21日			ドライブスルー方式によるPCR検査センターを開設
10月23日	中長期滞在者を対象とした出入国制限の一部緩和 新型コロナウイルス感染症分科会が「感染リスクが高まる5つの場面」を公表		
10月30日		診療・検査医療機関の指定開始	
11月11日		第28回府本部会議を開催	
11月12日		静かに飲食、マスクの徹底等を要請	
11月18日		「府における入院・療養に係る考え方」を追記	
11月20日		第29回府本部会議を開催	
11月21日		5人以上・2時間以上の飲み会・宴会の自粛 重症化リスクの高い方の不要不急の外出自粛等を要請	

月日	国などの対応	府の対応	市の対応
11月24日		第30回府本部会議を開催	
12月3日		第31回府本部会議を開催 大阪モデル赤信号点灯	
12月4日		不要不急の外出自粛等を要請 (~12月15日)	第21回市本部会議を開催
12月14日	Go To トラベル事業の全国一斉停止を公表 (12月28日~1月11日)	第32回府本部会議を開催 大阪モデル見直し	
12月15日		大阪コロナ重症センター運用開始	
12月16日		不要不急の外出自粛等を要請 (~1月13日)	
12月23日	感染症分科会が「現在直面する3つの課題」を公表		
12月25日	国内初のウイルス変異株を検出	第33回府本部会議を開催	
12月28日	全ての国・地域からの新規入国一時停止		

(2) 令和3年

月日	国などの対応	府の対応	市の対応
1月7日	首都圏4都府県に特措法第32条に基づく緊急事態宣言発出 特措法施行令を一部改正		
1月8日		第34回府本部会議を開催	
1月12日		第35回府本部会議を開催	
1月13日			第22回市本部開始を開催
1月14日	緊急事態措置の対象区域を11都府県に拡大	府域全域の飲食店、遊興施設へ時短要請(~2月28日)	
2月1日		第36回府本部会議を開催	
2月3日	緊急事態措置の対象区域を10都府県に変更し、期間を延長 (2月8日~3月7日)		第23回市本部会議を開催
2月9日		第37回府本部会議を開催	
2月13日	改正新型インフルエンザ等対策特別措置法施行(まん延防止等重点措置創設)		
2月19日		第38回府本部会議を開催 大阪モデル見張り番指標導入	
2月26日		第39回府本部会議を開催	

月日	国などの対応	府の対応	市の対応
2月27日			第24回市本部会議を開催
3月1日		飲食店、遊興施設へガイドライン遵守、CO2 センサー設置の協力依頼(～3月31日)	
3月18日		第40回府本部会議を開催	
3月19日			第25回市本部会議を開催
3月26日		第41回府本部会議を開催	
3月29日			第26回市本部会議を開催
3月31日		第42回府本部会議を開催	
4月1日	特措法第31条の4に基づくまん延防止等重点措置の公示	第43回府本部会議を開催 飲食店、遊興施設へ時短要請(～4月4日)	新型コロナワクチン接種に関する住民からの相談や健康被害救済の申請受付・給付の窓口を開設
4月2日			第27回市本部会議を開催
4月5日		飲食店等へ時短要請	
4月7日		第44回府本部会議を開催	
4月8日			第28回市本部会議を開催
4月14日		第45回府本部会議を開催	
4月15日			高齢者施設での新型コロナワクチン接種開始
4月20日		第46回府本部会議を開催 国に対して緊急事態宣言発出を要請	
4月23日	4都府県へ緊急事態宣言発出(4月25日～5月11日)	第47回府本部会議を開催 4月25日から6月20日まで酒類提供・カラオケ設備提供飲食店及びカラオケ店へ休業要請、その他飲食店等は時短要請	第29回市本部会議を開催
4月30日	都道府県に対し、飲食店における第三者認証制度の導入を呼びかけ		
5月6日		第48回府本部会議を開催	
5月7日	緊急事態宣言の期間延長及び区域の変更(6都府県)、まん延防止等重点措置の全部変更公示(3道県追加、2県除外)	第49回府本部会議を開催	第30回市本部会議を開催
5月12日			ワクチン集団接種開始
5月14日	緊急事態宣言の区域変更		

月日	国などの対応	府の対応	市の対応
5月21日	緊急事態宣言の期間延長及び区域変更(10都道府県、沖縄県のみ6月20日まで)		
5月25日		第50回府本部会議を開催	
5月28日		第51回府本部会議を開催	第31回市本部会議を開催
5月31日			ワクチン個別接種開始
6月16日		第52回府本部会議を開催	
6月17日	緊急事態宣言の期間延長及び区域の変更(沖縄県のみ7月11日まで)		
6月18日		第53回府本部会議を開催	第32回市本部会議を開催
6月21日	企業や大学等における職域単位でのワクチン接種開始	飲食店等、結婚式場へ時短要請(~7月11日)	
7月7日		第54回府本部会議を開催	
7月8日		第55回府本部会議を開催 大阪モデル見張り番指標が感染拡大兆候を探知	
7月9日			第33回市本部会議を開催
7月11日		まん延防止等重点措置	
7月12日		飲食店、結婚式場へ時短要請(~8月1日)	
7月26日		大阪府感染者情報システム(O-CIS)運用開始	
7月29日	ワクチン接種証明書申請受付開始		
7月30日	緊急事態宣言の期間延長及び区域の変更(6都府県)	第56回府本部会議を開催	第34回市本部会議を開催
8月2日		緊急事態措置(~9月30日) 酒類提供、カラオケ設備を提供する飲食店、遊興施設、結婚式場、カラオケ店へ休業要請、その他時短要請	
8月3日	重症者、重症化リスクの高い人以外は原則自宅療養の方針を示す		
8月17日	緊急事態宣言の期間延長と区域の変更(9月12日まで13都府県)		
8月18日		第57回府本部会議を開催	

月日	国などの対応	府の対応	市の対応
8月20日		緊急事態措置延長	第35回市本部会議を開催
8月25日	緊急事態宣言の区域変更(21都府県)		
8月27日			「行政手続オンライン化基準」を決定
9月9日	緊急事態宣言の期間延長及び区域の変更(9月30日まで、19都道府県)	第58回府本部会議を開催	
9月10日			第36回市本部会議を開催
9月27日	抗原検査キットの薬局販売解禁		
9月28日	国対策本部「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」発表、全ての区域で緊急事態の終了	第59回府本部会議を開催	
9月29日			第37回市本部会議を開催
10月1日		緊急事態措置解除 大阪モデル黄色信号点灯 飲食店等、結婚式場へ時短要請又は時短協力要請(~10月24日)	
10月21日		第60回府本部会議を開催	
10月22日			第38回市本部会議を開催
10月25日		大阪モデル緑色信号点灯 飲食店等、結婚式場へ同一テーブル4人以内等要請(~11月30日)	
10月28日		診療型宿泊施設の開設	
11月5日		自宅待機者等24時間緊急サポートセンター(自宅待機SOS)運営開始	
11月8日	ワクチン接種証明保持者に対する入国後4日目からの行動制限の見直し、外国人の新規入国制限の見直し		
11月12日	「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」を公表		

月日	国などの対応	府の対応	市の対応
11月19日	基本的対処方針全部変更、ワクチン・検査パッケージ制度要綱決定、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策を閣議決定（子育て世帯への臨時特別給付金、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金等）		
11月24日		大阪いらっしやいキャンペーン開始	
11月25日		第61回府本部会議を開催	
11月26日	世界保健機関（WHO）が南アフリカなどで検出された変異ウイルスを「オミクロン株」と命名し、「懸念される変異株」に指定		第39回市本部会議を開催
11月30日	全世界を対象に、外国人の新規入国を原則停止、「オミクロン株」が空港検疫で国内初検出を公表		
12月2日		オミクロン株濃厚接触者ホテルの開設・運営開始	
12月13日			自宅療養者支援センターを設置
12月20日	ワクチン接種証明アプリ運用開始		
12月22日	「オミクロン株」の大阪府での市中感染を確認	第62回府本部会議を開催	
12月23日		第63回府本部会議を開催	
12月24日			第40回市本部会議を開催

(3) 令和4年

月日	国などの対応	府の対応	市の対応
1月7日		第64回府本部会議を開催	
1月21日		第65回府本部会議を開催 京都府、兵庫県とともにまん延防止等重点措置の適用を国に要請	
1月24日		第66回府本部会議を開催	
1月25日	大阪府を含む18道府県に、まん延防止等重点措置を適用（	第67回府本部会議を開催	第41回市本部会議を開催

月日	国などの対応	府の対応	市の対応
	1月27日から2月20日まで)	1月27日から3月21日まで、飲食店等、結婚式場時短要請(21時まで)、その他時短要請(20時まで)等	
2月8日		「医療非常事態宣言」を発出	
2月10日	まん延防止等重点措置の適用期間を延長(~3月6日)		
2月14日		第68回府本部会議を開催	
2月16日		第69回府本部会議を開催	
2月18日		第70回府本部会議を開催	第42回市本部会議を開催
2月28日		第71回府本部会議を開催	
3月4日	まん延防止等重点措置の適用期間を延長(~3月21日)	第72回府本部会議を開催	第43回市本部会議を開催
3月16日		第73回府本部会議を開催	
3月18日		第74回府本部会議を開催 3月22日から5月22日まで、飲食店等、結婚式場で同一テーブル4人以内等の要請	第44回市本部会議を開催
4月21日		第75回府本部会議を開催	
4月22日			第45回市本部会議を開催
5月18日		第76回府本部会議を開催	
5月20日			第46回市本部会議を開催
5月23日		第77回府本部会議を開催	
7月11日		第78回府本部会議を開催	
7月12日			第47回市本部会議を開催
7月27日		第79回府本部会議を開催	
7月28日			第48回市本部会議を開催
8月25日		第80回府本部会議を開催	
8月26日			第49回市本部会議を開催
9月8日	「With コロナに向けた政策の考え方」を公表 基本的対処方針を変更し、9月26日から、感染者数の全数届出見直し		
9月14日		第81回府本部会議を開催	第50回市本部会議を開催
9月26日		感染者数の全数届出見直し	
10月11日		第82回府本部会議を開催	第51回市本部会議を開催
11月8日		第83回府本部会議を開催	第52回市本部会議を開催

月日	国などの対応	府の対応	市の対応
12月26日		第84回府本部会議を開催	第53回市本部会議を開催

(4) 令和5年

月日	国などの対応	府の対応	市の対応
1月31日		第85回府本部会議を開催	第54回市本部会議を開催
2月24日		第86回府本部会議を開催	第55回市本部会議を開催
3月22日		第87回府本部会議を開催	
4月28日	改正新型インフルエンザ等対策特別措置法公布	第88回府本部会議を開催	
5月7日		大阪モデル廃止	
5月8日	新型コロナウイルスの感染症法上の分類変更 新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止	大阪府新型コロナウイルス対策本部を廃止	茨木市新型コロナウイルス対策本部を廃止

4 初期からの対応

(1) 感染確認初期の対応

市民に対しては、市内で初めて感染者が確認された令和2年3月7日から、手洗い、咳エチケット等を徹底し、感染の不安から医療機関等に事前に相談をせずに医療機関を受診することや感染しやすい環境に行くことを避けていただくようお願いした。また、風邪症状があれば、外出を控え、やむを得ず、外出する場合にはマスクの着用をお願いするなど、感染拡大防止の啓発に努めた。また、重症化しやすいとされた高齢者等への対策としては、医療機関、高齢者施設及び障害者施設、妊婦（妊娠届出者）に対して、マスクの提供を行った。これらの問い合わせに対応するため、3月8日から市職員による「新型コロナウイルス感染症に関するコールセンター」を立ち上げた。コールセンターはその後、特別定額給付金やワクチン予約のコールセンターと一体化し、業務委託により運営を継続した。

市職員に対しては、感染症予防の観点から、2月26日から出先機関等含む窓口業務に従事する職員へマスク着用を義務付け、3月4日からは職員の時差出勤制度を試行した。緊急事態宣言発出を受け、4月20日からは2交代制による業務継続体制を構築し、優先業務を精査の上、2班体制により、一方の班に感染者が発生した場合でも継続的な行政サービスを提供できる体制を整えた。

さらに、国や府の動きに合わせて、市が主催・共催するイベントの中止・延期の検討を行うとともに、備蓄マスクや消毒液の配布、公共施設の使用料の返還など、市民や職員で感染が拡大した場合の対応について、国や大阪府からの情報をもとに、市としての対応を検討し、適宜対応した。

庁舎等における対策としては、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、感染予防のため、令和

2年1月28日から市役所本館玄関5か所・南館玄関3か所・合同庁舎玄関1か所の計9か所に速乾性の手指消毒剤を設置した。さらに、本館・南館・合同庁舎のトイレに2月13日から洋式トイレの蓋を閉めてから流すよう啓発するポスター、2月19日からは手洗い等を奨励する啓発ポスターを掲示し、3月2日に定期的に事務室の窓を開け、換気するよう全庁に注意喚起し、7月9日に職員による施設消毒マニュアル(本館・南館用)を作成して庁内サイトに掲載した。

また、密集しやすい環境を避ける観点から、令和2年3月3日から本館1階市民課前待合ロビーの椅子を一部間引き、向きを変えて来庁者同士が対面にならないようにした。そして、4月27日から市役所駐車場横の屋外喫煙所を閉鎖した。(同年6月1日に閉鎖解除)

さらに、令和2年4月24日から順次、各フロアの窓口に飛沫防止板・ビニールシートを設置し、令和2年5月12日から職員の密集度の緩和を目的に大会議室、交流コーナー、理事者控室等を利用し、執務室の分割を実施した。(同年6月5日で分割終了)

なお、公用車についても、乗車時は窓開け等で外気を取り込み、換気を行うよう注意喚起していたが、令和3年4月14日からは乗車時にエアコンによる外気導入及び窓開け換気を常時行うことに加えて、乗降車時に車内をアルコール消毒するよう職員に通知した。

緊急事態宣言を受けた感染症対策としては、各種窓口における手続の郵送を推奨することとし、令和2年4月10日に庁内に通知を行い、通常であれば申請者が負担する返信時の郵送料を、市が負担することとした。

審議会の開催に関しては、規則を整備し、特例的に書面による開催を可能とすることで、接触機会の低減を図った。

令和2年4月12日に執行した市長選挙及び市議会議員補欠選挙における感染症対策としては、まず、投票所及び期日前投票所において、消毒液、使い捨て鉛筆等を設置するとともに、個人の筆記用具の持ち込みを可能とした。また、投票所の出入口を分け、投票記載台(2人使用)のひとつを閉鎖し、使用制限を設けるなど、密にならないように会場の設営を工夫するとともに、投票所が混雑しないように入場制限や会場整理を行い、密閉空間とならないよう換気にも努めた。さらに、マスク未着用の選挙人には、マスクを配布した。その他の感染防止対策として、記載台等は、使い捨て手袋を着用の上、定期的に消毒を行った。

そして、感染が疑われる選挙人については、感染拡大防止のため、投票日当日の共通投票所を市役所内に1か所開設した。

マスクの着用、咳エチケット、投票所の混雑していない時間帯での投票についての協力や、帰宅後の手洗い、うがい、消毒等の徹底などを呼び掛けた。

さらに、選挙人に少しでも安心して投票してもらえるよう、市ホームページ、SNS、選挙周知ちらし、宣伝車等を使用して、投票所における感染症対策をお知らせするとともに、投票所の混雑状況等もSNSで発信した。

保育所・幼稚園の感染症対策としては、手指消毒のためのアルコールやペーパータオル、こども用マスクなどの調達を行ったほか、施設内での密集を避けるためにパーティションの導入や各種行事の中止などを行った。職員向けには、感染の恐れがある場合にPCR検査を実施し、対策

を行った。

学童保育室の感染症対策としては、令和2年3月2日からの小学校における臨時休業の間も、国からの要請により学童保育室を開室したが、利用者に対して、登室自粛と家庭保育協力を呼びかけ、登室を自粛した利用者に対しては、学童保育室利用料の還付を行った。また、学童保育室の利用にあたっては、登室前の検温、マスク着用、体調不良時には登室しないよう利用者への呼びかけを行った。

緊急事態宣言後、国、府からの要請に基づき、一日保育を実施したが、同年4月9日から小学校における見守り登校が始まったことに伴い、4月13日以降は、学童保育利用者が小学校の見守り登校と学童保育を併用して利用できるよう教育委員会などの関係機関と調整を行った。

さらに、同年4月21日からはさらなる感染防止の徹底を行うために、臨時休業を行い、医療従事者等のエッセンシャルワーカー等に学童保育利用申請書の提出を求める特例保育を実施し、感染拡大防止とこどもの居場所の確保を図りながら適宜対応した。

市立小・中学校の感染症対策としては、令和2年2月28日付で大阪府教育庁より府立学校における一斉臨時休校措置について通知があり、教育委員会において、3月2日以降市立小・中学校を臨時休校とする措置を行った。その後、府域の感染状況を鑑み、引き続き、4月8日から5月6日までの間を臨時休校とする措置を行うこととなった。5月11日からは、登校日期間として、児童生徒一人当たり週1回だけ登校する分散登校を行い、1教室の人数を15人以内として、座席等の距離を1～2m離す措置を行った。6月1日から6月14日までの間はスタートアップ期間として、学級を午前グループと午後グループに分け、1日3時間ずつの授業を行う分散登校を実施した。校内の感染対策については、大阪府教育庁の「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に基づいて対応した。

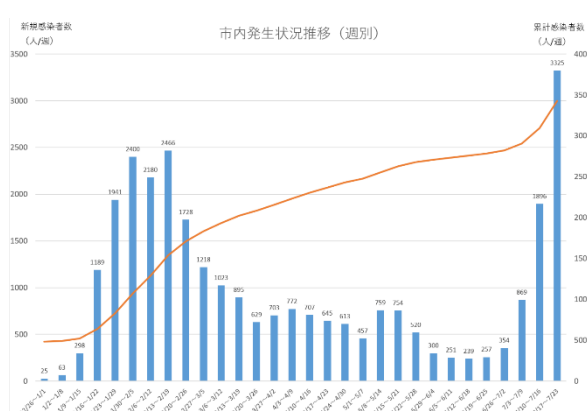
(2) 市内での感染確認、感染者情報の公表

市では、大阪府から公表される情報をもとに、市内の感染状況を市ホームページで公表した。

【令和2年からの公表イメージ】

発表日	発表時間	発表内容	発表場所	発表種別	発表内容	発表種別
287	令和2年11月17日	00	女性	無職	11月17日発表(確認)	-
286	令和2年11月17日	00	女性	無職	11月17日発表(確認)	-
285	令和2年11月15日	70	男性	会社員	11月15日発表(確認)	-
284	令和2年11月17日	70	女性	会社員	11月17日発表(確認)	-
283	令和2年11月17日	70	男性	大學生	11月17日発表(確認)	-
282	令和2年11月15日	20	女性	大學生	11月15日発表(確認)	-
281	令和2年11月15日	50	男性	会社員	11月15日発表(確認)	-
280	令和2年11月14日	90	女性	無職	11月14日発表(確認)	-
279	令和2年11月14日	80	女性	無職	11月14日発表(確認)	-
278	令和2年11月14日	60	男性	会社員	11月14日発表(確認)	-
277	令和2年11月14日	50	女性	会社員	11月14日発表(確認)	-
276	令和2年11月14日	50	女性	パート	11月14日発表(確認)	-

【令和3年からの公表イメージ】



(3) 市民への情報提供

令和2年3月5日に、大阪府発表の新型コロナウイルス感染症患者の中に、市内商業施設の従業員が含まれていることが判明したことを受け、3月6日に市ホームページに市長メッセージを掲載し、市民に対して必要以上に心配しないこと、引き続き基本的な感染症対策に努めていただくことなどを呼びかけた。翌7日に市内で初めて感染者が確認されたことから、同日、2つ目の市長メッセージとして、公共施設の休館及びコールセンターの設置を決定したことなどを掲載した。以降、計49回にわたり、新型コロナウイルス感染症及び新型コロナワクチンに係る市長メッセージを市ホームページに掲載するとともに、SNSでの情報発信を行った。

広報誌においては、令和2年4月号に新型コロナウイルス感染症の予防の啓発特集を巻頭で見開き2ページで掲載した。翌月には、新型コロナウイルス感染症に関する支援情報一覧を6ページで掲載し、その後も、継続的な情報発信を実施した。

また、若者を中心に感染を広めやすいと言われたこともあり、市内大学の学生と意見交換を行い、令和2年8月3日に市内6大学とともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた共同声明を発表する等、感染症拡大予防に努めた。

The screenshot shows the Ibaraki City website interface. At the top, there is a navigation bar with the city logo and various utility links like '各種相談窓口' and 'Select Language'. Below that is a main menu with categories such as '暮らし・手続き', '医療・健康・福祉', '子育て・教育', '歴史・文化・スポーツ', '産業・事業者', and '市政情報'. The breadcrumb trail indicates the current page is '市民の皆さまへ (市長メッセージ)'. The main content area features a blue header for '市民の皆さまへ (市長メッセージ)' with a '更新日: 2021年12月15日' label. The article text describes a COVID-19 case in a store on March 5th, mentioning staff and the city's response. A sidebar on the right contains a search bar and a list of related articles, including '新型コロナウイルス感染症対策等について' and '市民の皆さまへ (市長メッセージ: 自宅療養・濃厚接触者として自宅待機されている皆さまへ) [1月21日]'.

市HPの市長メッセージ

特集1

新型コロナウイルス感染症について

(3月18日現在)

市コールセンター ☎ 655・2750、☎ 655・2760 (平日の午前9時～午後5時)

市民の皆さまへ

本市では、2月19日に「茨木市新型コロナウイルス対策本部」を設置し、関係機関と連携しながら感染拡大の防止に向けて全力で取り組んでいるところです。

市民の皆さまには、本特集をご一読いただき、改めて手洗いやせきエチケット、室内の換気などの基本的な感染症対策を徹底していただきますようお願いいたします。ご心配事がございましたら、市コールセンターへご連絡ください。

なお、感染された方に対しては、安心して療養できるように、決してSNS等での詮索や誹謗中傷をされることのないよう併せてお願い申し上げます。

茨木市長 福岡洋一



対策本部会議の様子



市コールセンターの様子

◆ 感染ルート 接触感染と飛沫感染の2つが考えられています。

接触感染

感染者がくしゃみやせきを押さえ、手で周りの物に触れるとウイルスが付着します。非感染者がその部分に触れると、ウイルスが非感染者の手に付着し、その手で鼻や口等に触ることで、感染者に直接触れなくても感染する可能性があります。

飛沫感染

感染者のくしゃみ、せき等による飛沫と一緒にウイルスが放出され、周りの人がそのウイルスを口や鼻から吸い込んで感染します。



◆ 感染を避けるために 感染者を増やさないために一人ひとりが意識してください。

①こまめな手洗い(右ページ参照)、②混雑した場所を避ける、③普段の健康管理、④適度な湿度と換気、⑤共用品を使わないなどを心がけてください。また、せき、くしゃみをするときは、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖等を使って、口や鼻を覆うせきエチケットを心がけましょう(右ページ参照)。

〈これまでに明らかになった集団感染の共通点〉

- ・換気が悪い
- ・人が密になって過ごすような空間
- ・不特定多数の人が接触するおそれが高い場所
(例：ライブハウス、スポーツジム等)

広報いばらき 令和2年4月号巻頭特集記事から抜粋

5 茨木市新型コロナウイルス対策本部

(1) 茨木市新型コロナウイルス対策本部

令和2年2月19日に、茨木市新型コロナウイルス対策本部設置要綱を制定し、第1回目の「茨木市新型コロナウイルス対策本部会議」を開催して、新型コロナウイルス感染症の概要、国及び大阪府の対応について市内で共有を図った。以後、特措法に基づく国の対策本部が設置され、同法第34条に基づき、緊急事態宣言が発出された際には、法に基づく対策本部に変更し、国の新型コロナウイルス感染症対策本部や新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針、大阪府の新型コロナウイルス対策本部の決定事項を踏まえ、市主催・共催のイベントや集会についての中止・延期・人数制限等の決定や、公立学校園の休校・休園、市所有施設の休館や入館制限等、感染症拡大防止のための対策を検討し、方針決定を行った。

令和4年9月8日には国の新型コロナウイルス感染症対策本部で「With コロナに向けた政策の考え方」が決定され、「感染拡大が生じて、一般医療や救急医療等を含む我が国の保健医療システムを機能させながら、社会経済活動を維持することが可能」との考えが示されたことから、市においても「With コロナ」の立場に基づき、新型コロナウイルス感染症を警戒しながらも事業や行事を予定どおり設定・開催していく方向を決定した。

令和5年4月27日、国において、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5月8日から5類感染症に位置づけることが決定されたため、同日付で国の新型コロナウイルス感染症対策本部、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が廃止され、特措法に基づき実施してきた住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置」が終了した。大阪府においても新型コロナウイルス対策本部が廃止されたことを受け、5月8日付で茨木市新型コロナウイルス対策本部を廃止した。

茨木市新型コロナウイルス対策本部構成員	
本部長	市長
副本部長	副市長 危機管理監
本部長	教育長 総務部長 企画財政部長 市民文化部長 福祉部長 健康医療部長 こども育成部長 産業環境部長 都市整備部長 建設部長 会計管理者 教育総務部長 学校教育部長 議会事務局長 水道部長 消防長

(2) 茨木市に適用された特措法に基づく緊急事態措置等の期間

年	措置を実施すべき期間	措置等
令和2年 (2020年)	4月7日 ~ 5月6日	① 緊急事態措置
	~ 5月22日	① 緊急事態措置(延長)
令和3年 (2021年)	1月14日 ~ 2月7日	② 緊急事態措置
	~ 2月28日	② 緊急事態措置(延長)
	4月5日 ~ 4月24日	① まん延防止等重点措置

年	措置を実施すべき期間	措置等
令和3年 (2021年)	4月25日 ~ 5月11日	③ 緊急事態措置
	~ 5月31日	③ 緊急事態措置(延長)
	~ 6月20日	③ 緊急事態措置(延長)
	6月21日 ~ 7月11日	② まん延防止等重点措置
	~ 8月1日	② まん延防止等重点措置(延長)
	8月2日 ~ 8月31日	④ 緊急事態措置
	~ 9月12日	④ 緊急事態措置(延長)
令和4年 (2022年)	~ 9月30日	④ 緊急事態措置(延長)
	1月27日 ~ 2月20日	③ まん延防止等重点措置
	~ 3月6日	③ まん延防止等重点措置(延長)
	~ 3月21日	③ まん延防止等重点措置(延長)

(3) 茨木市新型コロナウイルス対策本部の開催状況

① 令和2年の開催状況

回	月	日	曜日	形式	主な議題
1	2	19	水	対面	新型コロナウイルスの現状等について
2	2	20	木	対面	市主催(共催含む)の市民が参加するイベントや集会について 原則延期又は中止【期間:当面、1か月間(3月20日まで)】 学校の卒業式など、中止又は延期が困難なイベント等について 総合的に判断し、感染予防に配慮した対応を行う【期間:当面、1か月間(3月20日まで)】
3	2	25	火	対面	市主催(共催事業を含む)事業の中止に伴う参加料等について 【期間:令和2年2月20日~3月20日まで】
4	2	26	水	対面	医療機関、高齢者施設及び障害者施設、妊婦へのマスクの提供について 【期間:令和2年3月10日】 窓口業務に従事する市職員(出先機関等を含む)のマスク着用義務について 【期間:令和2年3月10日】
5	2	29	土	対面	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応(施設の休館等)について 【期間:令和2年3月2日から3月20日まで(当面の間)】
6	3	4	水	対面	各施設の状況について
7	3	5	木	対面	大阪府内新型コロナウイルス感染症発生状況について
8	3	8	日	対面	大阪府内新型コロナウイルス感染症発生状況について 妊婦へのマスクの提供及び窓口業務に従事する市職員(出先機関等を含む)のマスク着用義務について 【期間:令和2年4月10日(延長)】
9	3	14	土	対面	市主催(共催含む)のイベント中止について 【期間:令和2年3月31日まで】 公共施設の休館等について 【期間:令和2年3月31日まで】 市主催(共催事業を含む)事業の中止に伴う参加料等について 【期間:令和2年3月31日まで(延長)】

回	月	日	曜日	形式	主な議題
10	3	24	火	対面	<p>市主催（共催含む）のイベントの延期・中止について 【期間：令和2年4月1日から当分の間】</p> <p>公共施設の休館等について 【期間：令和2年4月1日から当分の間】</p> <p>市主催（共催事業を含む）事業の中止に伴う参加料等について 【期間：令和2年4月1日から当分の間（延長）】</p>
11	3	31	火	対面	<p>新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく「茨木市新型コロナウイルス対策本部」の設置について</p> <p>市主催（共催含む）のイベントの延期・中止及び公共施設の休館等について 【令和2年4月1日から当分の間、一部再開としていたものは、中止し、3月31日までの対応を5月10日まで延長】</p>
12	4	3	金	対面	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる令和2年度当初市立小中学校の対応について（4月3日決定） （報告）</p> <p>妊婦へのマスクの提供及び窓口業務に従事する市職員（出先機関等を含む）のマスク着用義務について 【当分の間（延長）】</p>
13	4	7	火	対面	<p>公共施設の休館等について 【期間：令和2年4月7日～5月6日】</p> <p>幼稚園・保育所・学童保育室等の対応について</p> <p>コールセンターの対応について</p> <p>DV相談等の周知について</p> <p>茨木市長選挙及び茨木市議会議員補欠選挙の執行について</p>
14	4	13	月	対面	<p>大阪府緊急事態措置「施設の使用制限の要請等」について 【期間：令和2年4月14日～5月6日】</p>
15	5	5	火	対面	<p>市主催（共催含む）のイベントの延期・中止について 【令和2年5月10日までの対応を5月31日まで延長】</p> <p>公共施設の休館等について 【令和2年5月10日までの対応を5月31日まで延長】</p> <p>幼稚園・保育所・学童保育室等の対応について</p>
16	5	15	金	対面	<p>市主催（共催含む）のイベントの延期・中止及び公共施設等の対応について 【現在の措置を5月31日まで継続】</p> <p>幼稚園・保育所・学童保育室等の対応について</p>
17	5	22	金	対面	<p>市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会の対応について 【現在の措置（中止・延期）を5月31日まで継続】</p> <p>公共施設等について 【現在の措置（休館等）を5月31日まで継続】</p> <p>幼稚園・保育所・学童保育室等の対応について</p>
18	5	29	金	対面	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて 【期間：令和2年5月30日～7月31日】</p>
19	7	29	水	対面	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて 【期間：令和2年8月1日～8月20日】</p>
20	9	24	木	対面	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて 【期間：令和2年9月19日～10月9日】</p> <p>公共施設の利用定員の緩和に伴う取扱いについて</p>

回	月	日	曜日	形式	主な議題
21	12	4	金	対面	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて 【期間:令和2年12月4日～12月15日】

② 令和3年の開催状況

回	月	日	曜日	形式	主な議題
22	1	13	水	対面	市主催(共催含む)の市民が参加するイベントや集会について 【期間:令和3年1月17日～2月7日】 公共施設等について 【期間:令和3年1月14日～2月7日】
23	2	3	水	対面	市主催(共催含む)の市民が参加するイベントや集会について 【現在の措置を令和3年3月7日まで継続】 公共施設等について 【現在の措置を令和3年3月7日まで継続】
24	2	27	土	対面	市主催(共催含む)の市民が参加するイベントや集会及び公共施設の対応について 【期間:令和3年3月1日～3月21日】
25	3	19	金	対面	市主催(共催含む)の市民が参加するイベントや集会及び公共施設の対応について 【期間:令和3年3月22日～3月31日】
26	3	29	月	対面	市主催(共催含む)の市民が参加するイベントや集会及び公共施設の対応について 【期間:令和3年4月1日～4月21日】
27	4	2	金	対面	市主催(共催含む)の市民が参加するイベントや集会及び公共施設の対応について 【期間:令和3年4月5日～5月5日】
28	4	8	木	対面	市主催(共催含む)の市民が参加するイベントや集会及び公共施設の対応について(変更点※) 【期間:令和3年4月9日～5月5日】 ※新たに「大阪府域全域における不要不急の外出・移動自粛」及び「大阪市の施設等に対し、4月9日から、午前5時～午後9時の営業時間短縮等の協力依頼」
29	4	23	金	対面	市主催(共催含む)の市民が参加するイベントや集会について 原則延期及び中止【期間:令和3年4月25日～5月11日】 公共施設等について 原則休館【期間:令和3年4月25日～5月11日】
30	5	7	金	対面	市主催(共催含む)の市民が参加するイベントや集会について 原則延期及び中止【期間:令和3年5月12日～5月31日】 公共施設等について 原則休館【期間:令和3年5月12日～5月31日】
31	5	28	金	対面	市主催(共催含む)の市民が参加するイベントや集会について 原則中止【期間:令和3年6月1日～6月20日】 公共施設等について 原則休館【期間:令和3年6月1日～6月20日】
32	6	18	金	対面	市主催(共催含む)の市民が参加するイベントや集会について 【期間:令和3年6月21日～7月11日】 公共施設等について 【期間:令和3年6月21日～7月11日】

回	月	日	曜日	形式	主な議題
33	7	9	金	対面	市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会について 【期間：令和3年7月12日～8月22日】
					公共施設等について 【期間：令和3年7月12日～8月22日】
					修正「大阪モデル」について
34	7	30	金	対面	市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会について 【期間：令和3年8月2日～8月31日】
					公共施設等について 【期間：令和3年8月2日～8月31日】
35	8	20	金	対面	市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会について 【期間：令和3年8月20日～9月12日】
					公共施設等について 【期間：令和3年8月20日～9月12日】
36	9	10	金	対面	市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会について 【期間：令和3年9月13日～9月30日】
					公共施設等について 【期間：令和3年9月13日～9月30日】
37	9	29	水	対面	市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会及び公共施設の対応について 【期間：令和3年10月1日～10月31日※】
					※国対策本部において、大阪府が「緊急事態措置を実施すべき区域」から除外された場合に発効
38	10	22	金	対面	市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会及び公共施設の対応について 【期間：令和3年10月25日～11月30日】
39	11	26	金	対面	市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会及び公共施設の対応について 【期間：令和3年12月1日～12月31日】
40	12	24	金	対面	市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会及び公共施設の対応について 【期間：令和3年12月24日～令和4年1月31日】

③ 令和4年の開催状況

回	月	日	曜日	形式	主な議題
41	1	25	火	対面	市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会及び公共施設の対応について 【期間：令和4年1月27日～2月20日※】
					※大阪府が「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」として公示されることを条件とする
42	2	18	金	書面	市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会及び公共施設の対応について 【期間：令和4年2月21日～3月6日】
43	3	4	金	書面	市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会及び公共施設の対応について 【期間：令和4年3月7日～3月21日】
44	3	18	金	書面	市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会及び公共施設の対応について 【期間：令和4年3月22日～4月24日】
45	4	22	金	対面	市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会及び公共施設の対応について 【期間：令和4年4月25日～5月22日】
					大阪モデル「警戒」への移行（黄色信号点灯）について（適用日：令和4年4月25日）

回	月	日	曜日	形式	主な議題
46	5	20	金	対面	市主催(共催含む)の市民が参加するイベントや集会及び公共施設の対応について 【期間:令和4年5月23日~当面の間】 大阪モデル「警戒解除」への移行(緑信号点灯)について(適用日:令和4年5月23日)
47	7	12	火	対面	市主催(共催含む)の市民が参加するイベントや集会及び公共施設の対応について 【期間:令和4年7月12日~当面の間】 大阪モデル「警戒」への移行(黄信号点灯)について(適用日:令和4年7月11日)
48	7	28	木	対面	市主催(共催含む)の市民が参加するイベントや集会及び公共施設の対応について 【期間:令和4年7月28日~8月27日】 大阪モデル「非常事態」への移行(赤信号点灯)について(適用日:令和4年7月27日)
49	8	26	金	対面	市主催(共催含む)の市民が参加するイベントや集会及び公共施設の対応について 【期間:令和4年8月28日~9月27日】
50	9	14	水	書面	市主催(共催含む)の市民が参加するイベントや集会及び公共施設の対応について 【期間:令和4年9月15日~当面の間】 大阪モデル「警戒」への移行(黄信号点灯)について(適用日:令和4年9月14日)
51	10	11	火	書面	市主催(共催含む)の市民が参加するイベントや集会及び公共施設の対応について 【期間:令和4年10月12日~当面の間】 大阪モデル「警戒解除」への移行(緑信号点灯)について(適用日:令和4年10月11日)
52	11	8	火	書面	市主催(共催含む)の市民が参加するイベントや集会及び公共施設の対応について 【期間:令和4年11月9日~当面の間】 大阪モデル「警戒」への移行(黄信号点灯)について(適用日:令和4年11月8日)
53	12	26	月	書面	市主催(共催含む)の市民が参加するイベントや集会及び公共施設の対応について 【期間:令和4年12月27日~当面の間】 大阪モデル「非常事態」への移行(赤信号点灯)について(適用日:令和4年12月26日)

④ 令和5年の開催状況

回	月	日	曜日	形式	主な議題
54	1	31	火	書面	市主催(共催含む)の市民が参加するイベントや集会及び公共施設の対応について 【期間:令和5年2月1日~当面の間】 大阪モデル「警戒」への移行(黄信号点灯)について(適用日:令和5年1月31日)
55	2	24	金	書面	市主催(共催含む)の市民が参加するイベントや集会及び公共施設の対応について 【期間:令和5年2月24日~5月7日】 市職員のマスク着用等について 【期間:令和5年3月13日~5月7日】 「With コロナ体制」への移行に向けた対応について 大阪モデル「警戒解除」への移行(緑信号点灯)について(適用日:令和5年2月24日)
	5	8	月		廃止

6 感染波と府内・市内の感染状況等の推移

(1) 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置と感染者数との関係

① 第1波(令和2年1月29日～6月13日)

国内では、令和2年2月から4月にかけて感染拡大が収まる気配がなく、同年4月7日、最初の「緊急事態宣言」を国が発出し、大阪府や東京都など一部の都道府県において緊急事態措置が講じられ、大阪府においては飲食店をはじめとした幅広い業種に休業要請を行うことになった。また、同年4月15日には緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことにあわせて期間延長されたが、感染者数が減少に転じたことをもって同年5月22日「緊急事態宣言」が解除された。

	感染者数	重症者数	重症化率	死亡者数	死亡率
大阪府	1,786人	147人	8.2%	87人	4.9%
全国	17,179人	—	—	925人	5.4%

② 第2波(令和2年6月14日～10月9日)

令和2年7月から8月にかけて第1波を上回る感染者数となった。感染拡大を防ぐために、酒類を提供する飲食店やカラオケ店等への営業時間の短縮(時短営業)や府民に対して、多人数の宴会の自粛等の要請が大阪府から行われた。

	感染者数	重症者数	重症化率	死亡者数	死亡率
大阪府	9,271人	232人	2.5%	142人	1.5%
全国	70,012人	—	—	698人	1.0%

③ 第3波(令和2年10月10日～令和3年2月28日)

令和2年9月下旬頃からは、しばらく感染者数は減少していたが、令和2年11月上旬から再び増加傾向がとなり、同年12月に入るとその増加傾向が急激に高まり、重症化リスクの高い高齢者の感染者数・感染割合ともに増加した。令和3年1月14日には、2回目の「緊急事態宣言」が発出された。府民等に対して大阪府から、大阪市を中心とした飲食店等の時短営業や高齢者施設や医療機関等の従業員への感染防止対策が要請された。

	感染者数	重症者数	重症化率	死亡者数	死亡率
大阪府	36,064人	1,148人	3.2%	938人	2.6%
全国	343,342人	—	—	6,262人	1.8%

④ 第4波(令和3年3月1日～6月20日)

緊急事態措置の期間延長が行われた後、令和3年2月28日「緊急事態宣言」が解除された。しかしながら、3月下旬以降再び感染者数は増加に転じ、同年4月5日、最初の「まん延防止等重点措置」が発出され、4人以下でのマスクの会食の徹底等が府民に要請されたが、感染拡大傾向は続いた。この頃、大阪府では一般診療に影響が出るレベルでの医療危機に陥った。

また、従来型ウイルスよりも感染力が強いアルファ株が感染主体となり、大阪府でも従来株からの置き換わりが急速に進行した。令和3年4月25日、3回目の「緊急事態宣言」が発出され、飲食店への時短営業のほか、酒類やカラオケを提供する飲食店には休業要請が行

われた。その後、期間延長を経て同年6月20日「緊急事態宣言」が解除されたが、感染者数減少が鈍化していたため、翌日21日から2回目の「まん延防止等重点措置」に移行した。

	感染者数	重症者数	重症化率	死亡者数	死亡率
大阪府	55,318人	1,757人	3.2%	1,541人	2.8%
全国	350,398人	—	—	6,510人	1.9%

⑤ 第5波(令和3年6月21日～12月16日)

「まん延防止等重点措置」期間となっていたが、令和3年7月中旬以降感染拡大が加速したことから、同年8月2日付で4回目の「緊急事態宣言」が発出され、府民へは不要不急の外出自粛や飲食店等へは時短営業が要請された。

従来株より2倍、アルファ株より1.5倍程度感染力が強いとされたデルタ株により急激に感染者数が増加した。この頃、高齢者へのワクチン接種が進んでいた影響から高齢者の感染者数が減少する一方で、若年層の感染者数が増加した。感染拡大により、救急医療・一般診療に影響が出るレベルでの医療危機に再度陥った。その後感染者数が減少に転じたことをもって同年9月30日「緊急事態宣言」が解除された後も、大阪府から府民等へゴールドステッカー認証店舗の利用や同一テーブル4人以内などの会食ルールに留意することが呼びかけられた。

	感染者数	重症者数	重症化率	死亡者数	死亡率
大阪府	100,891人	1,024人	1.0%	358人	0.4%
全国	943,478人	—	—	3,973人	0.4%

⑥ 第6波(令和3年12月17日～令和4年6月24日)

再度、小康状態が続いていたが、令和4年1月に感染者数の増加傾向は一気に加速し、同年1月27日、3回目の「まん延防止等重点措置」が適用され、会食を行う4ルールへの留意や、高齢者施設での面会の原則自粛が要請された。世代時間(感染後、他人に感染させるまでの期間)がこれまでの約5日のデルタ株から、約2日といわれたオミクロン株に置き換わりが始まり、これまでの株に比べて、感染力が格段に上昇したことから、感染者数がこれまで以上の勢いで増加し、1月下旬には18歳以下の新規陽性者が全体の2割を超えることとなった一方で、重症化率や死亡率は全体では低下した。濃厚接触者の取り扱いの見直しや入院・宿泊療養等の対象の見直しなどで、ハイリスク者や高齢者施設に対する医療、療養体制が強化され、重点措置期間の期間延長を経て、感染者数が減少に転じたことをもって、同年3月21日「まん延防止等重点措置」が解除された。

	感染者数	重症者数	重症化率	死亡者数	死亡率
大阪府	800,932人	898人	0.11%	2,163人	0.27%
全国	7,463,779人	—	—	12,715人	0.17%

⑦ 第7波(令和4年6月25日～9月26日)

第7波では、感染者数は増加していたが、これまでよりも重症者数は少なく、重症化率が抑えられた。なお、令和4年9月26日より全数届出見直しのため、市区町村ごとの新規感染者数の公表が終了したため、以降の感染数は計上していない。

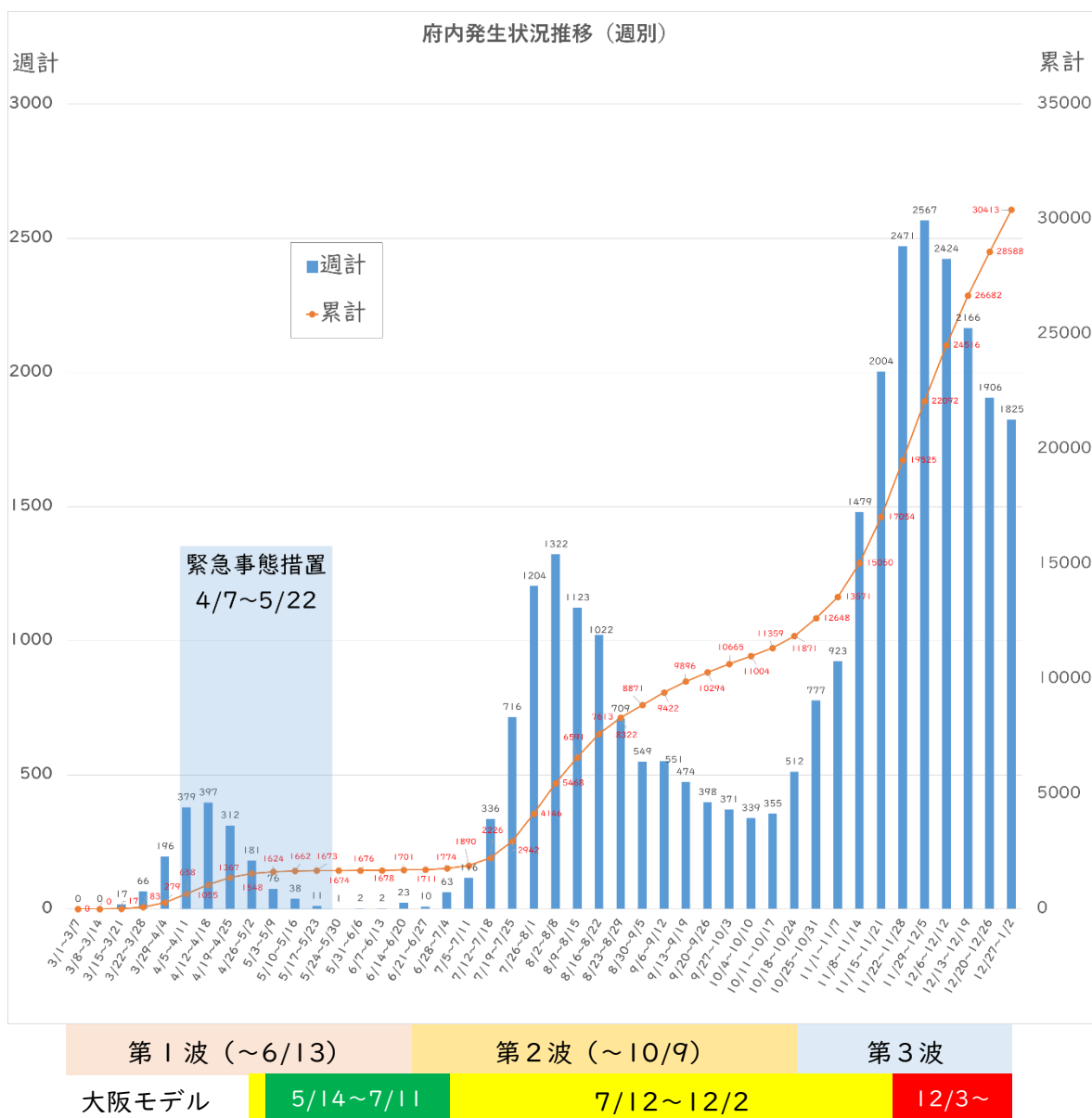
	感染者数	重症者数	重症化率	死亡者数	死亡率
大阪府	1,079,161人	377人	0.03%	1,303人	0.12%
全国	11,857,263人	—	—	13,284人	0.11%

(2) 府内の感染状況の推移

令和2年1月29日に初めて府内で感染者が確認された。その後、府内でも感染が蔓延し始め、緊急事態の措置を受け、一度減少したものの、7月頃から感染者が増え始めた。一週間単位で最も感染者が多かったのが令和3年8月22日から28日までの期間で、17,237人の感染者が発生した。この期間は4度目の緊急事態措置を適用されていた期間であった。(令和4年については感染者数の公表方法の見直しを行う9月26日まで)

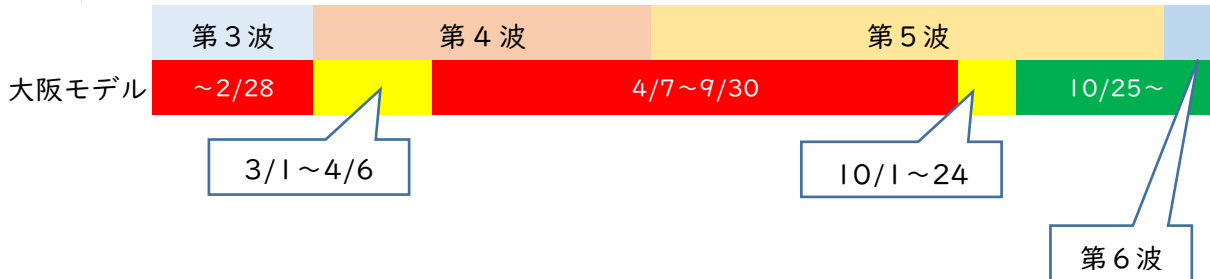
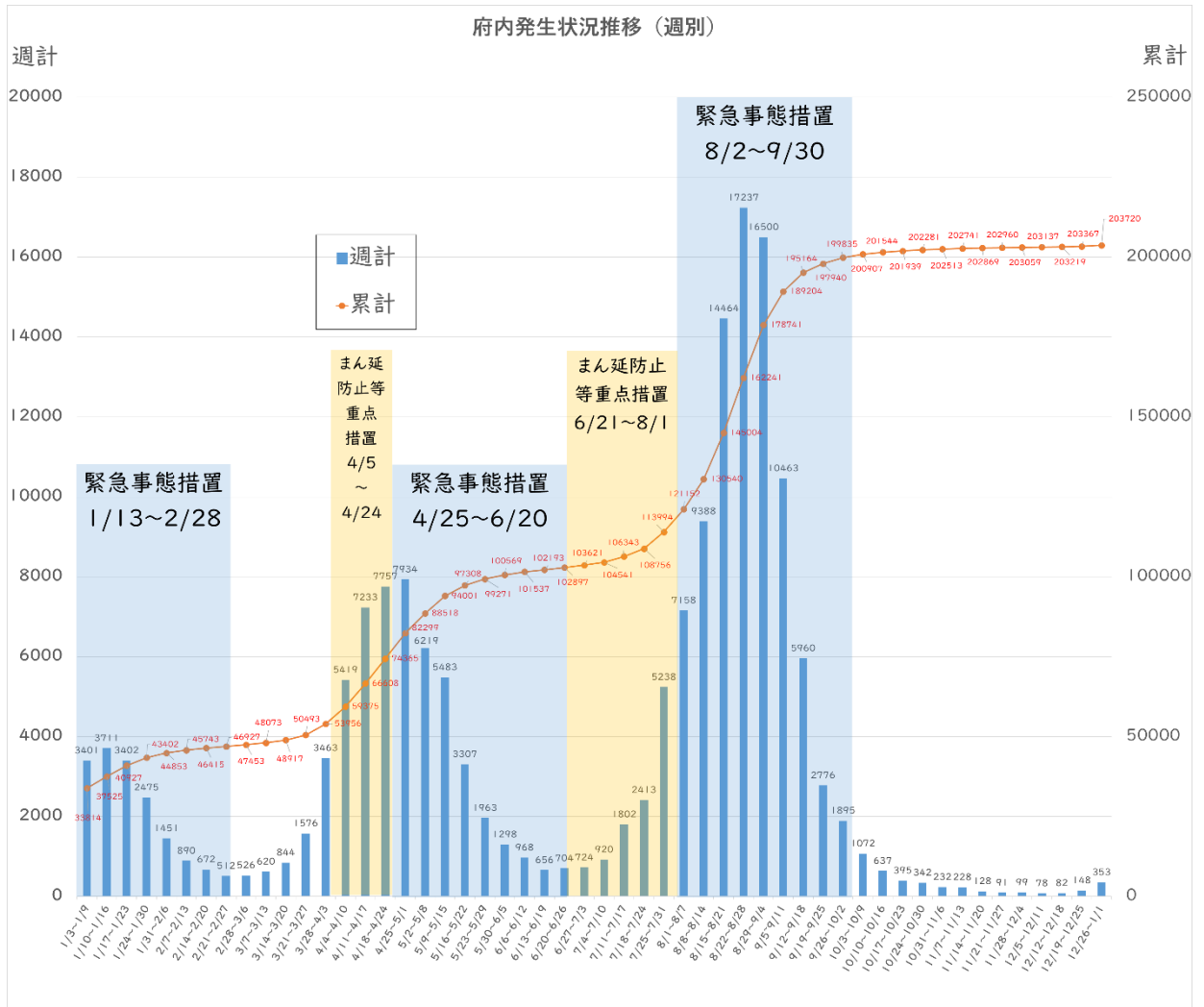
① 令和2年

年間の感染者数は29,890人確認された。また、一週間単位の感染者数が最も多かったのは、11月29日～12月5日の期間であり、2,567人となった。



② 令和3年

年間の感染者数は173,747人確認された。また、一週間単位の感染者数が最も多かったのは、8月22日～8月28日の期間であり、17,237人となっており、緊急事態措置が適用されている期間であった。

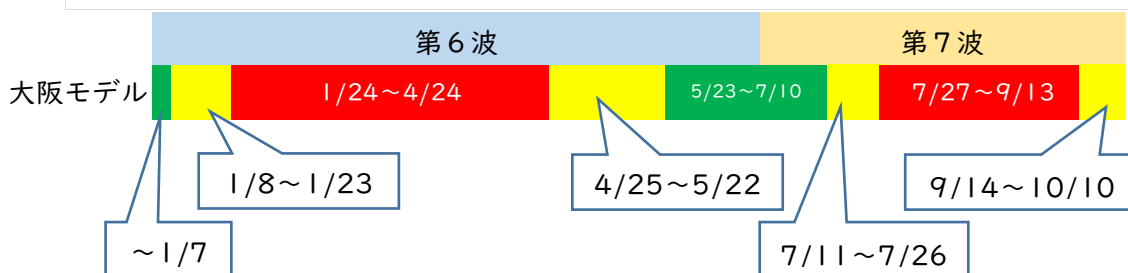
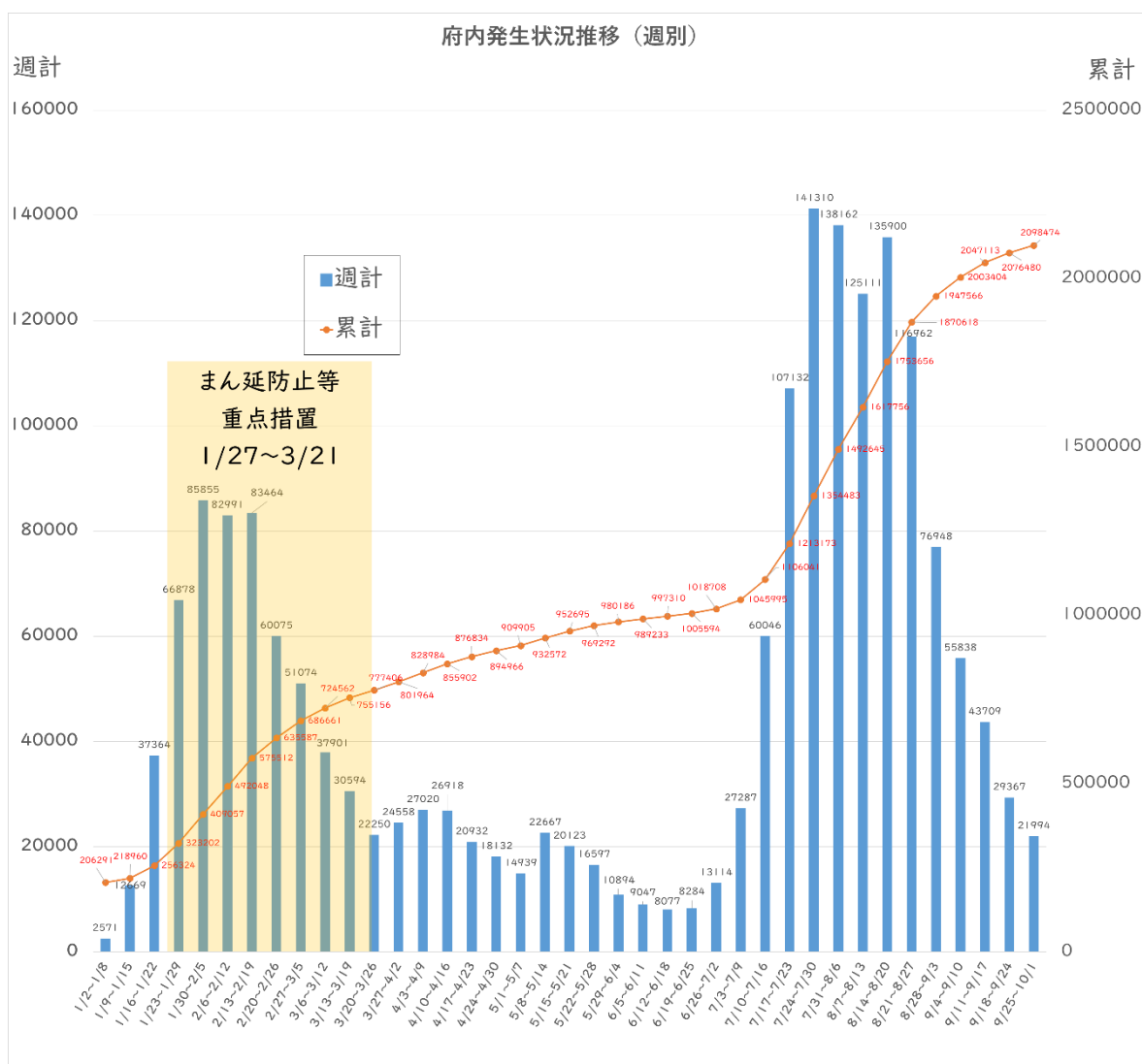


③ 令和4年

9月8日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部で「Withコロナに向けた政策の考え方」が決定され、9月26日付で全国一律の全数届出の見直しが図られたため、大阪府では同日付で感染者の公表を終了することが決まった。

9月26日の全数届出の見直しが図られるまでの期間として、年間の感染者数は1,879,634人確認され、毎日市内で感染者が報告されていた。また、一週間単位の感染者数が最も多かったのは、7月24日～7月30日の期間であり、141,310人となった。

※ 令和4年9月26日より全数届出見直しのため、市区町村ごとの新規感染者数の公表終了



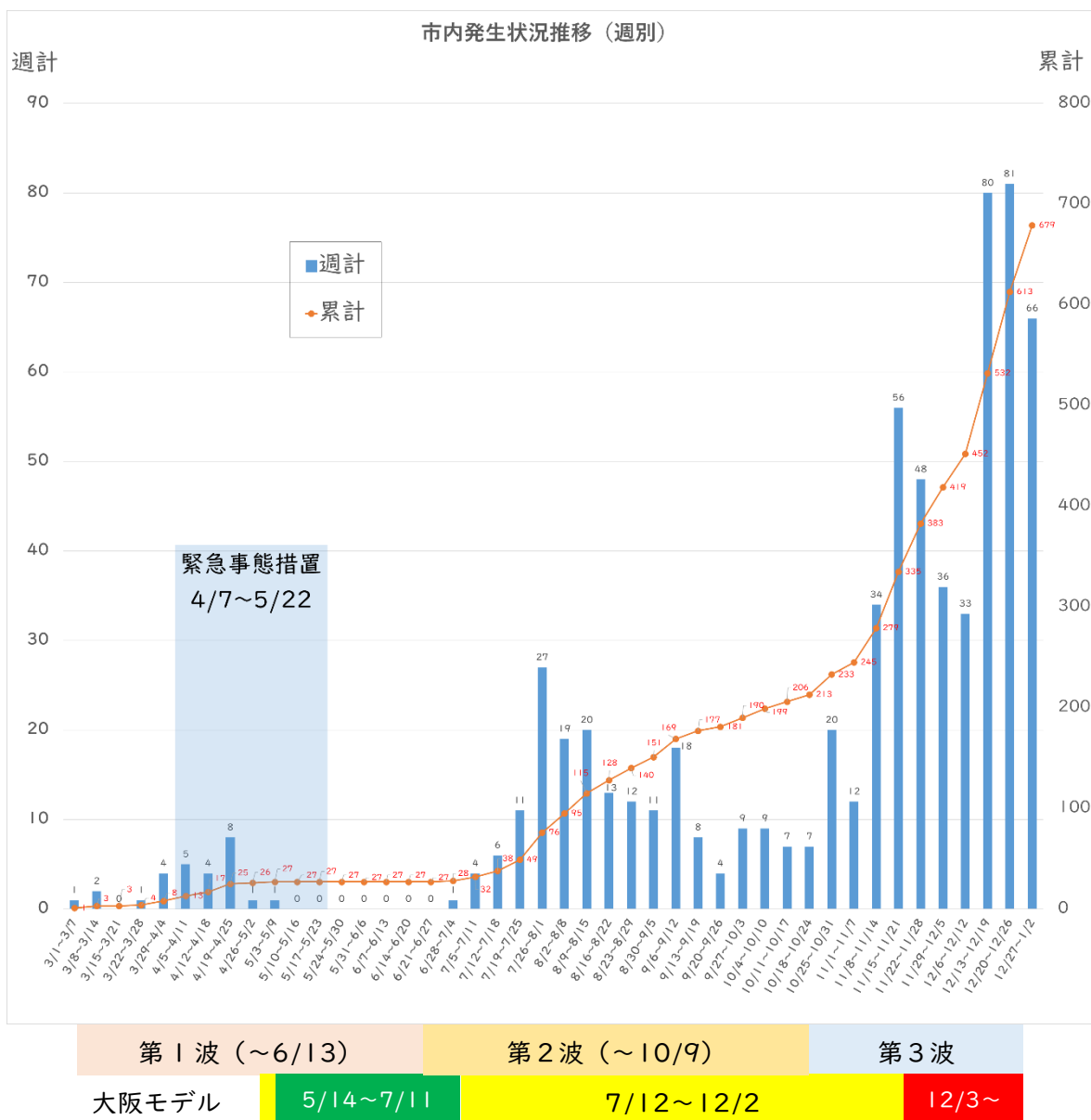
(3) 市内の感染状況の推移

令和2年3月7日に市内で初めて感染者が確認され、令和4年9月26日より全数届出が見直しされ、市区町村ごとの新規感染者数の公表が終了されるまでの期間、延べ59,956人の感染者が確認された。市内でも府内の感染者の推移と同様に増減しており、府内の感染者数に占める市内の割合は、全体をとおして2.9%、最も多いときで9.2%（令和3年11月7日～11月13日）となっている。緊急事態又はまん延防止等重点措置期間中の割合としては2.7%であり、府内全体での感染割合を下回った。

① 令和2年

年間の感染者数は669人確認された。また、一週間単位の感染者数が最も多かったのは、12月20日～12月26日の期間であり、81人となった。

府内の感染者数に占める市内の割合は年間2.2%であり、4月4日～5月22日の緊急事態措置期間中は1.3%であった。



② 令和3年

年間の感染者数は4,162人確認された。また、一週間単位の感染者数が最も多かったのは、8月22日～8月28日の期間であり、436人であった。緊急事態措置期間中の府内で最も感染者数が多かった。

府内の感染者数に占める市内の割合は年間2.4%であり、1月14日～2月28日の緊急事態措置期間中は1.9%、4月5日～4月24日のまん延防止等重点措置期間中は2.1%、4月25日～6月20日の緊急事態措置期間中は2.1%、6月21日～8月1日のまん延防止等重点措置期間中は2.3%、8月2日～9月30日の緊急事態措置期間中は2.5%であった。



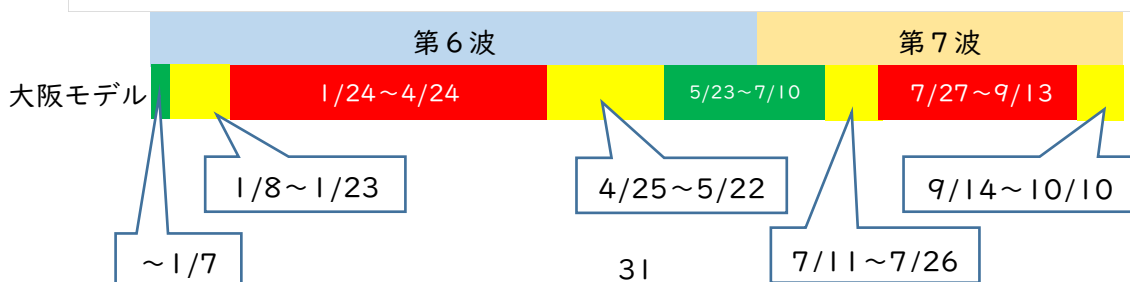
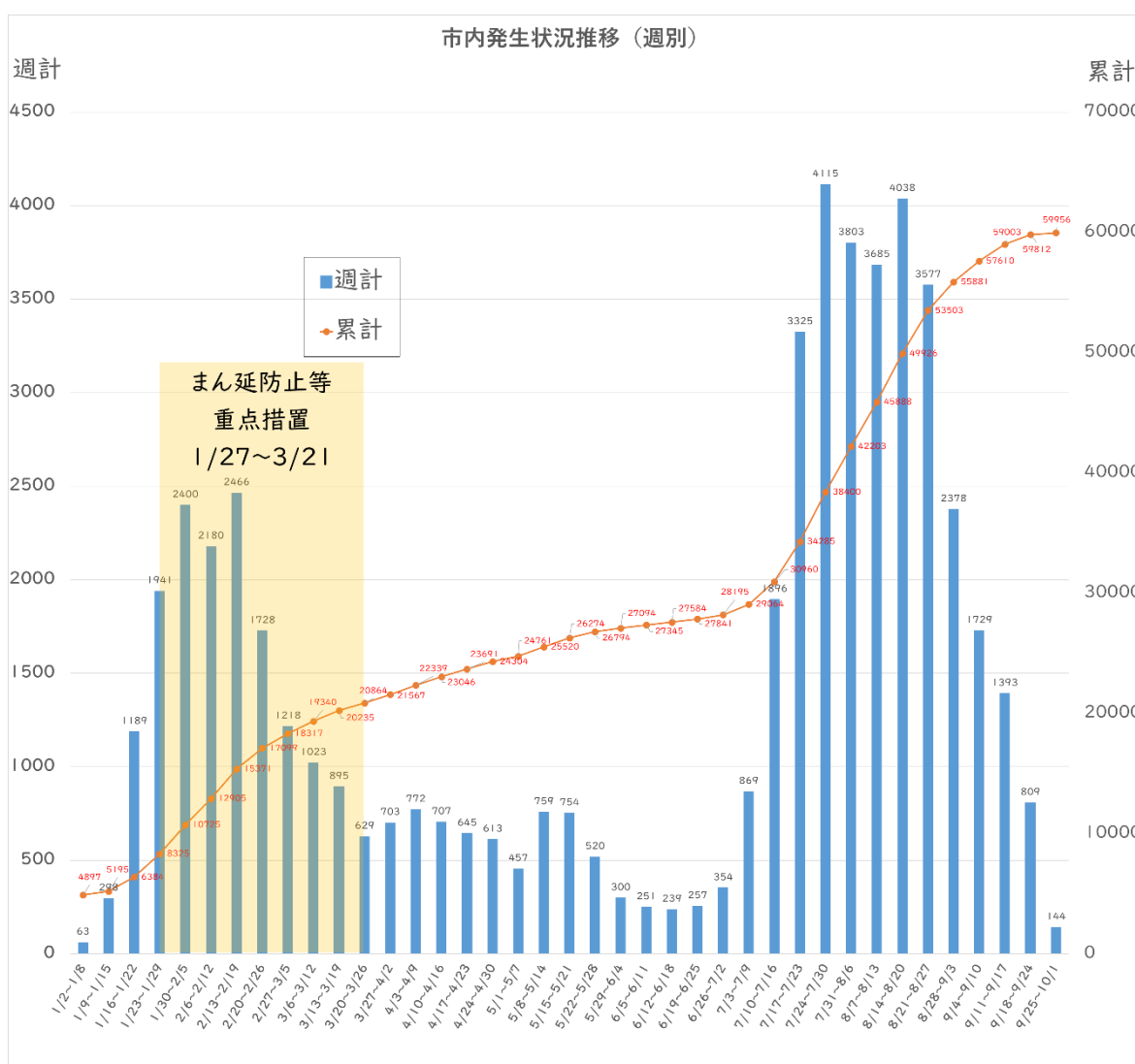
③ 令和4年

9月26日の全数届出の見直しが図られるまでの期間として、年間の感染者数は55,125人確認され、毎日市内で感染者が報告されていた。また、一週間単位の感染者数が最も多かったのは、7月24日～7月30日の期間であり、4,115人となった。なお、この期間は府内で最も感染者数が多かった期間と一致している。

府内の感染者数に占める市内の割合について、年間2.9%となっており、前年及び令和2年と比較しても増加した。

また、1月27日～3月21日のまん延防止等重点措置期間中における府内の感染者数に占める茨木市の割合は2.8%であり、これまでの措置期間において最も高い割合となった。

※ 令和4年9月26日より全数届出見直しのため、市区町村ごとの新規感染者数の公表終了



7 市主催(共催)イベントの対応及び市有公共施設の感染症対策

(1) イベントの対応

大阪府の「新型コロナウイルス対策本部」の決定事項を踏まえ、市主催(共催含む)の市民が参加するイベントについての取り扱いを決定した。

① 令和2年2月20日～4月6日(感染初期)

原則、開催中止又は延期

- ◆ 市主催及び市が財政的支援等を行っている共催事業で中止したイベントの参加料については、参加予定者に全額返金とする。
- ◆ 市が補助金や負担金などの財政的支援を行っているイベント等において、新型コロナウイルス感染予防を理由として事業を中止する場合において、実施に向けた準備経費等の実費分は、原則、交付対象として取り扱う。

② 令和2年4月7日～5月31日(緊急事態措置)

原則、開催中止又は延期

- ◆ 市主催及び市が財政的支援等を行っている共催事業で中止したイベントの参加料については、参加予定者に全額返金とする。

③ 令和2年5月23日～9月18日

	収容率	人数上限		
		6月18日まで	6月19日～7月9日	7月10日～7月31日
屋内	収容定員の半分以上の参加人数とすること	100人以下	1,000人以下 全国的な人の移動を伴う イベントは無観客で開催	5,000人以下
屋外	人と人との距離を十分に確保すること	200人以下		

- ◆ イベントの開催にあたっては、感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。
- ◆ 適切な感染予防対策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛(中止、延期)を要請。
- ◆ 市主催及び市が財政的支援等を行っている共催事業で中止したイベントの参加料については、参加予定者に全額返金とする。

④ 令和2年9月19日～11月30日

収容率 ※1		人数上限 ※1
大声での歓声・声援等がない	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50%
大声での歓声・声援等が想定される	50%以内 ※2 (席がない場合は十分な間隔)	②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人

- ◆ 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請。
- ◆ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること。
- ◆ 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応。
- ◆ 市主催及び市が財政的支援等を行っている共催事業で中止したイベントの参加料については、参加予定者に全額返金とする。

※1 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)。
 ※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限り)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

⑤ 令和2年12月1日～令和3年1月16日

収容率 ※1		人数上限 ※1
大声での歓声・声援等がない (飲食を伴うが発声がない含む)	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人
大声での歓声・声援等が想定される	50%以内 ※2 (席がない場合は十分な間隔)	
<p>◆ 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請。</p> <p>◆ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること。</p> <p>◆ 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応。</p> <p>◆ 市主催及び市が財政的支援等を行っている共催事業で中止したイベントの参加料については、参加予定者に全額返金とする。</p> <p>※1 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)。</p> <p>※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限り)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。</p>		

⑥ 令和3年1月17日～2月28日(緊急事態措置)

収容率		人数上限	開催時間
屋内	50%以内	5,000人	5時～20時 ※
屋外	人と人の距離を十分に確保(できるだけ2m)		
※ 酒類の提供は11時～19時			

⑦ 令和3年3月1日～4月4日

収容率 ※1		人数上限 ※1	開催時間
大声での歓声・声援等がない (飲食を伴うが発声がない含む)	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	5,000人以下又は 収容定員50%以 内のいずれか大き いほう	5時～21時 ※3
大声での歓声・声援等が想定される	50%以内 ※2 (席がない場合は十分な間隔)		
<p>◆ 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請。</p> <p>◆ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること。</p> <p>◆ 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応。</p> <p>◆ 市主催及び市が財政的支援等を行っている共催事業で中止したイベントの参加料については、参加予定者に全額返金とする。</p> <p>※1 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)。</p> <p>※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限り)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。</p> <p>※3 酒類提供は、20時30分まで。</p>			

⑧ 令和3年4月5日～5月5日(まん延防止等重点措置期間)

収容率 ※1		人数上限 ※1	開催時間
大声での歓声・声援等がない (飲食を伴うが発声がない含む)	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	5,000人以下	5時～21時 ※3
大声での歓声・声援等が想定される	50%以内 ※2 (席がない場合は十分な間隔)		
<p>◆ 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請。</p>			

- ◆ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること。
 - ◆ 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応。
 - ◆ 市主催及び市が財政的支援等を行っている共催事業で中止したイベントの参加料については、参加予定者に全額返金とする。
- ※1 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。
- ※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限り）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。
- ※3 酒類提供は、20時30分まで。

⑨ 令和3年4月25日～5月31日（緊急事態措置期間）

原則、開催中止又は延期

- ◆ 市主催及び市が財政的支援等を行っている共催事業で中止したイベントの参加料については、参加予定者に全額返金とする。なお、市が財政的支援等を行っている共催事業は、これに準ずる方向で共催者と調整する。

⑩ 令和3年6月1日～6月20日（緊急事態措置期間）

収容率 ※1		人数上限 ※1	開催時間
平日	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)	5,000人	21時まで ※2
休日	無観客・オンライン配信等による	無観客	

◆ 業種別ガイドラインの遵守の徹底とともに、催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底。参加者の直行・直帰を確保するための周知・呼びかけ等を徹底。

◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底。

◆ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際は、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること。

◆ 市主催及び市が財政的支援等を行っている共催事業で中止したイベントの参加料については、参加予定者に全額返金とする。

※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離（1m）を確保できること。

※2 飲食の提供は20時まで。

⑪ 令和3年6月21日～7月11日（まん延防止等重点措置期間）

収容率 ※1		人数上限 ※1	開催時間
大声での歓声・声援等がない (飲食を伴うが発声がない含む)	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	5,000人	20時まで ※3
大声での歓声・声援等が想定される	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)		

◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底。

◆ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際は、そのイベントの開催要件（収容率等）などについて、大阪府に事前に相談すること。

◆ 市主催及び市が財政的支援等を行っている共催事業で中止したイベントの参加料については、参加予定者に全額返金とする。

※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離（1m）を確保できること。

※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限り）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 飲食の提供は、20時まで（酒類提供（参加者による持込みを含む）は、11時～19時）。

⑫ 令和3年7月12日～8月1日（まん延防止等重点措置期間）

収容率 ※1		人数上限 ※1	開催時間
大声での歓声・声援等がない (飲食を伴うが発声がない含む)	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	5,000人	20時まで ※3
大声での歓声・声援等が想定される	50%以内 ※2 (席がない場合は十分な間隔)		
<p>◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底。</p> <p>◆ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際は、そのイベントの開催要件(収容率等)などについて、大阪府に事前に相談すること。</p> <p>◆ 市主催及び市が財政的支援等を行っている共催事業で中止したイベントの参加料については、参加予定者に全額返金とする。</p> <p>※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離(1m)を確保できること。</p> <p>※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限り)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。</p> <p>※3 飲食の提供は、20時まで(酒類提供(参加者による持込みを含む)は、11時～19時)。 酒類提供は、業種別ガイドライン、国の4要件、同一グループ4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする。</p>			

⑬ 令和3年8月2日～9月30日（緊急事態措置期間）

収容率	人数上限	開催時間
50%以内(席がない場合は十分な間隔) ※1	5,000人 ※1	21時まで ※2
<p>◆ 業種別ガイドラインの遵守の徹底とともに、催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底。参加者の直行・直帰を確保するための周知・呼びかけ等を徹底。</p> <p>◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底。</p> <p>◆ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際は、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること。</p> <p>◆ 市主催及び市が財政的支援等を行っている共催事業で中止したイベントの参加料については、参加予定者に全額返金とする。</p> <p>※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離(1m)を確保できること。</p> <p>※2 飲食の提供は20時まで。酒類提供(利用者による持込みを含む)又はカラオケ設備の提供はしないこと。</p>		

⑭ 令和3年10月1日～10月31日

収容率 ※1		人数上限 ※1	開催時間
大声での歓声・声援等がない (飲食を伴うが発声がない含む)	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	5,000人又は収容定員50%以内(≦10,000人)のいずれか大きいほう	21時まで
大声での歓声・声援等が想定される	50%以内 ※2 (席がない場合は十分な間隔)		
<p>◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底。</p> <p>◆ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際は、そのイベントの開催要件(収容率等)などについて、大阪府に事前に相談すること。</p> <p>◆ 市主催及び市が財政的支援等を行っている共催事業で中止したイベントの参加料については、参加予定者に全額返金とする。</p> <p>※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離(1m)を確保できること。</p> <p>※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限り)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。</p> <p>※3 飲食の提供は、21時まで。(酒類提供(参加者による持込みを含む)は、11時～20時30分) (法第24条第9項に基づく)酒類提供は、業種別ガイドラインの遵守、同一グループ4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする。</p>			

⑮ 令和3年11月1日～11月30日

収容率 ※1		人数上限 ※1
大声での歓声・声援等がない (飲食を伴うが発声がない含)	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	5,000人又は収容定員50%以内 のいずれか大きいほう
大声での歓声・声援等が想定される	50%以内 ※2 (席がない場合は十分な間隔)	
<p>◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底。</p> <p>◆ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際は、そのイベントの開催要件(収容率等)などについて、大阪府に事前に相談すること。</p> <p>◆ 市主催及び市が財政的支援等を行っている共催事業で中止したイベントの参加料については、参加予定者に全額返金とする。</p> <p>※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離(1m)を確保できること。</p> <p>※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。</p> <p>※3 飲食提供は、業種別ガイドラインの遵守、同一テーブル4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする。</p>		

⑯ 令和3年12月1日～令和4年1月26日

	感染防止安全計画策定 ※1	その他(安全計画を策定しないイベント)
人数上限 ※3	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
収容率 ※3	100% ※2	大声なし:100%、大声あり:50% ※4
<p>◆ 感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること。</p> <p>◆ 「その他(安全計画を策定しないイベント)」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること。</p> <p>◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底。</p> <p>◆ 市主催及び市が財政的支援等を行っている共催事業で中止したイベントの参加料については、参加予定者に全額返金とする。</p> <p>※1 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。</p> <p>※2 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提。</p> <p>※3 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。収容定員が設定されていない場合は、大声あり:十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を確保し、大声なし:人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること。</p> <p>※4 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義。</p> <p>※5 飲食提供は、業種別ガイドラインの遵守、同一テーブル4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする。</p> <p>※6 イベントを開催する施設管理者は、上記のイベント開催制限を守ること。</p>		

⑰ 令和4年1月27日～3月21日(まん延防止等重点措置期間)

	感染防止安全計画策定 ※2	その他(安全計画を策定しないイベント)
人数上限 ※1	20,000人まで (対象者全員検査により、収容定員まで追加 ※3)	5,000人
収容率 ※1	100% ※3 4	大声なし:100%、大声あり:50% ※5
<p>◆ 感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること。</p> <p>◆ 「その他(安全計画を策定しないイベント)」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること。</p> <p>◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底。</p> <p>◆ 市主催及び市が財政的支援等を行っている共催事業で中止したイベントの参加料については、参加予定者に全額返金とする。</p> <p>※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。収容定員が設定されていない場合は、大声あり:十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を確保し、大声なし:人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること。</p>		

<p>い程度の間隔を確保すること。</p> <p>※2 参加人数が5,000人超のイベントに適用。</p> <p>※3 対象者全員検査における陰性を確認する対象者は、人数上限(20,000人)を超える範囲の入場者とする対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、府に登録が必要。</p> <p>※4 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提。</p> <p>※5 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義。</p> <p>※6 飲食提供は、5時～21時(酒類提供(参加者による持込みを含む)は11時～20時30分)。業種別ガイドラインの遵守、同一テーブル4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする。</p>

⑱ 令和4年3月22日～5月22日

	感染防止安全計画策定 ※2	その他(安全計画を策定しないイベント)
人数上限 ※1	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
収容率 ※1	100% ※3 4	大声なし:100%、大声あり:50% ※5
<p>◆ 感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること。</p> <p>◆ 「その他(安全計画を策定しないイベント)」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること。</p> <p>◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底。</p> <p>◆ イベントの参加者は、イベント前後の活動における基本的な感染症対策の徹底や直行直帰を行うこと。</p> <p>◆ 市主催及び市が財政的支援等を行っている共催事業で中止したイベントの参加料については、参加予定者に全額返金とする。</p> <p>※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。収容定員が設定されていない場合は、大声あり:十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を確保し、大声なし:人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること。</p> <p>※2 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。</p> <p>※3 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提。</p> <p>※4 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義。</p> <p>※5 飲食提供する場合、業種別ガイドラインの遵守、同一テーブル4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする。</p>		

⑲ 令和4年5月23日～9月14日

	感染防止安全計画策定 ※2	その他(安全計画を策定しないイベント)
人数上限 ※1	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
収容率 ※1	100% ※3 4	大声なし:100%、大声あり:50% ※5
<p>◆ 感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること。</p> <p>◆ 「その他(安全計画を策定しないイベント)」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること。</p> <p>◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底。</p> <p>◆ イベントの参加者は、イベント前後の活動における基本的な感染症対策の徹底や直行直帰を行うこと。</p> <p>◆ 市主催及び市が財政的支援等を行っている共催事業で中止したイベントの参加料については、参加予定者に全額返金とする。</p> <p>※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。収容定員が設定されていない場合は、大声あり:十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を確保し、大声なし:人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること。</p> <p>※2 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。</p> <p>※3 対象者全員検査における陰性を確認する対象者は、人数上限(20,000人)を超える範囲の入場者とする対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、府に登録が必要。</p> <p>※4 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提。</p> <p>※5 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義。</p> <p>※6 飲食提供する場合、業種別ガイドラインの遵守など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする。</p>		

⑳ 令和4年9月15日～令和5年1月31日

	感染防止安全計画策定 ※2	その他(安全計画を策定しないイベント)
人数上限 ※1	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
収容率 ※1	100% ※3 4	大声なし:100%、大声あり:50% ※5 6
<p>◆ 感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること。</p> <p>◆ 「その他(安全計画を策定しないイベント)」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること。</p> <p>◆ イベントの参加者は、イベント前後の活動における基本的な感染症対策の徹底や直行直帰を行うこと。</p> <p>◆ 市主催及び市が財政的支援等を行っている共催事業で中止したイベントの参加料については、参加予定者に全額返金とする。</p> <p>※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。収容定員が設定されていない場合は、大声あり:十分な人と人との間隔(最低1m)を確保し、大声なし:人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること。</p> <p>※2 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。</p> <p>※3 安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提。</p> <p>※4 同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、それぞれ50%(大声あり)、100%(大声なし)。</p> <p>※5 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義。</p> <p>※6 飲食提供する場合、業種別ガイドラインの遵守など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする。</p>		

㉑ 令和5年2月1日～5月7日

	感染防止安全計画策定 ※2	その他(安全計画を策定しないイベント)
人数上限 ※1	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
収容率 ※1	100%	100%
<p>◆ 感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること。</p> <p>◆ 「その他(安全計画を策定しないイベント)」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること。</p> <p>◆ イベントの参加者は、イベント前後の活動における基本的な感染対策の徹底を行うこと。</p> <p>◆ 市主催及び市が財政的支援等を行っている共催事業で中止したイベントの参加料については、参加予定者に全額返金とする。</p> <p>※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること。</p> <p>※2 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。</p> <p>※3 飲食提供する場合、業種別ガイドラインの遵守など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする。</p>		

㉒ 令和5年5月8日以降

制限なし

㉓ 市主催・共催の主な行事の実施状況

行事名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
茨木市民さくらまつり	中止	中止	開催
東京オリンピック聖火リレー(ミニセレブレーション)	中止	—	—
茨木音楽祭	中止	中止	開催
茨木麦音フェスト	中止	中止	中止
茨木里山まつり	中止	中止	中止
茨木フェスティバル	中止	中止	開催
茨木辯天花火大会	中止	中止	中止

茨木市農業祭	中止	中止	開催
地域一斉清掃(6月)	中止	開催	開催
年末市内一斉清掃(12月※住みよいまちづくり協議会主催)	中止	中止	開催
いばらきイルミフェスタ灯(AKARI)	開催	開催	開催
いばらき環境フェア	開催	オンライン 開催	開催
きらめきフェスタ	中止	開催	開催
ローズWAMまつり	開催	開催	開催
茨木市立幼稚園・認定こども園・小学校・中学校 総合展	中止	オンライン 開催	開催
成人祭(二十歳のつどい)	開催	開催	開催
出初式	中止	中止	開催

(2) 公共施設の対応

大阪府からの令和2年2月18日付「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応(施設の休館等)について(依頼)」を受けて、茨木市新型コロナウイルス対策本部において市有公共施設の開館について検討を行った。開館施設については、新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)に基づき、体温・体調確認、換気を行う等の「適切な感染防止策」の徹底、不特定多数の者が利用する施設では「大阪コロナ追跡システム」を導入する等感染症予防対策を実施した。また、新型コロナウイルス感染予防を理由として中止する団体等には、令和2年2月20日付の市長決定事項として施設利用料を全額返金対応とした。(令和5年3月31日まで実施)

なお、公共施設の開館状況については以下のとおりである。

期間	開館状況	要件・対応等
令和2年	2月20日 ～ 4月6日	屋内施設:原則休館 屋外施設:開館 ・屋外施設のうち、更衣室等の利用は禁止 ・福祉サービスの提供や相談業務は継続 ・感染予防を理由として中止する団体等には施設利用料を全額返金対応 ・予約受付は実施
	4月7日 ～ 5月31日	屋内施設:原則休館 屋外施設:原則休館 ・屋外施設のうち、更衣室等の利用は禁止 ・福祉サービスの提供や相談業務は継続 ・感染予防を理由として中止する団体等には施設利用料を全額返金対応 ・予約受付は実施
	6月1日 ～ 12月3日	屋内施設:一部開館 屋外施設:開館 ・一部施設で人数制限を実施 ・更衣室、シャワー、トレーニングルームは使用不可 ・高唱を伴う利用(カラオケ等)は禁止 ・体調不良時の来館自粛、マスク着用の協力依頼、手洗い・咳エチケットの励行、長期滞在の自粛(滞在時間を30分以内を目安)を促す周知文を掲載
	12月4日 ～	屋内施設:一部開館 屋外施設:開館 ・業種別ガイドラインを遵守 ・国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作

期間	開館状況	要件・対応等
令和3年	1月13日	<ul style="list-style-type: none"> 成など追跡対策の実施 ・更衣室、シャワー、トレーニングルームは使用不可 ・高唱を伴う利用(カラオケ等)は禁止 ・施設の入口に府からの要請内容や利用自粛した際に使用料の全額還付を記載した周知文を掲載
	1月14日 ～ 2月28日	屋内施設:一部開館 屋外施設:一部開館 <ul style="list-style-type: none"> ・夜間区分の一部(20時以降)の利用を制限(利用制限に伴うキャンセルを希望する場合は利用料を還付) ・収容定員の50%までの利用に限定 ・業種別ガイドラインを遵守 ・国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策の実施 ・更衣室、シャワー、トレーニングルームは使用不可 ・高唱を伴う利用(カラオケ・合唱等)は禁止 ・施設の入口に府からの要請内容や利用自粛した際に使用料の全額還付を記載した周知文を掲載
	3月1日 ～ 4月8日	屋内施設:開館 屋外施設:開館 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用は20時まで ・新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応の実施 ・国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策の実施 ・更衣室、シャワー、トレーニングルームは使用不可 ・高唱を伴う利用(カラオケ・合唱等)は禁止
	4月9日 ～ 4月24日	屋内施設:一部開館 屋外施設:一部開館 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設は休館 ・夜間区分の一部(21時以降)の利用を制限(利用制限に伴うキャンセルを希望する場合は利用料を還付) ・新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応の実施 ・国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策の実施 ・高唱を伴う利用(カラオケ・合唱等)は禁止
	4月25日 ～ 6月20日	屋内施設:原則休館 屋外施設:原則休館 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの提供や相談業務は継続 ・予約受付は実施 ・運動広場の貸出しはしない(市民の健康維持のため9時～17時の間施設を開放) ・公園駐車場を閉鎖
	6月21日 ～ 7月11日	屋内施設:一部開館 屋外施設:一部開館 <ul style="list-style-type: none"> ・夜間区分の一部(20時以降。不特定多数を対象とするものは21時以降。)の利用を制限(利用制限に伴うキャンセルを希望する場合は利用料を還付) ・大声を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%までの利用に限定 ・新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応の実施 ・国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策の実施 ・高唱を伴う利用(カラオケ・合唱等)は禁止
	7月12日	屋内施設:一部開館 <ul style="list-style-type: none"> ・夜間区分の一部(21時以降)の利用を制限(利用制限に伴うキャンセルを希

期間	開館状況	要件・対応等
令和4年	～ 8月1日	屋外施設:一部開館 望する場合は利用料を還付) ・大声を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%までの利用に限定 ・新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応の実施 ・国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策の実施 ・高唱を伴う利用(カラオケ・合唱等)は禁止
	8月2日 ～ 9月30日	屋内施設:一部開館 屋外施設:一部開館 ・夜間区分の一部(20時以降。不特定多数を対象とするものは21時以降。)の利用を制限(利用制限に伴うキャンセルを希望する場合は利用料を還付) ・大声を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%までの利用に限定 ・新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応の実施 ・国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策の実施 ・高唱を伴う利用(カラオケ・合唱等)は禁止
	10月1日 ～ 10月24日	屋内施設:一部開館 屋外施設:一部開館 夜間区分の一部(21時以降)の利用を制限(利用制限に伴うキャンセルを希望する場合は利用料を還付) ・大声を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%までの利用に限定 ・新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応の実施 ・国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策の実施 ・高唱を伴う利用(カラオケ・合唱等)は禁止
	10月25日 ～ 9月24日	屋内施設:開館 屋外施設:開館 ・大声、高唱を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%までの利用に限定 ・新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応の実施 ・国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策の実施
令和5年	9月25日 ～ 1月31日	屋内施設:開館 屋外施設:開館 ・大声、高唱を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%までの利用に限定 ・新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応の実施
	2月1日 ～ 3月12日	屋内施設:開館 屋外施設:開館 ・高唱を伴う活動を実施する場合は、利用者間の間隔を十分に確保し、感染予防対策(換気、十分な間隔の確保、マスクの着用)を徹底した上で実施
	3月13日 ～	屋内施設:開館 屋外施設:開館 ・高齢者等重症化リスクの高い者が多く利用する施設はマスクの着用を推奨

※ 施設の開館にあたっては上記6-(1)に基づいた要請内容を遵守している

8 小・中学校や幼稚園、保育施設等の感染症対策や臨時休業等

(1) 小学校・中学校

令和2年2月28日付で全国一斉の臨時休業を要請する方針が国・府より示されたことを受けて、3月2日から臨時休業を行うこととなった。また、4月8日以降も臨時休業を行ったが、学校活動再開に向け、見守り登校期間や登校日期間を設ける等の分散登校を経て、6月15日から通常授業を行うこととなった。感染確認初期における小・中学校の臨時休業等の統一的な対応としては以下のとおりである。

なお、必要に応じて、大阪府茨木保健所や学校園医、学校園歯科医、学校園薬剤師等に相談を行い、協力を得ながら感染防止対策を行った。

期間	内容
令和2年3月2日～3月24日	臨時休業
令和2年3月25日～4月7日	春休み
令和2年4月8日	登校日を中止、臨時休業
令和2年4月9日～5月10日	臨時休業 ※小学1～3年児童、小中全学年の支援の必要な児童生徒（要医療ケア児童生徒含む）については見守り登校
令和2年5月11日～5月31日	臨時休業 ※週1日登校日、見守り登校は継続
令和2年6月1日～6月14日	スタートアップ（慣らし）期間としての分散登校
令和2年6月15日～	通常授業

① 出席停止の基準（令和2年3月～5年4月）

- ア 発熱や風邪症状がある場合
- イ 医療的ケア児で、主治医の見解で、登校すべきでないと判断された場合
- ウ 感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合（感染不安）
- エ 児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合

② 児童生徒等や教職員の感染者が発生した場合

ア 学校等への連絡（令和2年）

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人（やその保護者）に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所に対し届出がなされた。学校への「感染が判明した旨の連絡」は、基本的に、保健所からではなく本人（やその保護者）から入ることになっていた。感染者を確認した保健所は、感染者本人に対して、行動履歴等のヒアリング（疫学調査）を実施し、その結果を基に、保健所は感染者の「学校での行動履歴の把握」や「濃厚接触者の特定」等を行うため、学校に対して疫学調査の協力依頼がなされた。

イ 児童生徒等の同居者が保健所から濃厚接触者に指定された場合の対応

保健所等関係機関と相談したうえで個別に対応した。

③ 感染者が発生した時の休校の取り扱いや、濃厚接触者と疑われる方への連絡体制

ア 令和2年の臨時休業の判断について

児童生徒等又は教職員に感染者が確認された場合は当該学校の全部又は一部を臨時休業とする。なお、当該学校を臨時休業とした後の、臨時休業の期間及び範囲については、保健所の指示及び助言を踏まえ、学校における感染症拡大防止に必要な対策及び学校運営上の体制整備を行うために必要な期間及び範囲とした。

【感染症拡大防止に必要な対策】

- 保健所が実施する疫学調査による濃厚接触者の特定及び感染経路の確認
- 濃厚接触者に該当する者がいた場合の、該当者（児童生徒等の場合はその保護者）に対する周知及び指導等
- 保健所の指示による学校施設等を消毒
- 臨時休業に際しての保護者及び児童生徒等へのお知らせ文の発出 等

イ 令和3年の臨時休業の判断について

児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、学校保健安全法第20条に基づく学校の全部又は一部の臨時休業の要否等については、以下のとおり取り扱った。

【臨時休業等の要否】

- 学校は設置者に連絡し、感染者の学校内での活動状況について伝える。この情報を踏まえ、設置者は保健所に臨時休業の実施の必要性について相談するとともに、学校及び設置者は保健所による濃厚接触者の範囲の特定等に協力する。
- 同時に、学校長は、感染した児童生徒等について、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置をとる。感染者が教職員である場合には、職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとする。
- 加えて、保健所の調査により、他の児童生徒等や教職員が濃厚接触者と判定された場合には、学校長は、これらの者についても同様の措置（出席停止・出勤させない扱い）を取る。
- これにとどまらず、学校の全部又は一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについては、設置者が、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて検討し判断する。学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体を臨時休業とすることが考えられる。

ウ 令和4年から令和5年5月までの臨時休業の判断について

現に学校内で感染が広がっている可能性に対して、児童生徒等の学びの保障の観点等に留意しつつ、まずは感染者が所属する学級の閉鎖を検討するなど、必要な範囲、期間において機動的に対応を行うことが重要であった。

④ 分散登校、短縮授業

ア 見守り登校期間：令和2年4月9日～5月6日

見守り登校は、家庭で留守番させることが困難な児童生徒の居場所づくり、また、学童保育で生活する状況が長期化しており、児童の生活に変化をつけること、指導員の負担

軽減を目的として実施した。小学1～3年児童、小中全学年の支援の必要な児童生徒（要医療ケア児童生徒含む）を対象としており、見守り登校に参加する児童は平日8時30分から15時までとし、学童保育を利用している児童は最大週3日かつ13時までの参加とし、他の時間帯は学童保育を利用することとした。

イメージ

●学童の児童

	8:15	8:30	12:00	13:00	17:00	19:00
週3日		見守り登校	学校で弁当	学童保育	(延長保育)	
週2日		学童保育	学童で弁当	学童保育	(延長保育)	

○見守り登校に参加する児童

	8:30	12:00	13:00	15:00
週5日	見守り登校	学校で弁当	見守り登校	

また、令和2年4月22日から28日までにかけて、一人ひとりの児童生徒の家庭での状況把握や各家庭のネット環境の把握等を目的として、見守りコールを実施した。その概要は以下のとおりである。

【目的】

- ・一人ひとりの児童生徒の家庭での状況を把握する
- ・支援対象児童の見守り(要対協)
- ・各家庭のネット環境を把握する

【方法】

- ・担任等による電話連絡
 - ※中1の電話番号が入手できていない中学校は、図書カード配布時に、保護者に確認項目①～⑤を聞き取るとともに、電話番号を伺い、その番号で生徒の状況確認を行う
- ・在宅勤務が導入されていることから、学年等で電話する日時を振り分け
- ・各校のホームページやメール配信で、家庭へ電話する日時・内容を告知

【期間】

4月22日(水)～28日(火) ※難しい学校は5月1日(金)までに

【確認項目】

- ① どのように過ごしていますか(生活の状況)
- ② 身体の調子はどうですか(健康状態)
- ③ 困っていることはありませんか
- ④ 家で、オンライン授業(ユーチューブ)を見ることはできますか
- ⑤ (④がはいの場合) Wi-Fi等の環境はありますか
(④がいいえの場合) DVDは見ることはできますか
- ⑥ できる限りこどもと直接話をする

【携帯電話】

4月22日(水)～30日(金)の間、市教委から各学校に携帯電話の貸出

イ 登校日期間:令和2年5月11日～5月31日

令和2年5月1日付文科省通知に基づき、学校の全部を休業とし、授業日数には含まない登校日とした。参加できない場合も授業日ではないので欠席としない対応を取った。

なお、小6・中3については、5月25日～31日については、授業日(出席扱い)を設定することも可とされていたが、準備と周知に時間が不足していること、登校日と並行して実施すると混乱することから登校日期間と設定した。

(ア) 目的

- ・教員が、児童生徒と対面し、児童生徒の健康や心理的な状況を確認する。
- ・家庭学習の状況を確認し、分からない所の指導や支援することで、児童生徒の学びを保障する機会とする。
- ・新入生が学校生活に慣れること、また、卒業学年児童生徒が進路等に不安がないよう配慮する。

(イ) 対象

全児童生徒(小学1～6年生、中学1～3年生)

(ウ) 方法

- ・登校日を原則複数日設定する。ただし、児童生徒一人当たりの登校は週1日とする。
- ・学級を2～3分割し、学級に入る人数を15人以内とする。
- ・教室での座席やその他の活動場面においても、児童生徒間の距離を1～2m以上とする。(文科省通知の座席配置)
- ・学校滞在時間は2時間以内とする。ただし1週目は短時間で行う。
- ・個別対応が必要である児童生徒については、1時間以内で延長可とする。(スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携も可)

(エ) 内容

- ・児童生徒の心身の状況を確認し、必要な対応を行う。
- ・学校行事、通常の授業や部活動は行わない。
- ・軽い運動等の実施可。ただし、飛沫が飛ぶ可能性の高い内容や人と人が接触するような活動は行わない。
- ・家庭学習の状況を確認し、支援する。(提出や答え合わせなど)
- ・次の家庭学習の課題等を配布する。(オンライン授業用ワークシート、学校ごとの課題プリントなど)
- ・必要な児童生徒にオンライン授業用DVDやタブレットを配布する。(別室での配布等配慮する)
- ・学校図書館での貸し出しも可とする。

(オ) 見守り登校

現状維持を基本とする。

(カ) オンライン授業

4月14日、市教育委員会指導主事らが教育センターHPから「茨木っ子オンライン授業」を配信。5月25日配信(5月第2週分)で終了。

ウ スタートアップ期間:令和2年6月1日~6月14日

(ア) 分散登校

授業時数と数える授業を実施した。期間中は1学級をA・Bグループの2つに分け、一週間交代等で午前と午後に分けて登校した。午前・午後、各3コマで授業を実施した。

(イ) 給食

小学校での給食開始は令和2年6月2日からとした。午前グループは食べてから下校、午後グループは食べてから授業とし、全員を対象とした。献立については、衛生管理と給食を食べる時間の関係で、次のとおりとした。

週	献立	例
第1週	主食+飲料+個袋	コッペパン+飲むヨーグルト+ぶどうゼリー
第2週	主食+飲料+個数もの1品	コッペパン+飲むヨーグルト+ミンチカツ

中学校での給食開始は6月1日からとし、通常時から中学校給食は希望者を対象としていたため、午前・午後グループとも希望者だけが喫食した。

(ウ) 日課表

小・中学校ともに「3時間の授業をする」「午前・午後の児童生徒も給食を食べる」とは統一とした。授業開始時刻や下校時刻、休み時間等については、学校の裁量とした。(例:1年生の下校を教職員が送迎するために、午前グループ下校と午後グループ登校の間の時間を長くする等)

以下は一例である。

小学校(45分授業)		中学校(50分授業)	
8:30	午前グループ登校	8:30	午前グループ登校
8:40~9:25	1時間目	8:40~9:30	1時間目
9:35~10:20	2時間目	9:40~10:30	2時間目
10:30~11:15	3時間目	10:40~11:30	3時間目
11:15~11:45	給食	11:30	下校
12:00	下校	11:30~12:00	給食(午前グループ)、下校
12:20	午後グループ登校	12:10~12:40	給食(午後グループ)
12:20~12:50	給食	12:40	午後グループ登校
13:00~13:45	1時間目	12:50~13:40	1時間目
13:55~14:40	2時間目	13:50~14:40	2時間目
14:50~15:35	3時間目	14:50~15:40	3時間目
15:35	下校	15:40	下校

エ 通常期間:令和2年6月15日(月)~

感染症予防対策を徹底したうえで、通常授業とした

オ 分散登校期間:令和3年8月25日~9月12日

第5波のデルタ株による感染者数増加のため、4度目の緊急事態宣言が発出されたこ

とに伴い、感染症拡大防止のため、始業式のみ全員登校とし、児童生徒を2グループに分け(グループの分け方は学校により異なる)、隔日登校とし、登校日は通常授業とした。

	始業式	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
Aグループ	8/25	8/26	8/30	9/1	9/3	9/7	9/9
Bグループ		8/27	8/31	9/2	9/6	9/8	9/10

在宅の児童生徒も参加するオンラインミーティングを実施した。オンラインミーティングについては、学校にいる児童生徒と自宅にいる児童生徒と一緒にホームルームをすることを想定(学校ごとに方法の変更は可)した。回線の容量確保のため、オンラインミーティング実施の際は、教育センターから貸し出すWi-Fiルーターを使用した。なお、実施回数は各校で判断した。

中学校における部活動での感染症予防対策としては、公式戦の出場とそれに備えた練習のみ許可とし、原則中止とした。

カ 通常期間:令和3年9月13日～

感染症予防対策を徹底したうえで、通常授業とした。

⑤ オンラインによる学習推進

ア 実施方法

令和2年5月11日から休校措置が解除されるまでの当面、全児童生徒を対象としたオンライン授業とした。週1回(毎週火曜日)に1週間分の学習内容を入れた動画を市教育センターのホームページから視聴できるようにした。セキュリティ強化のため、YouTubeの限定公開により視聴する際にはパスワード入力を求めた。なお、オンライン授業の視聴は、前述の見守りコールによる児童生徒のネット環境の実数を把握した上で、3通りの方法で実施した。

(ア) 家庭のスマホ・タブレット等での視聴

(イ) 家庭のDVDでの視聴(DVDを配布)

(ウ) 動画を保存させたタブレットを貸し出す

イ 市教委の準備

(ア) DVD-RWの購入(必要人数×3)

(イ) タブレットのレンタル(必要人数×2) ※学校のタブレットを利用

(ウ) 教育センターHPの準備(パスワード設定)

(エ) 学校タブレットの設定変更

ウ 動画作成

全学年、5月中は国語・社会・算数(数学)・理科・生活・外国語(英語)を対象に実施した。6月以降は、休校が継続する場合はその他の教科でも実施することとした。なお、長期的な対応に備えては、双方向のオンライン授業の実施についても検討を進めた。ワークシートについては、動画と合わせて担当校(A4サイズ1枚)が作成を行い、学校再開時に児童生徒から回収した。なお、ワークシートはホームページから印刷することとしたが、家庭で入手できない児童生徒に対しては学校から配布した。

⑥ GIGAスクール構想への対応

令和2年度に、全小・中学校を対象として、一人一台タブレット端末の配備と通信ネットワークの整備を行い、令和3年度から活用を開始した。個別学習、協働学習など、授業等で効果的な活用を行うとともに、順次、タブレット端末の持ち帰りを開始し、不登校、新型コロナウイルス感染症への不安等、やむを得ず登校できない児童生徒に対し、本人の状況に応じてオンラインミーティング、授業ライブの配信を実施する等の対応を行った。ネットワーク環境がない家庭にはWi-Fiルーターの貸与等のサポートを実施した。

また、月に2回、ICTサポーターが学校を訪問し、授業等の支援を行い、教育のICT化の一助となった。

このほか、タブレット端末や通信ネットワークは教員向けオンラインを活用した各種会議、担当者会、研修会の実施等で使用され、学校教育においては欠かせないツールとなった。

⑦ 感染リスクが高い学習活動の取り扱いや熱中症予防対策

感染リスクが高い学習活動を3段階(★の数)に分類し、地域の感染レベルによって取り扱いを決めた。

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動(★★★、★★の活動)		部活動
レベル3	できるだけ2m程度(最低1m)	行わない		個人や少人数での感染リスクの低い活動で、短時間の活動に限定
レベル2	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取る	収束局面 ↓ 感染リスクの低い活動から徐々に実施	拡大局面 ↑ 感染リスクの高い活動を停止	感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教職員が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取る	適切な感染対策を行った上で実施		十分な感染対策を行ったうえで実施

ア 活動場面の具体例及び改善策や感染症対策について

	★★★の活動	★★の活動
各教科共通	マスクを常時着用の上 ・グループ活動(ペアワーク)は1時間の授業の中で10分以内とする ・近距離で一斉に大きな声を出す活動は行わない	
理科		・実験観察を行う場合は、児童生徒が近距離にならないようにする
音楽	・合唱を行う場合は、マスク着用で児童生徒の距離をできるだけとる ・リコーダーや鍵盤ハーモニカなどのマスクを外す楽器演奏はできるだけ行わない。実施する場合は、教室内の人数を減らし、児童生徒間の距離を1m以上とる	
図工・美術	・児童生徒が近距離で活動する共同制作は行わない ・同じ材料や用具を共有する活動は行わない	
家庭科	・調理実習は行わない	
外国語 外国語活動	・ペアやグループ活動は、各教科共通に準じる	・ハイタッチなどの身体接触は行わない

	★★★の活動	★★の活動
体育	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的にマスク着用 ・持久走など激しい運動を行う時にはマスクを外すが、児童生徒の距離を十分とる ・組み合ったり接触したりする運動は行わない(柔道の対人稽古・ペアでの準備体操等) ・接触する可能性の高い種目は、室内(体育館)では行わない(バスケットのゲーム等) 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・休み時間もマスク着用 	

イ 熱中症予防対策

令和2年度は、府マニュアルに基づき、「運動をする際は、地域の感染状況等にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。」を遵守した。

令和3年6月からは体育の授業や部活動の運動時は、マスクを着用しないことを原則とした。また、家庭の判断で、熱中症のリスクが高いと思われる場合はマスクを外しての登下校を可能とした。そのほか、マスクを外している時は、できる限り人との距離をあけ、会話はしないよう注意喚起した。

⑧ 学校等行事の取り扱い

感染拡大期は以下の行事について縮小して実施した。

ア 卒業式

- ・参加は、卒業生、学校教職員、保護者に限定する
- ・会場の椅子等の間隔をあけて、参加者間のスペースを確保する
- ・式典の時間は60分程度を目途とする

イ 入学式

- ・令和2年度は、小学校が4月7日(火)、中学校が4月8日(水)に実施
- ・感染防止対策の実施、参加者の限定、時間短縮で実施
- ・新入生・保護者、教職員はマスク着用(教職員用マスクは市より配布)

ウ 修学旅行

- ・小・中学校ともに中止(日帰りの代替遠足に)

エ 運動会

- ・来賓等(市教委・議員・地域の方々)は招待せず実施

⑨ 部活動

令和2年3月1日から6月14日までは中止とし、15日の小・中学校本格再開から実施とした。再開後は、教職員が活動状況の確認を徹底し、感染防止対策を十分行ったうえで実施し、感染リスクの高い活動は避けるよう努めた。運動部の校外での活動・対外試合・公式戦等については中学校体育連盟の、文化部は所属団体の決定に従うこととした。

⑩ 衛生用品等の備蓄

感染初期において、感染者が確認された場合の学校施設等を消毒するため、会計年度任用職員用に、4回にわたり、計46,300枚のマスクを購入した。そのほか、医療介助員用として、使い捨て手袋を13,500枚、学校での感染拡大予防のため手指消毒剤を90個購入した。

⑪ 衛生用品等の購入

マスク、ペーパータオル、使い捨て手袋、フェイスシールド、ヘアキャップ、消毒用アルコール（手指、施設用）、手洗いせっけん液などを各小・中学校に購入し、感染症の予防及び拡大防止を図った。

⑫ 換気対策物品の購入

全小・中学校にCO2モニター、希望する小・中学校にサーキュレーター、空気清浄器を購入することにより、効率的に換気を行い、感染症の予防及び拡大防止を図った。

⑬ 施設内換気設備の改修

小・中学校に対し、空調設備の改修・網戸の設置を行った。

(2) 公立幼稚園

① 休園の取り扱い

施設内にて感染者が発生した場合の休園の判断については、必要に応じて保健所に相談を行い、施設と協議しながら対応を決めていった。

なお、公立幼稚園の統一的な休園等の対応としては以下のとおりであった。

期間	内容
令和2年3月2日～3月23日	臨時休園 ※2号認定や家庭での保育が困難な園児は通常保育
令和2年3月24日～4月9日	春休み
令和2年4月10日～4月20日	臨時休園 ※2号認定や家庭での保育が困難な園児は通常保育
令和2年4月21日～5月23日	臨時休園 ※医療従事者等のみ特例保育を実施
令和2年5月25日～5月31日	臨時休園 ※2号認定や家庭での保育が困難な園児は通常保育

② 連絡体制

公立幼稚園で、保護者及び児童が濃厚接触者や感染者となった場合、まず所属の幼稚園に連絡を入れてもらい、詳細を聞き取った上で、幼稚園から市に連絡を入れてもらう体制を確立した。

③ 施設内換気設備の改修

公立保育所及び公立幼稚園に対し、換気設備等の改修費用を令和2年度12月補正予算で措置し、網戸の設置を行った。

④ 衛生用品等の購入

感染予防のためのマスク、ペーパータオル、使い捨て手袋、フェイスシールド、ゴーグル、ヘッドキャップ、足袋、飛沫防止パーテーションや手指消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム製剤などを各施設に購入し、感染症の予防及び拡大防止を図った。

⑤ 公立認定こども園におけるおむつ等衛生用品の感染症対策

令和4年10月より、公立保育所等（保育所・小規模保育施設・待機児童保育室・認定こども園）で保護者が持ち帰りしていた紙おむつを施設で回収・処分を行った。衛生面の改善を図ることで、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、保護者負担の軽減にもつながった。

⑥ 運動会等行事の短縮・中止

ア 遠足

バスや公共交通機関を使用する園外保育は中止し、徒歩により近辺の大きな公園に行くなど感染リスクの低い場所に変更した。

イ 入園式及び卒園式

感染防止対策を徹底し、職員や保護者のマスク着用、時間短縮、来賓の招待取りやめ、参加者の制限（在園児は不参加）、保護者1人までにするなど、感染することのないように留意しながら実施した。

ウ 運動会

入園式などと同様に対策を徹底し、時間短縮、来賓の招待取りやめ、保護者1人まで、クラス単位で実施するなど感染症拡大の防止を図りながら実施した。

⑦ PCR検査の実施

コロナ発生当初は、軽度の症状があるにも関わらず、医療機関にてPCR検査を受けることができずに自宅待機しなければならないケースがあり、保育を継続して運営していくために、職員や児童に対して、市独自でPCR検査を業務委託し、実施することに至った。安定した保育サービスの提供体制を確保するため市内公立就学前施設(20施設)の職員・児童で、軽度の発熱等の症状があり、行政検査の対象外となる場合について、PCR検査等を実施した。検査体制を充実させたことで、保育の継続性を保つことができた。

(3) 保育所(保育施設)

① 休所の取り扱い

施設内にて感染者が発生した場合の休所の判断については、必要に応じて保健所に相談を行い、施設と協議しながら対応を決めていった。

なお、市の統一的な休所等の対応としては以下のとおりであった。

期間	内容
令和2年3月2日～4月20日	家庭保育の協力依頼
令和2年4月21日～5月23日	臨時休所 ※医療従事者等のみ特例保育を実施
令和2年5月25日～6月30日	家庭保育の協力依頼

② 連絡体制

公立及び私立の保育施設全体で、保護者及び児童が濃厚接触者や感染者となった場合、まず所属の保育施設に連絡を入れてもらい、詳細を聞き取った上で、保育施設から市に連絡を入れてもらう体制を確立した。

③ 衛生用品等の購入

感染予防のためのマスク、ペーパータオル、使い捨て手袋、フェイスシールド、ゴーグル、ヘッドキャップ、足袋、飛沫防止パーテーションや手指消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム製剤などを各施設に購入し、感染症の予防及び拡大防止を図った。

④ おむつ等衛生用品の感染症対策

令和4年10月より、公立保育所等(保育所・小規模保育施設・待機児童保育室・認定こども園)で保護者が持ち帰りしていた紙おむつを施設で回収・処分を行うことを実施した。衛生面の改善を図ることで、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、保護者負担の軽減にもつながった。

⑤ 運動会等行事の短縮・中止(公立保育施設)

ア 遠足

バスや公共交通機関を使用する所外保育は中止し、徒歩により近辺の大きな公園に行くなど感染リスクの低い場所に変更した。

イ 入所式及び修了式

感染防止対策を徹底し、職員や保護者のマスク着用、時間短縮、来賓の招待取りやめ、保護者1人までにするなど感染することのないように留意しながら実施した。

ウ 運動会

入所式などと同様に対策を徹底し、時間短縮、保護者1人まで、クラス単位で実施するなど、感染症拡大の防止を図りながら実施した。

エ 生活発表会

プログラムの進行を見直し、クラス毎に保護者の入れ替え制にした。入れ替えの際に、毎回消毒を行った。

⑥ PCR検査の実施

コロナ発生当初は、軽度の症状があるにも関わらず、医療機関にてPCR検査を受けることができずに自宅待機しなければならないケースがあり、保育を継続して運営していくために、職員や児童に対して、市独自でPCR検査を業務委託し、実施することに至った。安定した保育サービスの提供体制を確保するため市内公立就学前施設(20施設)の職員・児童で、軽度の発熱等の症状があり、行政検査の対象外となる場合について、PCR検査等を実施した。検査体制を充実させたことで、保育の継続性を保つことができた。

(4) 学童保育(保育施設)

国・大阪府から、学童保育室の開室に当たり、規模を縮小(預かる人数を減らすこと)し開室すること、感染の状況によっては臨時休室することが要請された。学童保育室を開室するが、感染の防止のため利用者の密集を避ける観点から、仕事を休んで家にいることが可能な場合等は、児童の登室を極力控えてもらうよう利用者をお願いした。

① 見守り登校期間:令和2年4月9日(木)~5月6日(木)

ア 開室期間及び時間

(ア) 令和2年4月9日(木)~11日(土)

8時15分から17時まで(延長利用児童は19時まで)

(イ) 令和2年4月13日(月)~5月2日(土)

i) 見守り登校併用日(週3日)

8時30分から13時まで小学校の見守り登校の利用が可能であることから、13時

から17時まで(延長利用児童は19時まで)とした。なお実施日は小学校毎に設定し、緊急メールにて周知した。

ii) それ以外の日

8時15分から17時まで(延長利用児童は19時まで)とした。

【一日の流れのイメージ】					
見守り登校併用日	8時30分	12時	13時	17時	19時
週3回	小学校見守り登校		小学校で弁当	学童保育	(延長保育)
それ以外の日	8時15分	12時	13時	17時	19時
週2回+土曜	学童保育		学童で弁当	学童保育	(延長保育)

イ 持参物

弁当、勉強道具等、1日保育のときと同じ持ち物

ウ 保護者への依頼事項

- ・毎朝登室前に家庭で検温し、連絡帳に体温を記入し、マスク着用のうえ登室。体調不良の場合は預かり不可。
- ・児童の体調不良時には保護者に連絡のうえ、迎えを依頼。
- ・休校措置期間中の利用料(延長利用料含む)は、徴収後、登室日数に応じて後日還付。
- ・見守り登校併用日については、緊急メールで周知。

② 分散登校期間:令和2年6月1日(月)~14日(日)

緊急事態宣言の解除を受け、5月25日(月)に臨時休室が解除し、同日~5月30日(土)の間は、開室時間、見守り登校併用日等の変更はなく、児童の預かりを実施した。

ア 時間

8時15分から17時(延長利用児童は19時)まで

※小学校の分散登校に伴い、一日保育のため

イ 持参物

勉強道具等、1日保育のときと同じ持ち物

※平日に限っては6月1日のみ弁当持参

ウ 保護者への依頼事項

- ・登室日数に応じた利用料の還付実施。
- ・利用に当たっては毎朝登室前に家庭で検温、連絡帳に体温を記入、マスク着用のうえ登室。体調不良の場合は預かり不可。
- ・児童の体調不良時には保護者に連絡のうえ、迎えの依頼。

③ 通常授業再開:令和2年6月15日(月)~

通常授業再開に伴い、通常の学童保育室開室時間とした。

④ 再度の分散登校期間:令和3年8月25日(水)~9月12日(日)

新型コロナウイルスの市内の感染状況やデルタ株の感染力と低年齢層への感染状況を踏まえ、8月25日から9月12日まで小学校の分散登校の決定に伴う対応を検討し、学童保

育室は開室するが、児童への感染が多数確認されていることから、感染の防止のため利用者の密集を避ける観点から、仕事を休んで家にいることが可能な場合等は、児童の登室を極力控える家庭保育協力依頼を実施した。

ア 登室自粛要請期間

令和3年8月24日(火)～9月30日(木)

イ 開室時間及び期間

(ア) 令和3年8月25日(水)

始業式終了後から17時まで(延長利用児童は19時まで)

(イ) 令和3年8月26日(木)～9月11日(土)

8時15分から17時まで(延長利用児童は19時まで)

(ウ) 令和3年9月13日(月)～

通常の学童保育

ウ 利用料の還付

要請期間に登室自粛し家庭保育に協力した場合、登室日数に応じて、利用料を還付。

エ 保護者への依頼事項

- ・発熱や風邪の症状が認められる場合は、登室せず自宅で休養。
- ・学童保育室で発熱や風邪症状を確認した際は速やかな迎え。
- ・児童が濃厚接触者となる可能性が生じた場合等は学童保育室及び小学校への報告。(学童保育室への登室は保健所の指示に従う。)
- ・登室の際のマスクの着用。

⑤ 臨時休室の取り扱い

ア 臨時休室及び特例保育の実施

緊急事態宣言を受け、令和2年4月21日(火)から5月6日(水)まで臨時休室及び特例保育を実施した。期間中に学童保育室を利用する場合は、「学童保育利用申請書」の提出を求めた。

イ 特例保育の対象となる家庭

保護者が次の状況にある家庭とした。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・医療に従事・警察・消防、介護、保育等社会の機能を維持する職業に従事・ひとり親家庭等で仕事を休むことが困難な場合や、その他やむを得ない理由により家庭での保育が困難な場合 |
|--|

ウ 臨時休室基準の設定

令和3年4月27日(火)、感染拡大防止のため、学童保育室における臨時休室の基準を次のとおり設定した。

◆新型コロナウイルス感染症に係る学童保育室の臨時休室の基準

感染状況等		臨時休室範囲
(1)	学童保育室内で感染者が確認されたが、学童保育室内での感染拡大のリスクがない場合 ※当該感染者が無症状かつ検査実施前2日間出勤・登室していない場合 ※当該感染者が発症した日の前2日間出勤・登室していない場合等	臨時休室しません。
(2)	学童保育室内で感染者が確認され、濃厚接触者の状況から感染拡大のリスクがある場合 ① 濃厚接触者が当該クラス内に限定できる場合※ ② 濃厚接触者が学童保育室内全体にいる可能性がある場合 ※単クラスの学童保育室については臨時休室とする	①当該クラスのみ臨時休室します。 ②臨時休室します。
(3)	小学校で感染者が確認され、小学校が臨時休業する場合	臨時休室します。
(4)	小学校内の学級、学年が臨時休業する場合	当該学級、学年に所属する児童は登室できません。

※濃厚接触者は、マスク等をせず、手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、感染者と15分以上接触があった者等、聞き取り等により個々の状況から保健所が総合的に判断します。

★上記に関わらず、市内の感染状況、小学校及び学童保育室の感染者数により、保健所からの指示に従い、臨時休室の範囲を総合的に判断することとする。

◆児童の登室・利用料の減額について

【児童の登室について】

	児童等の状況	対応
(1)	児童が陽性者または濃厚接触者となった場合	保健所や医療機関で指示された期間は登室不可。
(2)	同居家族が陽性者または濃厚接触者となった場合	陽性者又は濃厚接触者の健康観察期間が終了するまで登室自粛。

【利用料の減額について】

以下に該当する場合は、利用料を減額して還付します。

- (1) 茨木市学童保育室の入室児童が新型コロナウイルス感染症の感染の疑い（後日PCR検査を受けた場合に限る。）があり小学校及び学童保育室を欠席した場合
- (2) 入室児童と同居の家族が新型コロナウイルス感染症の感染の疑い（後日PCR検査を受けた場合に限る。）があり登校及び登室を自粛した場合
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大防止のために臨時休室した場合

9 医療・福祉関係機関の感染症対策

(1) 医療

茨木市保健医療センター附属急病診療所では、令和2年8月に公益社団法人日本医師会が作成した「新型コロナウイルス感染症対策 医療機関向けガイドライン」を順守し、診療所内の消毒に努めるとともに、待合室には患者同士の感染防止のためのパーティション、診察室には高性能空気清浄機を設置するなどした。その他、患者への対応について、当該センターへの来所前には事前に電話連絡が必要であることを周知し、それぞれの患者の受療動向に応じた対応に努めた。

また、感染症対策を実施するために、令和2年6月及び令和3年2月には、新型コロナウイルス感染対策応援給付金を市内医療機関に支給することを決定し、医療体制の維持に努めた。

(2) 福祉

令和2年度から、市内に居住する障害者や要介護者及び市内の就労継続支援事業所・障害福祉サービス事業所、高齢サービス事業所等を対象とした各支援を実施した。

① 個人への支援

所管課名	支援制度	対象者	支援内容
障害福祉課	就業支援金の交付	就労継続支援B型事業所利用者	感染拡大に伴って社会参加活動の減少や工賃の減収が見られる中、生活支援を目的とし、1人当たり1万円の給付を行った。
	あんしん支援給付金の給付	特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当又は経過的福祉手当を受給している方	1人当たり1万円の給付を行った。
	タクシー利用券の追加交付	重度障害者福祉タクシー料金助成事業利用者	市内でのワクチンの集団接種開始に伴い、接種場所までの移動分としてタクシーチケット8枚(4,000円分)を交付した。
	手帳の更新にかかる診断書の提出期限の猶予	精神保健福祉手帳の更新者	手帳の更新にかかる診断書の提出期限を最大1年間猶予した。
長寿介護課	在宅生活を送る要介護者等へのあんしん支援給付金	茨木市内に住民票がある65歳以上の在宅要介護・要支援認定者、事業対象者	長引く在宅生活において増加する光熱水費等の生活費や、日常生活に必要となる買物、理美容等に係る外出等を支援するため、在宅生活を送る要介護者・要支援者等に対し、1人当たり1万円の給付を行った。
	高齢者福祉タクシー利用券の追加交付	令和3年4月1日から翌年3月31日の期間に高齢者福祉タクシー利用券の交付決定を受けた者	市内でのワクチンの集団接種開始に伴い、接種場所までの移動分としてタクシーチケット8枚(4,000円分)を交付した。

② 事業所等への支援

支援制度	支援内容	対象	
		障害	高齢
感染症物品の配布	需要増のため入手困難・価格高騰するなかで、事業所内での感染防止に寄与するとともに、財政的な負担の緩和を図るため、手指消毒液、マスク、使い捨て手袋、二酸化塩素空間除菌剤(クレベリン)を配付	○	○
PCR検査等費用の助成	スタッフ又は施設利用者のうち、感染のおそれがあり行政検査の対象外とされた者に対し、1事業所当たり1人上限2万円、最大30人分の費用負担を行う	○	○
感染対策応援給付金	感染症対策への長期的な対応に係る経済的負担の軽減を図るため1事業所当たり10万円を給付	○	○
物価高騰等支援給付金	コロナ禍における原油価格・物価高騰に係る負担を軽減し、サービス提供体制の維持・継続を図るため1事業所当たり10万円を給付	○	○
街かどデイハウス・コミュニティデイハウス新型コロナウイルス感染症対策事業補助金	住民主体による高齢者の通いの場の維持・継続を支援することを目的とし、感染症対策に要する衛生用品等の物品購入費用及び環境整備に要する費用として1事業所当たり上限50万円を給付	-	○
茨木市コミュニティデイハウスにおける要支援者等高齢者へのICT活用支援補助金	コロナ禍においてICTを活用した介護予防活動や高齢者の見守り活動等に取り組むことを支援するため、ICT機器購入費として1事業所当たり上限30万円を給付	-	○
簡易陰圧装置の設置補助	介護施設等において、簡易陰圧装置を設置し、新型コロナウイルス感染症患者が発生しても施設内で対応できる環境整備を図り、感染拡大を防止するため1事業所当たり上限471万円を給付	-	○

10 感染者に対する市の取組

(1) 大阪府茨木保健所との連携

保健所がなかなか連絡を取ることができない自宅療養者の方へ、市の自宅療養者支援センターが保健所と連携しながら、市職員が訪問し、安否確認や相談窓口の紹介を実施した。

また、保健所から自宅療養者宛に送信されるショートメールの中に、自宅療養者支援センターのホームページにアクセスできるようになっており、各種サービスの情報提供や申込の受付などの対応を行い、情報が届かないことがないよう連携強化を実施した。

陽性者情報が市に提供されたことから、自宅療養者支援センターから直接電話連絡を行い、体調不良の場合や連絡が取れない等の緊急対応が必要な場合には、保健所に連絡し早急な対応が行えるよう連携した支援を実施した。

保健所からの依頼により、令和4年1月から3月の間、前半、後半に分かれ各1名の公立保育所に勤務している看護師を保健所に応援派遣した。

(2) 病院・診療所等の医療・検査体制

令和3年6月には、急務とされる高齢者ワクチン接種を推し進めるため、65歳以上の高齢者へ新型コロナウイルスワクチンの個別接種を実施する市内の病院及び診療所に対して、新型コロナウイルスワクチン個別接種協力支援金を給付した。

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が想定された令和4年11月中旬から令和5年2月中旬及び令和5年4月29日から令和5年9月30日までの日曜、休日や多くの医療機関が休診となる年末年始及びお盆期間において、発熱外来体制を確保するための補助制度を構築し、診療・検査体制を拡充した。

茨木市保健医療センター附属急病診療所においては、医師会と協議調整のうえ、令和5年9月3日から事前予約制度を導入するとともに、感染対策を講じつつ、診療・検査体制に必要な医療従事者を配置するなど、日曜、休日等における体制を拡充した。

(3) 救急対応

① 救急隊員等の感染防止対策

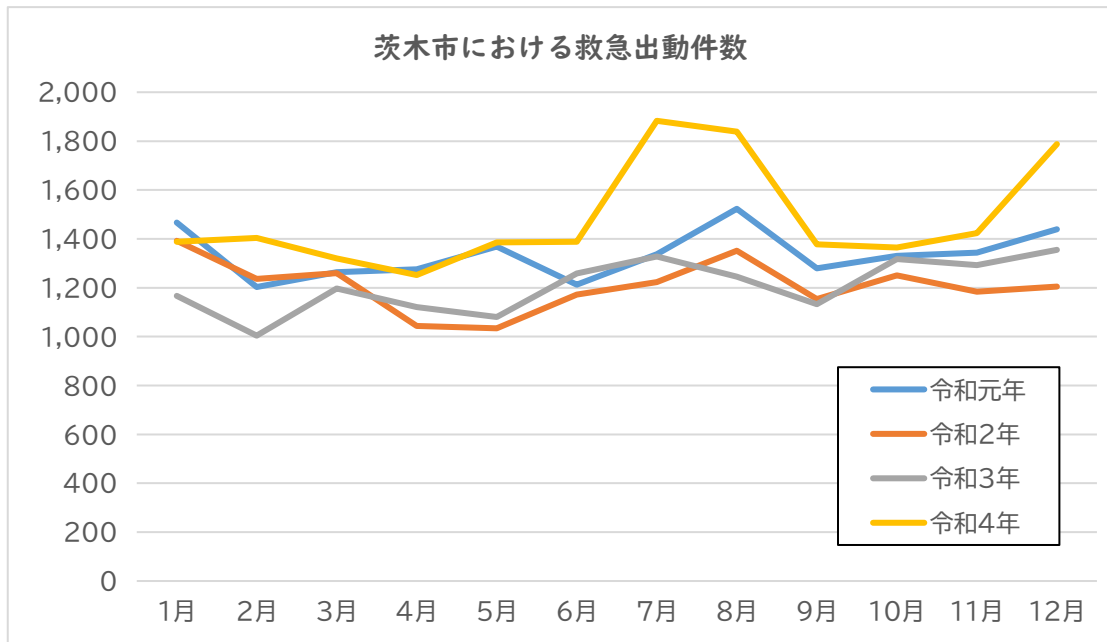
新型コロナウイルス感染症の拡大によって、令和2年の救急出動件数は14,506件となり、前年の16,042件に比べ大幅に減少した。(前年比1,536件減、約9.6%減)

令和4年の救急出動件数は過去最多の17,810件(令和元年比1,768件増、約11%増)となったが、令和3年10月ごろから徐々に救急件数が増加し、令和4年中は1月と4月を除いた各月でコロナ禍前の令和元年より救急出動件数が上回った。

各年の茨木市における救急出動件数は下表のとおりであった。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
R1年	1,467	1,203	1,263	1,275	1,368	1,212	1,337	1,523	1,280	1,331	1,344	1,439	16,042
R2年	1,392	1,236	1,260	1,044	1,034	1,172	1,223	1,352	1,154	1,250	1,184	1,205	14,506
R3年	1,167	1,004	1,197	1,121	1,080	1,259	1,328	1,245	1,133	1,317	1,293	1,355	14,499

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
R4年	1,388	1,404	1,320	1,252	1,386	1,388	1,883	1,838	1,377	1,364	1,423	1,787	17,810



市では、これらの救急事案に対応した全ての救急隊が、消防庁通知（令和2年2月15日付事務連絡）等に基づき、感染防止対策（マスク・感染防止衣上下・ゴーグル・グローブの着用、救急車内の換気、使用後の消毒等）を徹底した。感染防止用資器材については、コロナ禍が始まった令和2年においては物流が不安定となり調達が困難であったため、新型インフルエンザ対策資器材を用いて継続的な感染防止対策を実施し、物流が安定した令和3年度に新たな感染症対策資器材として備蓄を確保した。

また、新型コロナウイルス感染症が疑われる発熱等の症状を有する傷病者を対応した際には、オゾンガス発生装置によって救急車内の消毒を実施し、次の事案の傷病者や救急隊員への二次感染防止を徹底した。

新型コロナウイルス感染症の流行当初であった令和2年6月1日に、緊急消防援助隊設備整備費補助金の補助対象として、搬送用アイソレーター装置が追加されたため、早急に搬送用アイソレーターの整備事務を進め、購入した。

新型コロナウイルス感染症が疑われる傷病者を対応する際は、大阪府茨木保健所から配布されたアイソレーター（搬送用アイソレーターより傷病者のスペースが広く、圧迫感をあたえない資器材）で救急車内の傷病者スペース（ストレッチャー部分）と隊員や傷病者家族等の座席スペースを区画し、二次感染防止を図った。令和3年7月と9月に市内ボランティア団体からアイソレーションフードの寄贈を受け、大阪府茨木保健所から配布されたものと同様に区画することができ、さらに、区画スペースを車内の換気扇に連結させ陰圧にすることも可能となり、従前のものより優れた二次感染防止対策となった。令和4年3月には、全ての救急車にアイソレーションフードを整備した。

救急隊員が夏場であっても感染防止衣上下を着用して救急活動を行うことから、感染防止衣の中に着用できるアイスベストを整備し、熱中症対策を図った。

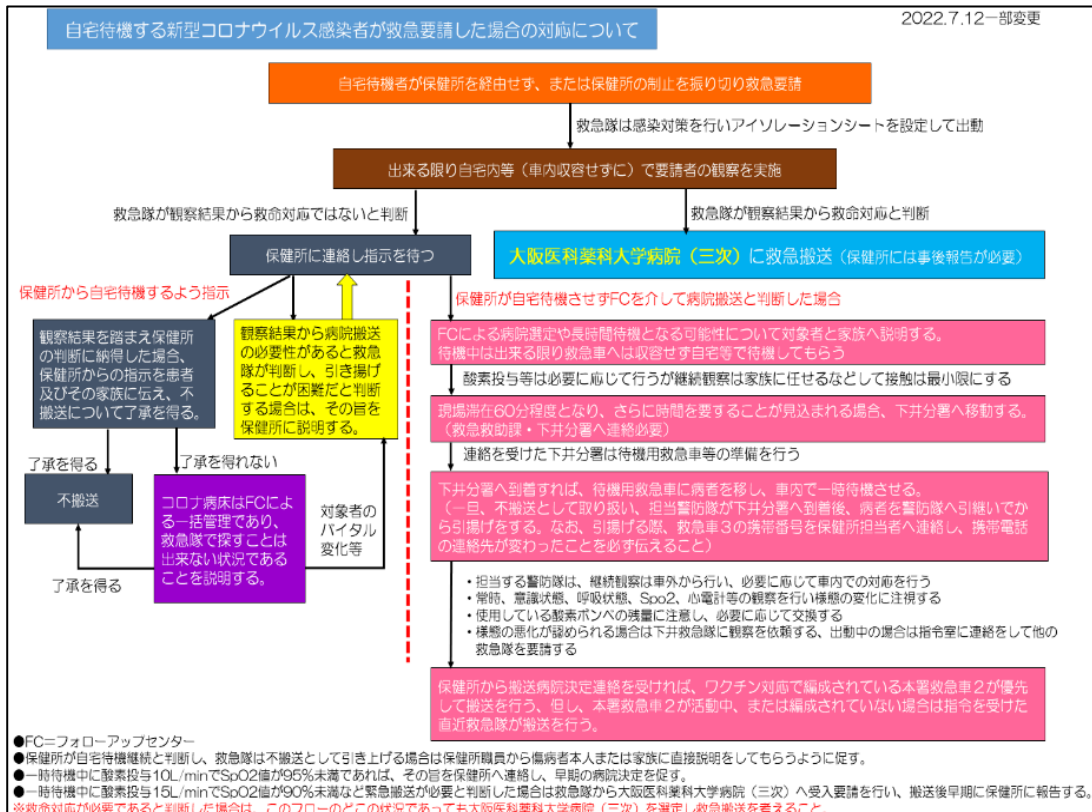
② 新型コロナウイルス感染症が疑われる傷病者への対応

消防庁通知(令和2年2月4日付消防消第26号・消防救第32号)で新型コロナウイルス感染症が疑われる患者の要件等が示されたことに加え、新型コロナウイルス感染症の患者の移送については、「エボラ出血熱患者の移送に係る保健所等に対する消防機関の協力について」に準じて移送するよう協力要請があったことから、従前より大阪府茨木保健所と交わっていた申し合わせ事項に基づき移送協力することになった。

救急隊が活動しやすくなるよう対応フローを作成して活動の整理を行ったが、感染拡大の状況や変化する医療機関の受入れ状況、自宅待機者の取り扱いなどを踏まえた新型コロナウイルス感染症罹患者への対応の変化に応じて、大阪府茨木保健所や三島地域医療圏の医療機関と連携体制を密にし、その都度修正を重ね、最終的に下図で示す対応フローとなった。

大阪府茨木保健所が入院加療を必要と判断した新型コロナウイルス感染症の患者であっても、コロナ病床の入院統制下では、移送先医療機関を決定するのに長時間要した。令和3年4月から非常用救急車を活用し、下井分署の敷地内で待機ステーションを開設した。待機ステーションは傷病者管理を警防隊が順転で行い、救急隊は警防隊に引き継いで救急活動を終了することができるため、救急隊の負担軽減や出動可能救急隊の確保につながった。

コロナ流行期に発熱症状を伴う傷病者は、新型コロナウイルス感染症罹患を危惧され、搬送先医療機関の決定に時間を要する状況となった。そのため、市内医療機関に依頼して新型コロナウイルス感染症の検査のみを実施し、その検査結果をもとに救急活動を行うことで、比較的スムーズな救急活動を行うことができた。

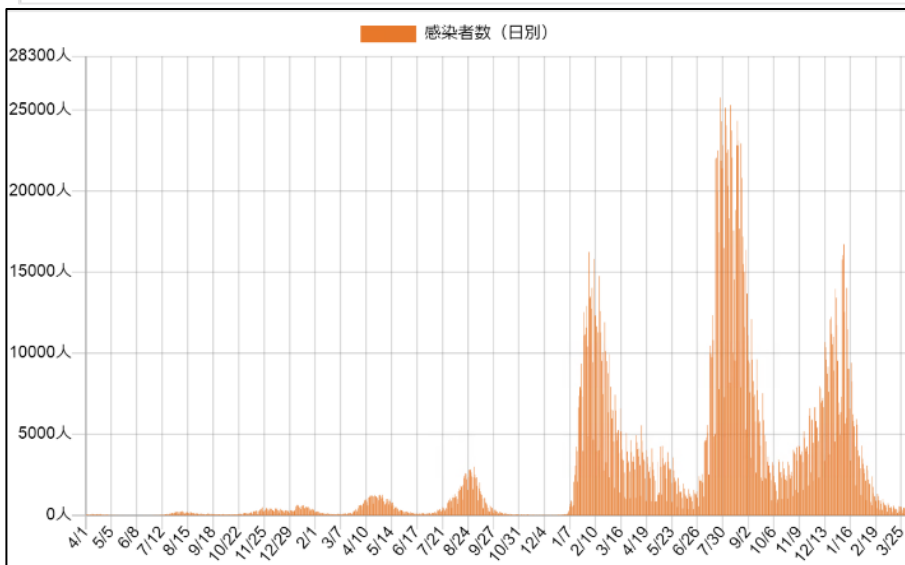
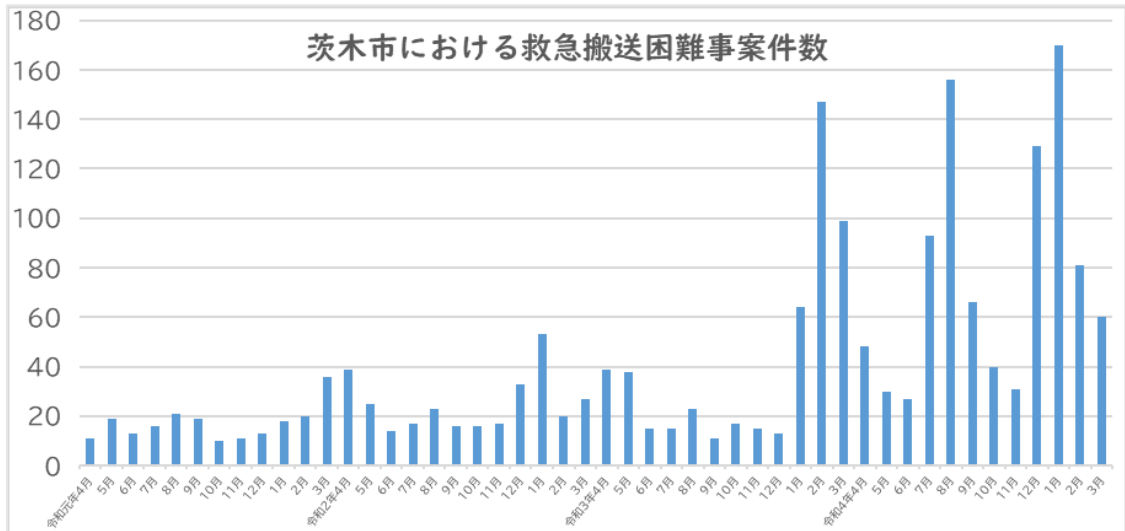


③ 救急搬送困難事案

コロナ禍における医療機関の救急受入れは、コロナ病床を確保するために医療スタッフが割かれ一般病床が人員不足になったり、また、医療スタッフが新型コロナウイルス感染症に感染し人員不足に陥ったため一般病床が縮小されたり、院内でクラスターが発生し一時的に救急受入れを停止する医療機関が存在したため、救急受入れは非常に厳しい状況であった。

総務省消防庁が52消防本部に対して救急搬送困難事案について調査を実施したが、この調査での救急搬送困難事案の定義で本市消防本部の統計データを抽出すると下表のとおりとなった。大阪府の感染者数に伴って医療機関がひっ迫した状況となり、救急搬送困難事案が増加していたことが分かる。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R1年度	11	19	13	16	21	19	10	11	13	18	20	36	207
R2年度	39	25	14	17	23	16	16	17	33	53	20	27	300
R3年度	39	38	15	15	23	11	17	15	13	64	147	99	496
R4年度	48	30	27	93	156	66	40	31	129	170	81	60	931



【参考】
大阪府の感染者数の状況
(令和元年4月～5年3月)
※出典:厚生労働省
オープンデータ

令和4年7月下旬、医療機関がひっ迫して救急搬送困難事案が増加する状況において、救急出動件数が多い時間帯（8時45分～17時15分）に非常用救急車を活用して増隊運用（9隊目運用）を行なった。また、救急搬送困難事案が増加することで救急活動時間が延伸することから、救急事案の発生が市街地の人口が多い地域に集中し、山間部は比較的発生が少ないため、山手台救急隊を西河原分署に待機させ、通常は市街地を6隊で対応しているが、増隊した救急隊と山手台救急隊を加えた8隊で対応し、救急業務の効率化を図った。

(4) 電話相談

① こころのケアセンター

新型コロナウイルス感染症の拡大によって生じたストレスや不安について、保健師、臨床心理士等が相談を受け付けるため「こころのケアセンター」を新型コロナウイルス感染症に関するコールセンターに併設して設置した。

なお、開設期間後は従来から行っていた「こころの相談室」の業務を見直して整理し、「こころの健康相談」として窓口を一本化し対応した。

- 開設期間 令和2年4月13日から令和3年5月31日まで
- 対応職員 保健医療課（現健康づくり課）保健師、臨床心理士、精神保健福祉士等

(5) 自宅療養者への支援

① 食料品や生活用品の配達及び買物支援

令和3年3月以降、新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者の世帯に対する食料品や生活用品の配達及び買物支援等を行い、同年12月には、自宅療養者支援センターを立上げ、電話連絡によるプッシュ型支援による支援情報の提供等を実施した。

また、応援パックの申込に関する要件確認等の他、療養期間や証明書の手続き方法、家庭内での感染対策及び自宅療養中の行動制限等の内容を、保健所や庁内関係課と連携し、適切な情報提供を実施した。

日用品・食料品・乳幼児食等の配達支援利用世帯には、QRコードによるアンケートの協力を依頼しており、97%以上の世帯の方が「とても満足」「満足」と回答いただき、困りごとは特になかった。

なお、実施期間は令和3年3月1日から令和5年3月31日までであった。

② ごみ収集支援

令和3年12月には、外出が制限される自宅療養者等の増加に伴い、生活面でのサポート支援の更なる充実を図るため、その生活の安定と不安の解消を目的に、ごみの戸別収集の支援を実施した。

申込・収集時においては、輻輳することなく申込者の収集希望日に概ね沿うことができ、実施状況としては順調に推移したが、その申込世帯は123世帯あり、収集回数は117回であった。

なお、実施期間は令和3年12月13日から令和5年3月31日までであった。

(6) PCR検査センターの設置

① ドライブスルー方式

新型コロナウイルス感染症との長期戦が見込まれる中、感染が急拡大した令和2年4月上旬頃は、保健所や新型コロナ受診相談センターに相談後、PCR検査を受検する体制をとっていたため、保健所等を経由せずに、かかりつけ医の判断により、早く受検することを可能にすることにより、市民が抱く様々な不安を可能な限り解消することを目的とし、市の指定管理先である（一財）茨木市保健医療センターが、茨木市医師会等の協力により令和2年10月21日から週3回ドライブスルー方式によるPCR検査センター（地域・外来検査センター）を開設した。

② PCR支援事業

従来の市PCR検査センターにおける検査方法がドライブスルー方式であったことから、検体の受け取りに際し車を保有していない方の対応や、週3回での実施体制などに課題があった。

これらの課題に対応し、市民に身近な診療所での受診、検体採取により、安全性と利便性の向上、かつ効率的な検査体制となるよう運用面等の見直しを行い、ドライブスルー方式から郵送を利用したPCR検査方法に変更した「PCR支援事業」を令和3年4月21日から令和5年3月31日まで実施した。

③ その他、PCR検査の費用助成制度

令和2年12月から各介護事業所・障害福祉サービス事業所、教育・保育体制を確保するため、施設等で新型コロナウイルス感染者が発生した場合に、行政検査の対象外となった職員や利用者に対して迅速に検査を受けることができるようPCR検査の経費を補助した。

11 ワクチン接種対応

(1) 国の動向と市の対応

令和2年9月25日付けで新型コロナウイルス感染症対策分科会においてとりまとめられた「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について(中間とりまとめ)」において、国民への円滑な接種を実施するため、国の主導的役割、広域的視点、住民に身近な視点から、今後具体的な検討を進め、必要な体制の確保を図ることが示された。このことを受け、国は全国の自治体に対して、各種の通知を発出し、ワクチン接種体制の構築を指示した。令和2年10月23日付け(健発1023 第4号)「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施要領について」や、令和2年10月23日付け事務連絡「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る留意事項について」に基づいて、庁内体制等や関係機関の調整に向けた情報共有及び準備を開始した。

新型コロナワクチンに関しては、健康福祉部保健医療課(現健康医療部健康づくり課)で担当することとなり、健康推進係(課長代理級1人、職員4人)が通常業務と兼務する形で初期の準備(国・府からの照会・通知文対応、各課への情報共有、予算編成、医師会との調整等)を開始することとなった。併せて全庁横断的な体制構築に向け、政策企画課、人事課等関係部署と調整を行った。

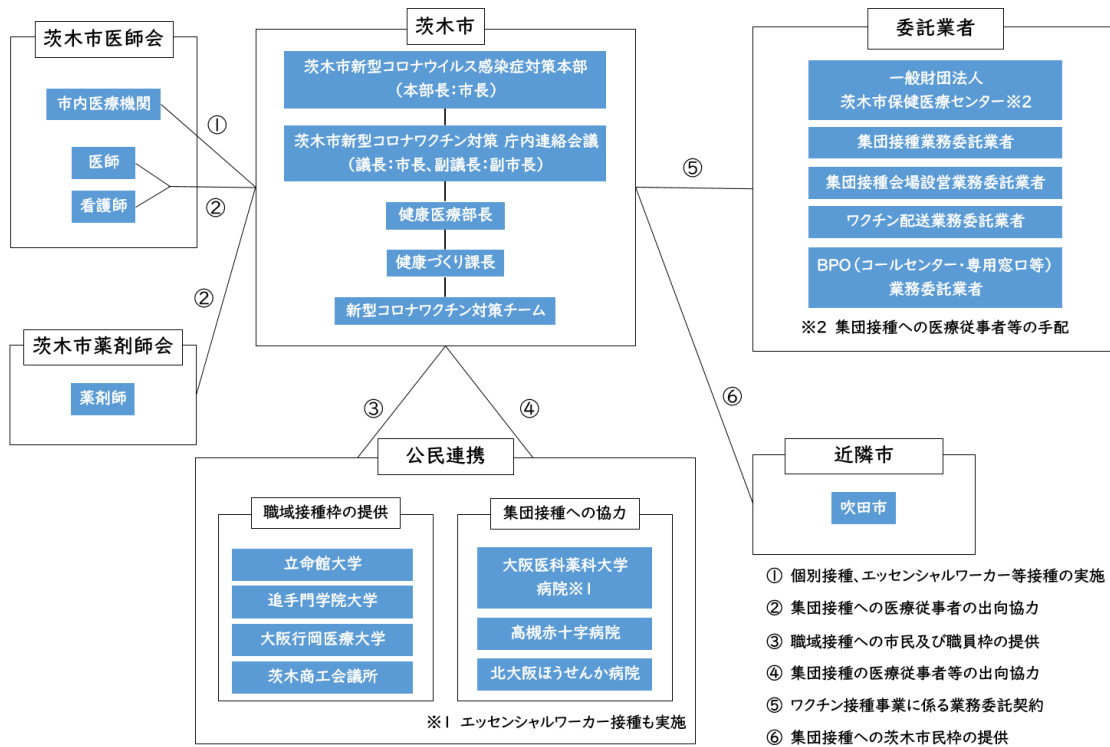
初期の体制では、保健医療課健康推進係(兼務)で進め、令和3年2月15日付人事異動において、庁内横断的な体制を構築するため、初期を担当した健康推進係が継続して業務に従事しつつ、新たにCFT※という形態で、課長級1人(専任)、課長代理級1人(初期から継続。課長代理専任)、主査級2人(兼務)、職員3人(兼務)が加わり、新型コロナワクチン対策チームとして接種体制の構築に取りかかった。

新型コロナワクチンは、パンデミック終息に向けて急速に開発され、全世界で接種実績の蓄積がないワクチンであることから、国からの情報不足が続いたこと、市の事業の中でも対象者数とそのニーズが最大規模であったことなどから、茨木市医師会等関係機関と試行錯誤しながら調整を進めざるを得ない状況となり、個別接種体制の構築に時間を要した。

結果としては、令和3年4月15日から高齢者施設で接種を開始し、5月12日からは集団接種、5月31日以降は準備が整った医療機関から個別接種の予約及び接種を開始することができた。

※ CFT クロスファンクショナルチームの略。茨木市において、全庁的な課題への対応や臨時又は特別の施策を推進するため設置されるチーム。

【市の体制】



【新型コロナワクチン対策チームの体制】

	時期	体制
①	令和2年11月1日 ～令和3年2月14日	健康福祉部保健医療課健康推進係が担当 正規職員5人体制 (兼務: 課長代理兼係長1人、職員4人)
②	令和3年2月15日 ～令和3年3月31日	健康福祉部保健医療課内に新型コロナワクチン対策チーム発足 正規職員11人体制 (専任: 課長級1人、課長代理級1人、職員4人 兼務: 主査1人、職員4人)
③	令和3年4月1日 ～令和3年5月31日	機構改正により健康医療部健康づくり課へ課名変更 (全員専任化) 正規職員9人体制 (課長級1人、課長代理級1人、係長級1人、主査1人、職員5人) 会計年度任期付職員10人体制 (うち、集団接種会場専従者: 事務4人、看護師4人)
④	令和3年6月1日 ～令和3年6月30日	正規職員10人体制 (次長級1人、課長級1人、課長代理級1人、係長級1人、主査1人、職員5人) 会計年度任期付職員12人体制 (うち、集団接種会場専従者: 事務4人、看護師4人)
⑤	令和3年7月1日 ～令和3年12月31日	正規職員13人体制 (次長級1人、課長級1人、課長代理級1人、係長級1人、主査2人、職員7人) 会計年度任期付職員12人体制 (うち、集団接種会場専従者: 8人)。
⑥	令和4年1月1日 ～令和4年3月31日	正規職員13人体制 (次長級1人、課長級1人、課長代理級1人、係長級1人、主査2人、職員7人) 会計年度任期付職員8人体制
⑦	令和4年4月1日 ～令和5年1月9日	正規職員8人体制 (課長代理級1人、係長級2人、職員5人) 会計年度任期付職員6人体制
⑧	令和5年1月10日 ～令和5年3月31日	正規職員7人体制 (課長代理級1人、係長級2人、職員4人) 会計年度任期付職員6人体制
⑨	令和5年4月1日 ～令和5年8月13日	正規職員6人体制 (係長級2人、職員4人) 会計年度任期付職員5人体制
⑩	令和5年8月14日 ～令和6年3月31日	正規職員6人体制 (係長級2人、職員4人) 会計年度任期付職員6人体制

(2) 役割分担（各部の応援体制）

① 集団接種

当初、集団接種の会場設営等の準備、当日の会場運営など、集団接種に係る業務全般を新型コロナワクチン対策チーム（健康づくり課）が行う想定であったが、1日に複数の会場（最大4会場）で実施することや、個別接種の調整、接種券の発行、予約の対応、集団接種体制の確保等を同時並行で行う必要があり、物理的なマンパワーが不足する事態となってしまう。

そこで、庁内の横断的な協力のもと、部ごとに担当する集団接種会場を割り当てて、会場準備や当日運営など、集団接種の運営に関する全般を担う体制を構築した。

なお、各会場においては、新型コロナワクチン対策チームの会計年度任用職員2人（事務職1人、看護師1人）も経過観察エリア等で、接種された方の対応を行った。

② 臨時庁内コールセンター

当初20回線設置していたコールセンターへの入電が殺到したことをうけ、コールセンター増設までの間、臨時的に庁内にコールセンターを最大20回線設置し、全庁的な応援体制により、職員がオペレーターとして従事した。応援体制による臨時庁内コールセンターは令和3年9月末まで実施した。

他市においてもコールセンターへの入電が殺到する事態により、臨時コールセンターを設置した事例がみられた。茨木市においても、コールセンターへの入電が殺到したことなどを踏まえ、増設したコールセンター回線数を活用するとともにWeb予約やおまかせ予約（概要は後述）などコールセンター以外の手段による予約体制などを整備し、負荷分散に努めることで混乱が生じないように対応した。

(3) 予約方法

① 予約の受付方法

受付方法については、Webとコールセンターを主な予約方法とし、窓口予約についてはインターネットが使用できない方など、限定された対象者層の利用を想定していた。

窓口予約に関しては、対面で予約を望まれる方の声が一定数あったことなど、議会を含め、各方面からの意見を踏まえて、丁寧な対応を心掛けるつもりで設置したものの、コールセンター等がつながりにくい状況となったことも影響し、想定していた利用者層以外の方も大勢殺到したことで窓口予約のニーズが膨らみ、対応能力が不足する状況へと発展した。

この混乱を踏まえ、対面での予約を中止し、年齢順の予約方式を採用し、予約可能な数ごとに予約券を発送することで、予約受付の混乱も徐々に解消していった。

② 予約券制度

予約時の混乱を踏まえ、市内全戸に対し、年齢順の予約方法へ変更した旨を封書により周知した。全市民への周知として、郵便局と協力して、A3DM折済みの案内文を長型3号封筒に宛名を直接印字して、約1週間かけて発送を行った。なお、通常診療等への影響も踏まえ、医療機関一覧は公開せず、予約券を送付した人に対してのみ、医療機関名が掲載され

ている一覧（電話番号抜き）を同封した。これにより、一斉に予約を受け付ける方式から、予約券を受け取った市民のみが一覧から集団接種会場もしくは医療機関を選択し、コールセンターかWeb予約システムで予約を取る方式に変更した。

なお、かかりつけ医療機関での接種を望む方に関しては、かかりつけ医療機関と直接調整していただく形とした。

予約券については、95歳以上から開始して、92-94歳、86-91歳、84-85歳、83歳、82歳、80-81歳というように各年齢帯の人口を踏まえて、コールセンターが対応不可の状況に陥らないよう調整し、連日予約券を順次発送した。

また、64歳以下の基礎疾患を有する方や大規模接種希望者に対しては、Web申請フォームにおいて申請を受け付けし、6月18日から7月7日までの間、職員によって接種券をほぼ毎日作成・発送し、合計で約21,000通（大規模接種分約15,000通、基礎疾患約6,000通）を送付した。

③ コールセンターの運用（回線数の経過等）

コールセンター及び後述する福祉文化会館1階に設けた専用窓口（令和5年3月31日まで）の対応は、市職員では困難であったことから、民間業者と委託契約を結び、業務を行った。運用開始当初20回線で始まり、5月予約時の混乱後に臨時庁内コールセンター（20回線）を含めて60回線まで増設し、対応した。

その後は、混雑状況を勘案し、繁忙期で40回線程度、1・2回目終了時期の閑散期などで10回線程度を設置するなど、状況に応じた回線数を設置し、各種対応を行った。1・2回目接種時の前半は、コールセンターが混み合うような状況が発生していたが、国からのワクチン供給が十分に行われ、市のWeb予約システムが浸透するにつれて混雑状況は次第に解消された。65歳以上の方については、初回接種時で概ね7割の方がコールセンターで予約を取られていたが、接種回数を重ねることに、その割合は低くなっていった。

令和5年秋開始接種については、国の方針に基づき個別接種のみでの実施となり、それに伴いコールセンターでの予約受付を終了したため、9月以降は順次回線数を減らしていった。

また、コールセンターの状況報告及び現地確認を実施し、受託業者による適正な契約履行がなされているかどうかの確認を行った。

なお、運用開始から令和5年12月までの月ごとに設置した回線数、着信件数、応答件数及び応答率は下表のとおりであった。

	令和3年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
回線数	20	43	40	40	40	30	30	10	10	30	40	40
着信件数	24,050	170,001	30,594	9,790	31,874	26,649	4,843	1,863	2,091	43,280	30,334	9,972
応答件数	17,107	23,617	25,260	9,492	17,616	10,162	4,385	1,775	1,942	13,910	16,487	9,243
応答率	71%	14%	83%	97%	55%	38%	91%	95%	93%	32%	54%	93%

	令和4年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
回線数	40	40	30	40	40	30	30	40	40	40	25	25
着信件数	5,474	3,540	3,113	26,562	11,875	4,298	10,103	17,166	6,380	2,887	1,203	858
応答件数	5,375	3,489	2,996	17,028	10,114	4,107	8,189	15,429	6,255	2,851	1,188	851
応答率	98%	99%	96%	64%	85%	96%	81%	90%	98%	99%	99%	99%

	令和5年度									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
回線数	25	40	40	40	40	20	20	20	20	
着信件数	3,792	5,618	2,440	1,294	861	3,912	2,570	1,095	466	
応答件数	3,573	5,299	2,403	1,278	852	3,828	2,529	1,080	463	
応答率	94%	94%	98%	99%	99%	98%	98%	99%	99%	

④ おまかせ予約

高齢者の予約に係る負担軽減を目的とした、「おまかせ予約」を第一期追加接種(3回目)から導入した。接種希望者が接種の日時・場所・ワクチンの種類を指定しない場合、専用ダイヤルに架電し、接種券番号、生年月日等の必要項目を入力するだけで、確実に予約を取ることができるというもので、実施の流れと実施期間・予約者数は、次のとおりであった。

- ① おまかせ予約専用番号に予約者が架電する
- ② 市が接種日時、会場を予約する(概ね2週間～3週間先)
- ③ 予約者へ封書にて接種日時、会場をお知らせする
- ④ 予約者が通知された接種日時、会場に赴いて接種する

接種種別	実施期間	予約者数
第一期追加接種	令和4年2月1日～3月31日	1,342人
第二期追加接種	令和4年6月17日～8月31日	1,506人
令和4年秋開始接種	令和4年11月1日～12月31日	1,009人
令和5年春開始接種	令和5年4月24日～5月31日	666人

なお、高齢者を対象とした取り組みであったため、周知方法としては、高齢者へ発送する接種券に案内チラシを同封する対応とした。

(4) 集団接種

① 概要

市における集団接種は、保健医療センターや市役所南館、市民体育館といった公共施設をはじめ、イオンスタイル新茨木(イオンラウンジ)、阪急茨木市駅会場(東阪急ビル)といった公共施設以外の場所でも実施した。

なお、接種回数、接種会場、実施期間及び接種実績は以下のとおりであった。

回数	接種開始日	会場	期間	接種実績
1回目 2回目	令和3年5月12日	保健医療センター	令和3年5月12日～令和5年8月27日	22,617
		市民体育館(福井・東・南)	令和3年5月15日～令和3年6月20日	3,597
	令和3年6月2日	イオンスタイル新茨木店	令和3年5月24日～令和3年8月2日	2,057
		市役所南館(9・10階)	令和3年5月29日～令和3年9月26日	22,111
第一期追加接種 (3回目)	令和4年1月24日	保健医療センター	令和4年1月24日～令和5年3月26日	20,604
		阪急茨木市駅会場	令和4年1月31日～令和4年9月30日	11,352
第二期追加接種 (4回目)	令和4年5月25日	保健医療センター	令和4年5月25日～令和5年3月26日	7,530
		阪急茨木市駅会場	令和4年5月25日～令和4年9月30日	3,397
令和4年秋開始接種 (5回目)	令和4年9月30日	保健医療センター	令和4年9月30日～令和5年5月7日	19,924
		阪急茨木市駅会場	令和4年10月2日～令和5年3月18日	5,973
令和5年春開始接種 (6回目)	令和5年5月8日	保健医療センター	令和5年5月8日～令和5年8月27日	5,231

※1・2回目接種の合計数

ア 準備期間

茨木市医師会の担当理事と大阪府集団接種会場のデモンストレーションや各候補となる接種会場を確認し、レイアウト、物品、人員等を構築した。

また、茨木市薬剤師会副会長とワクチン準備(薬液の分注)について、効率的な方法や、必要物品等の調整を行った。

なお、集団接種開始日前に保健医療センター(令和3年4月22日)及び南市民体育館(4月24日)において、シミュレーションを実施し、医療従事者、市職員等の参加のもと、接種の流れの確認や改善点の洗い出しを行い、集団接種実施に向けた準備を進めた。

イ 初回(1・2回目)接種期間

初回接種の接種期間(令和3年11月まで)における会場従事者の体制については、茨木市医師会(医師、看護師)、茨木市薬剤師会(薬剤師)、市内・市外医療機関(医師、看護師、薬剤師、会場スタッフ)及び一般財団法人茨木市保健医療センター(医師、看護師、会場スタッフ)の協力のもと、接種体制を構築した。

また、集団接種への事務従事及び経過観察対応として、全庁応援体制を組み、接種会場に応じてそれぞれの担当の部の職員(事務職・保健師等)が従事した。

なお、市民体育館及び市役所南館10階については、他事業との兼ね合いから接種会場として常設することが困難であったため、実施日(原則、土・日曜日)に合わせて会場の設営・撤収を行った。

初回接種期間においては、令和3年8月9日及び18日の集団接種が台風の影響により中止となった。接種の振替については、翌日以降の集団接種において、振替用の枠を設定し、予約者と個別日程調整を行った。集団接種における中止の判断基準については次のとおり。

区分	7時時点	12時時点	16時時点
特別警報	終日中止		
暴風警報(※)	9～12時中止	14～17時中止	18～21時中止
震度5弱以上	終日中止		
その他	終日中止(接種会場の安全等の確保が困難な場合)		

※接種開始後に発令された場合は、その区分の接種は行うこととするが、それ以降は中止
ウ 第一期追加接種～令和5年春開始接種の期間

第一期追加接種以降については、初回接種時と同様の接種体制を構築することが困難（個別接種の拡充、発熱外来対応等）であったことから、会場の確保・設営、会場従事者の手配、接種当日の運営等を一括して実施することができ、他市町村において既に集団接種の実施実績があった民間業者と委託契約を提携し、安定的な接種体制の構築を行った。

集団接種実施会場としては、第一期追加接種から令和4年秋開始接種までは保健医療センター及び阪急茨木市駅会場（令和5年3月まで）の2か所で実施し、令和5年春開始接種については、対象者が限定されたことから、保健医療センターのみで、実施した。

なお、集団接種については、令和5年に国から示された「安定的な制度の下での接種体制を見据えると、個別接種を中心とする体制への移行を進めることが適当である」との方針に基づき、令和5年春開始接種をもって終了（令和5年8月27日）することとなった。



左上：茨木市保健医療センター 右上：南市民体育館
左下：市役所南館9階 右下：阪急茨木市駅会場

② 訪問接種（地域訪問接種）

新型コロナワクチンの接種を希望している市内居住者のうち、かかりつけ医や、市の集団接種会場、国・府の大規模接種会場等でのワクチン接種の機会確保が困難な方の自宅又は居所で接種を行う、訪問接種を令和4年5月10日より実施した。①在宅療養中で常時寝

たきりの状態（要介護4・5、身体障害者手帳1級・2級等）又はそれと同等の状態、②家族又は支援者等による協力があっても接種会場での接種が困難又は協力が得られない、③かかりつけ医などの往診による接種を受けることができない、以上3点の要件を全て満たす方を対象として15か所に訪問し、18人（2回目：1人、3回目：3人、4回目：8人、5回目：2人、6回目：2人、7回目：2人）に対してワクチン接種を行った。

また、上記に加えて、①家族等の支援により、医療機関や集団接種会場へ行くことができないこと及びかかりつけ医の往診等により接種を受けることができないこと、②申込者で接種場所を確保でき、接種の準備（設営等）ができること、③5人以上の接種希望者を募ることができること等の条件を満たした場合に、地域に出向いて接種を行う、地域訪問接種を令和4年7月1日から開始し、4件（4回目：24人、5回目：29人、6回目：25人、7回目：24人）のワクチン接種を行った。

いずれも、広報誌及びホームページにおいて周知を行い、希望者が市コールセンターへ架電、日程調整等を実施し、接種を行うという流れで実施した。

(5) 個別接種

個別接種について、国からの情報自体が不足していることなどから、医療機関で接種可能な体制が構築できるまでに時間がかかることが予想されたため、茨木市医師会と協議し、集団接種の実施体制構築を先行して行った。

令和3年2月下旬に個別接種の意向アンケートを実施するとともに、医療機関への配送体制の構築を進めるための超低温冷凍庫の総合病院への設置調整、ワクチン配送センター構築準備など、各段階の準備を経て、個別接種の説明会を令和3年5月14日に行い、5月31日を起点として、体制の整った医療機関から順次、予約・接種を開始することとなった。

なお、個別接種においては、実施医療機関一覧を作成し、接種券への同封及び市ホームページへ掲載すると共に、各医療機関で予約受付を行う方法、医療機関が設定した予約枠を市の予約システム上に公開し、コールセンター（令和5年春開始接種まで）及びシステム（Web）から予約を取る方法、その両方が可能な3つの予約方法により、受付を行った。

① 実施状況（実施医療機関数等）

接種の種類毎の接種可能医療機関数は以下のとおり。

接種の種類	実施医療機関数		
	診療所	病院	合計
初回（1・2回目）接種	140	14	154
第一期追加接種（3回目）	142	13	155
第二期追加接種（4回目）	142	13	155
令和4年秋開始接種（5回目）	132	13	145
令和5年春開始接種（6回目）	132	13	145
令和5年秋開始接種（7回目）	137	12	149

② ワクチン分配について

医療機関への分配開始：令和3年5月31日～

国からの供給減少により分配を一旦停止：令和3年7月15日～8月1日

分配上限数を市で指定した分配：令和3年8月2日～終了まで

③ 配送方法等について

日本へのワクチン供給自体が遅れていることもあり、令和3年4月～5月はワクチン供給が極端に少なく、府の配送センター（南港）へ市職員が受け取りに行くことが多々発生した。この間、並行して、まとまったワクチン配送体制の構築に向け、国から超低温冷凍庫の供給に合わせて市内に配送センターを設置し、5月31日から稼働を開始した。

(6) 接種状況

市民の各接種回数及び年齢層毎の接種者数は以下のとおり。

なお、接種者数には、市集団接種、市内医療機関での個別接種、市外医療機関での個別接種、自衛隊接種、大阪府集団接種及び職域接種が含まれる。

令和5年12月31時点

年齢区分	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目
全体	224,693	224,032	178,179	108,728	61,376	40,152	25,361
65歳以上	70,911	70,681	66,730	59,180	49,129	35,782	23,786
60歳以上	84,444	84,197	78,983	68,005	53,120	37,008	24,161
60～64歳	13,533	13,516	12,253	8,825	3,991	1,226	375
50～59歳	38,655	38,577	31,907	17,361	3,944	1,701	712
40～49歳	35,319	35,239	25,543	10,875	2,266	847	302
18～39歳	55,551	55,376	36,369	11,015	1,932	596	186
12～17歳	9,020	8,964	4,516	1,295	84	0	0
5～11歳	1,453	1,442	660	156	30	0	0
0～4歳	251	237	201	21	0	0	0

※接種者数は集計日時点の年齢で集計

① 専用窓口

国の手引きにより、市町村の役割として、新型コロナワクチン接種に関する住民からの相談や健康被害救済の申請受付・給付の窓口を設置することとあり、令和3年4月1日から福祉文化会館1階で開設した。接種券の発行方法や予約の方法などに対応する窓口として開始したが、予約が困難な高齢者の予約支援なども行った。

また、後述する予防接種証明書（ワクチンパスポート）の申請については、茨木市保健医療センター窓口において受付対応を行った。

なお、利用状況により、福祉文化会館の窓口は令和5年3月31日で運用を終了し、茨木市保健医療センター窓口と統合した。

② 高齢者施設等接種

国の通知等により、高齢者施設の状況を把握するため、令和3年3月に各施設へアンケート調査を行い、接種希望者数や従業員数、管理医師の有無などを把握した。

令和3年4月には、大阪府から僅かではあったもののファイザー社製ワクチンが先行して

分配されることとなったため、市職員で受け取り、医療機関登録のある高齢者施設2か所に対して、ワクチンを4月14日に配送し、15日から接種を開始した。その後も定期的に市職員がワクチンを受け取り、医療機関への配送を行った。

なお、国から市町村へのワクチン分配が始まったことに伴い、高齢者施設等も他の医療機関と同様に市内の配送センターからワクチンの配送を行った。

③ 妊婦への優先接種

妊娠中、特に妊娠後期に新型コロナウイルスに感染すると早産率が高まり、一部は重症化するリスクが報告されていたことから、接種を希望される妊婦の方が円滑に予約を取ることができるよう、妊婦の方限定で通常の予約開始日より前に予約を取ることができるように対策を講じ、令和3年8月25日時点で妊娠届を提出されていた方を対象に、その旨の案内を送付した。

また、市内医療機関のご協力により、妊婦の方限定の予約枠を設定していただくなど、ワクチン接種の機会を確保した。

④ 65歳以上高齢者で未接種者へのサポート

高齢者の優先期間の終了に伴い、令和3年9月10日時点で、ワクチン接種記録システム（VRS）上で接種記録がない65歳以上の方に対して、接種に関するサポートが必要でないか郵送調査を行った。

令和3年9月14日付けの郵送で約8,000件発送し、約1,000件の返送があった。希望者には必要に応じて代行予約等のサポートを行った。

⑤ 受験生への優先接種

安心して入学試験に挑んでいただけるよう、小学6年生（満12歳）及び中学3年生の受験生を対象とした優先接種を、市内医療機関のご協力のもと、令和3年10月29日、11月5日・12日（いずれも1回目、2回目はそれぞれ3週間後）に実施した。

市ホームページ・市公式SNS等で周知し、各日78人の枠に対して、63人、54人、53人の申し込みがあった。

⑥ エssenシャルワーカー接種

日々の生活を支える職種や介護・障害関係サービスでの業務に従事する職員（エssenシャルワーカー）について、早期に円滑に新型コロナワクチンの接種を受けることができるよう、優先的にワクチン接種を受けることができる機会を確保した。

友誼会総合病院と大阪医科薬科大学病院に市職員のエssenシャルワーカー専用の接種枠を設けていただき、担当部署との連携の基、接種希望者の集約を行った。

友誼会総合病院では、令和3年8月2日～20日（いずれも1回目、2回目はそれぞれ3週間後）の期間で379人、大阪医科薬科大学病院においては、令和3年8月2日～5日（いずれも1回目、2回目はそれぞれ概ね3週間後）の期間で約1,600人に対してワクチン接種を実施いただいた。

また、上記で接種したエssenシャルワーカーで3回目接種を希望された方については、保健医療センター及び阪急茨木市駅会場で実施していた集団接種の令和4年3月25日～

29日の期間において、接種機会を確保した。

⑦ 予防接種証明書（ワクチンパスポート）

コロナ禍において、国外への移動を可能とするために、令和3年7月より、予防接種証明書の発行を開始した。その後、令和3年12月より、予防接種証明書のデジタル化に合わせて、紙ベースの予防接種証明書は二次元コード付きとなり、日本国内用と海外用の2種類となった。

発行件数は、国内外合わせて、令和3年度：1,535件、令和4年度：3,011件、令和5年：310件（令和5年12月31日現在）であった。

⑧ VRSへの登録

各自治体の接種率がワクチン供給量に影響する仕組みであったため、集団接種や個別接種の接種記録をVRSに早期に登録する必要がある、全庁的な応援体制により登録作業を実施した。

(7) 公民連携

① 大阪医科薬科大学による接種協力

地域医療連携及び大学との統括連携協定の一環として、市の集団接種への医療従事者の派遣及び自院（大阪医科薬科大学病院）での市職員のエッセンシャルワーカーへの接種にご協力いただいた。

市の集団接種への医療従事者の派遣については、市役所南館10階会場で令和3年7月5日・6日（1回目）、7月26日・27日（2回目）の4日間実施した集団接種に、医師2人、薬剤師：4人、看護師8人を派遣頂き、7月5日：589人、6日：594人、26日：584人、27日：592人に対してワクチン接種を実施していただいた。

また、自院でのエッセンシャルワーカーへの接種では、令和3年8月2日～5日（1回目）、9月7日～10日（2回目）に各日400人分の接種枠を設定していただき、学校（小学校、幼稚園、保育園）教諭、障害者施設従事者及び市職員に対して接種いただいた。

② 高槻赤十字病院による接種協力

地域医療連携の一環として、高槻赤十字病院に保健医療センターで令和3年7月に実施した集団接種へ医療従事者の派遣に次のとおりご協力いただいた。

日時			医療従事者数	接種者数	合計
1 回 目 接 種	7月2日	18～21時	医師：3人	120	599
	7月4日		医師：2人、看護師：4人	120	
	7月5日		医師：2人、看護師：4人	120	
	7月6日		医師：1人、看護師：4人	120	
	7月9日		医師：2人、看護師：4人	119	

日時		医療従事者数	接種者数	合計
2 回 目 接 種	7月23日	18~21時	医師:2人	120
	7月25日		医師:2人、看護師:4人	120
	7月26日		医師:2人、看護師:4人	119
	7月27日		医師:1人、看護師:4人	117
	7月30日		医師:2人、看護師:4人	119
				595

③ 北大阪ほうせんか病院による接種協力

初回接種の機会確保及び接種加速化への取組の一環として、市役所南館 9 階及び保健医療センターで実施した集団接種における、医師、看護師、薬剤師（7月21日以降）、事務スタッフの派遣及び接種会場の運営について、北大阪ほうせんか病院にご協力いただいた。なお、薬剤師については、7月20日までは茨木市薬剤師会のご協力のもと、薬剤師に向いていた。

自院でのワクチン接種を検討していたものの、コロナ患者の入院病床確保のため、思うように接種場所の確保ができていなかった北大阪ほうせんか病院と、接種会場はあるものの、接種に必要な体制確保に難航していた市のニーズが一致したため、実施することができた。

北大阪ほうせんか病院にご協力いただいた期間及び接種実績は次のとおり。

接種回数	実施日(下記期間のうち平日)	会場	接種者数	合計
1回目	令和3年6月14日~30日	市役所南館9階	1,738	5,413
	令和3年8月19日~9月3日		1,650	
	令和3年9月27日~10月15日	保健医療センター	2,025	
2回目	令和3年7月5日~21日	市役所南館9階	1,720	5,375
	令和3年9月9日~24日		1,637	
	令和3年10月18日~11月5日	保健医療センター	2,018	

④ 職域接種枠の市民及び職員の受け入れ

公民連携の取組として、市内大学及び茨木商工会議所が実施していた職域接種において、市民及び市職員の受け入れにご協力いただいた。

接種会場及び実施期間は、立命館大学（令和3年5月~7月）、追手門学院大学（令和3年9月~10月）、大阪行岡医療大学（令和3年9月~10月）、茨木商工会議所（令和3年9月~10月）であった。

⑤ 南千里クリスタルホテル(吹田市との連携)

初回接種の機会確保また広域連携の一環として、吹田市が南千里クリスタルホテルに設置していた集団接種会場において、茨木市民へのワクチン接種を実施した。

モデルナ社製ワクチンを使用し、実施日は1回目接種が令和3年10月11日(月)・15日(金)、2回目接種が令和3年11月8日(月)・12日(金)。いずれも午後3時~午後8時を接種時間として実施した。接種実績としては、10月11日:143人、10月15日:177人、11月8日:131人、11月12日:169人であった。

なお、接種会場が市外であったため、会場までの移動手段として、JR茨木駅~南千里クリ

スタルホテルにおいて、送迎バスの運行を行った。

(8) 市民の声

令和3年3月頃から、ワクチン接種に関する要望や問い合わせが増え始め、当時、新型コロナワクチン接種が唯一確実な予防手段であるかのような印象を与える報道がなされたこともあり、ワクチンに関する報道は、国の準備状況が整う前に過熱し始めた。過熱報道に伴い、問い合わせは感染への不安から生じる早期接種の要望や苦情へと変貌した。

ワクチン供給の進捗状況など、国からの情報が通知文等ではなく、ネットニュースが最新情報となる状況も多々あり、新しい情報の出現直後に検討を開始したとしても「対応が遅い」という批判が多く寄せられるなど、時々刻々と変化する情報への対応方法に苦慮した。

また、時を経るごとに接種に関する意見も日々変化し、その対応にも苦慮した。一例を挙げると、当初は集団接種会場に従事する市職員が接種することへの批判が多数寄せられたが、令和3年夏頃には、従事する職員がなぜ接種していないのかという批判へ変わったことや、積極的にワクチンを接種したい方とワクチンに反対する方が、電話や事務室に直接来られ、各々の意見、要望を述べられることが多々あった。

要望や問合せが集中する傾向としては、感染拡大期や新たな株の発生、新たなワクチンや接種開始などの報道が大々的になされる時期などが多く、情報の早期提供に対する要望が集中した。当初は混乱をきたさないよう確定した情報を提供するよう取り組んでいたが、途中段階の情報であっても、その時点の状況を示す情報に関しては、確定した情報に加えて、積極的に提供したことで一定の理解を得ることができた。

このことから、国の検討段階中の情報を提供することで混乱を生まないようにすることは重要だが、日々変化する情報であっても、時点情報として日々提供することの重要性を再認識することとなった。

12 大阪府茨木保健所及び市内医療機関との連携

(1) 大阪府茨木保健所との連携について

市では、保健所を設置していないことから、大阪府が行う感染者数の報告に基づき、市ホームページにおいて感染者数等の公表を行っていた。

一方で、市内には大阪府茨木保健所が設置されており、令和2年の感染拡大初期から密に連携し、市内の感染状況などについて随時情報共有をいただくとともに、感染対策や市で実施したPCR検査事業などについて専門的見地から助言をいただくなど、積極的な連携に努めてきた。

しかし、感染の拡大状況に応じて、保健所の対応は逼迫し、電話もつながりにくい状態になるなど、通常業務はもとより感染者への対応も困難な状態となったため、市においても、保健所の負担軽減の一助となるよう、市民からの問合せ対応のためコールセンターを設置したほか、積極的疫学調査に従事する保健師の派遣などを実施した。

自宅療養者の支援においては、共有可能な情報範囲が限られるなどの課題があったことから、国や大阪府に自宅療養者に係る情報提供について要望を行っていたが、令和3年11月2日付茨保第3211号にて、保健所が感染症法第44条の3第1項、第2項に基づき、外出自粛協力の要請をした府民を対象に生活支援等を市町が実施する場合には、保健所が所有する個人情報の提供が可能となり、情報取得のための職員を2名派遣（危機管理課職員1名、健康づくり課職員1名が大阪府職員として併任発令）することによって、得られた情報をもとに自宅療養者支援センターにおいて、「新型コロナウイルス感染者自宅待機世帯支援パック（福祉総合相談課）」や「お買い物代行サービス及びお薬受取り代行サービス（地域福祉課）」等の支援を円滑に実施することが可能となった。

保健所とは、平時から連携・協力体制を取っていたため、今回の対応においても速やかかつ柔軟に情報共有することとしていたが、感染拡大期には保健所の業務負担の増大に伴い電話もつながらない状況になるなど、保健所との連絡体制や方法のあり方に課題が見えてきたことから、引き続き、連携・協力体制を維持するとともに、平時から保健所の体制確保を求めることも重要であると再認識することとなった。

(2) 茨木市医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力について

茨木市医師会感染症対策委員会に参加し、令和3年2月1日から茨木市新型コロナワクチン接種体制確保ワーキンググループにおいて情報共有・意見交換を行い連携・協力体制の構築に努めたことから、ワクチン接種をはじめとした様々な施策を円滑に実施することができた。引き続き、保健所を持たない自治体としては医師会と常時連携を図り、協力体制を構築することが感染症対策には必要である。

歯科医師会及び薬剤師会においても、新型コロナウイルスがまん延する以前より、市の様々な事業を通じ連携・協力体制ができていたことで、各種対策を適切に実現することができた。

13 市の対策・対応

(1) 当初予算・補正予算の編成

① 令和元年度

ア 令和元年度 一般会計補正予算(第5号) [令和2年3月30日専決]

国において講じられた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」による補助金を活用し、感染拡大の防止とこどもの居場所の確保等を図るための事業に要する経費を緊急対策として専決処分により編成した。

i 補正額 111,309千円

[財源内訳:国104,705千円、府4,694千円、一般財源1,910千円]

ii 補正予算の内容

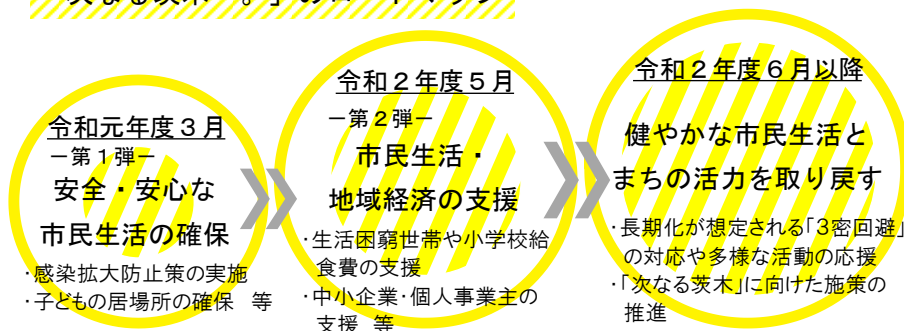
感染症対策	
1 私立保育所等への感染予防用品の購入費を補助	60,539千円
2 公立保育所・幼稚園等における感染予防用品の購入	4,078千円
子育て世帯等への支援	
3 学童保育室の開室時間の拡充への対応	26,888千円
4 ファミリー・サポート・センター利用者の利用料を補助	1,024千円
5 利用者負担額の減額等に伴う施設型給付費負担金等の増額	18,780千円

② 令和2年度

ア 令和2年度 一般会計補正予算(第1号) [令和2年5月議会]

新型コロナウイルス感染症拡大の対応として、健やかな市民生活の回復とまちの活力を取り戻すため、国・府の緊急経済対策等の対応に加え、生活困窮世帯への給付や小学校給食費の無償化等の「きめ細かな生活支援」と、中小企業・個人事業主への給付による「幅広い事業活動支援」等の市民生活・地域経済を支援する市独自の取組みを推進する。

「次なる茨木へ。」のロードマップ



i 補正額 30,200,887千円

[財源内訳:国29,681,289千円、寄附金2,080千円、諸収入△671,953千円、財政調整基金1,189,471千円]

ii 補正予算の内容

▼緊急経済対策(国・府)等への対応

給付金の支給	
1 市民への特別定額給付金の支給	28,650,600千円
2 子育て世帯への臨時特別給付金の支給	389,185千円
3 離職等による困窮者への住居確保給付金の増額	28,425千円
感染予防用品の購入等	
4 公立幼稚園等における感染予防用品の購入	5,922千円
5 民間学童保育室へ感染予防用品の購入費を補助	3,771千円
6 民間の地域子育て支援拠点等へ感染予防用品の購入費を補助	6,810千円
7 小・中学校における感染予防用品の購入	6,178千円
8 救急活動における感染防止資機材の導入	1,188千円
休業要請支援金による中小企業・個人事業主の支援	
9 休業要請支援金の支給(府支援金に係る市負担分)	446,750千円

▼市独自の支援策

生活困窮世帯への生活支援・市内事業者への事業応援	
1 児童扶養手当受給世帯への臨時給付金の支給	100,418千円
2 就学援助受給世帯への臨時給付金の支給	75,947千円
3 事業者応援給付金の支給(休業要請支援金対象外事業者向け)	450,515千円
小学生がいる子育て世帯の経済的負担の軽減	
4 小学校給食費の無償化 ※歳入の減に伴う市負担額	※671,953千円
小中学生の家庭学習の支援	
5 茨木っ子学習動画(DVD)の配布	1,056千円
高齢者・障害者等へのマスクの配布	
6 ひとり暮らし高齢者・障害者・就学前児童がいる世帯へのマスクの配布	25,144千円
7 民生委員へのマスクの配布	1,000千円
離職者等の雇用対策	
8 会計年度任用職員として離職者等を雇用	17,212千円

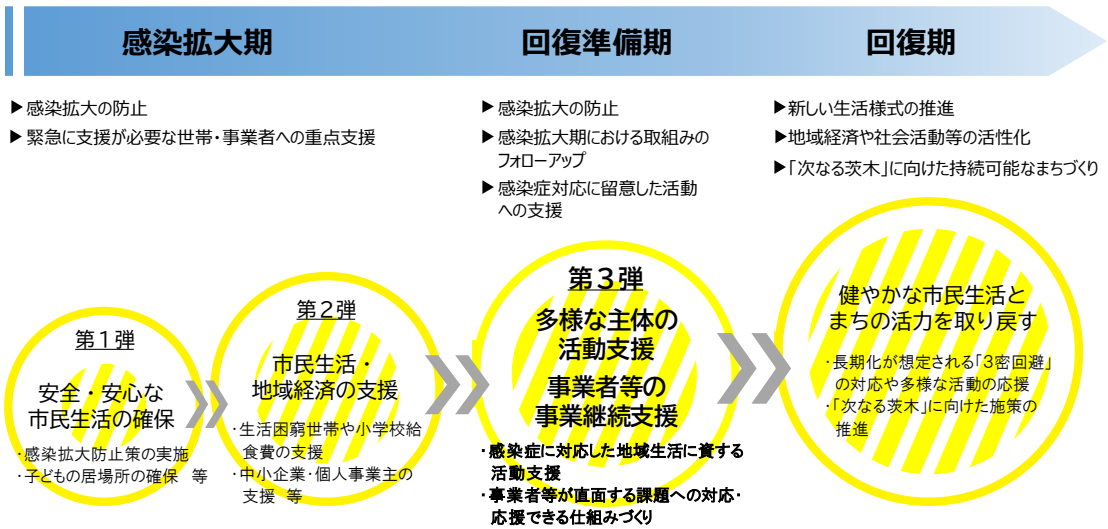
▼特別職の報酬削減

特別職の報酬削減	
9 特別職(市長・副市長・教育長・常勤の監査委員)の報酬削減	▲9,234千円

イ 令和2年度 一般会計補正予算(第2号) [令和2年6月議会]

健やかな市民生活とまちの活力を取り戻すため、自粛要請等が解除され新型コロナウイルスと共存した生活が営まれるなか、感染症対応に留意しつつ活動される市民等の皆さまや、感染リスクを負いながら開業されている医療機関や障害者・介護事業所等への「**多様な主体の活動支援**」に努めるとともに、小規模事業者等への家賃支払い支援や融資に係る利子補給制度、地域生活を支える感染症に対応した事業活動への支援など、「**事業者等の事業継続支援**」を推進する。

「次なる茨木へ。」のロードマップ



i 補正額 1,022,604千円

[財源内訳: 国144,085千円、府45,288千円、地方債12,600千円、
財政調整基金820,631千円]

ii 補正予算の主な内容

新型コロナウイルス感染症への対応	
1 水道料金・下水道等使用料の減額	198,000千円
2 医療機関への新型コロナウイルス感染対策応援給付金の支給	72,487千円
3 障害者(児)福祉サービス・介護事業所への新型コロナウイルス感染対策応援給付金の支給	48,066千円
4 家賃の減額を行う貸主に対する家賃減額協力補助金の創設	82,000千円
5 情報教育の推進に向けた取組み	46,960千円
6 図書館における電子書籍の導入	9,952千円
7 子ども家庭総合支援拠点の整備	11,084千円
8 チャレンジいばらき補助金の拡充	1,550千円
9 新型コロナウイルス感染症対策に係る災害用備蓄品の充実	7,880千円

ウ 令和2年度 一般会計補正予算(第4号) [令和2年6月議会]

国の「令和2年度第2次補正予算」を活用し、ひとり親世帯への臨時特別給付金の支給や、認定こども園等に対する感染予防用品の購入のほか、小・中学校における長期休業

中の授業実施に係る対応経費を措置した。

i 補正額 471,900千円

[財源内訳:国355,183千円、府116,717千円]

ii 補正予算の内容

給付金の支給	
1 ひとり親世帯への臨時特別給付金の支給	343,324千円
感染予防用品の購入等	
2 公立保育所・幼稚園・学童保育室等における感染予防用品の購入	44,500千円
3 私立認定こども園等への感染予防用品の購入費等を補助	66,500千円
小・中学校への学習支援	
4 長期休業期間におけるスクールサポーター等の配置	17,576千円

エ 令和2年度 一般会計補正予算(第5号) [令和2年8月3日専決]

国の「令和2年度第2次補正予算」を活用し、小・中学校における感染予防対策や児童生徒の学習保障等を図るため、感染予防用品の購入や学校施設の消毒等に係る経費に加え、各学校の状況に応じた迅速・柔軟な対応に資するための交付金を専決処分により編成した。

i 補正額 151,066千円

[財源内訳:国151,066千円]

ii 補正予算の内容

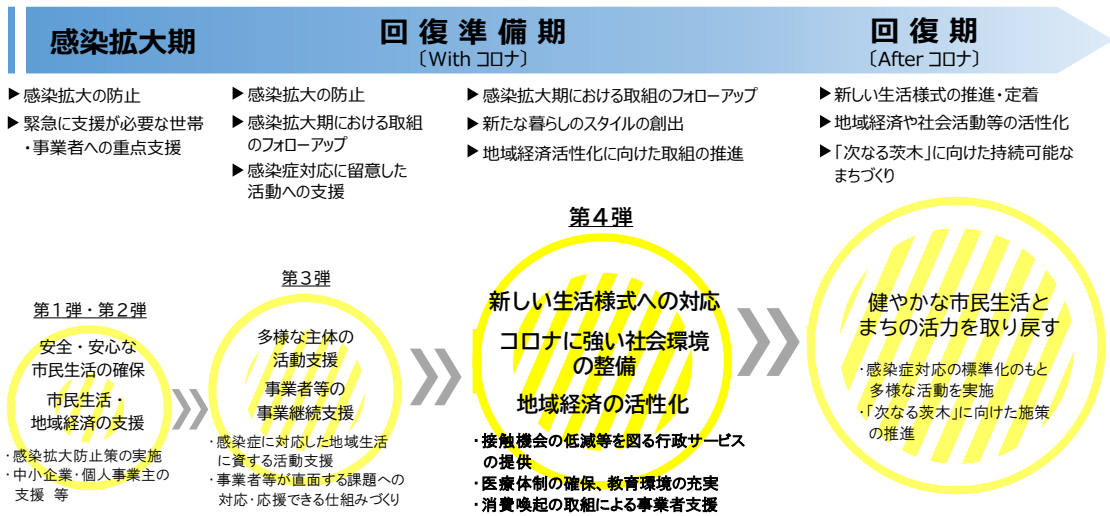
小・中学校での感染予防対策・学習保障等の実施	
1 感染予防用品の購入等	7,250千円
2 学校施設の消毒、トイレ清掃	46,150千円
3 小・中学校への交付金	97,666千円

オ 令和2年度 一般会計補正予算(第6号) [令和2年9月議会]

新型コロナウイルス感染症が再び拡大している現状においては、今後の”After コロナ”を見据えつつ、新型コロナウイルスと共存していく”With コロナ”の局面にあると捉え、接触機会の低減やさらなる利便性の向上を図るため、オンライン相談実施や、ICTを活用した公共施設の利用改善と業務環境の推進等の「新しい生活様式への対応」を図るほか、今後の第2波・第3波を想定した備えとして、医療体制の確保に向けた取組みやGIGAスクール構想を推進するなど「コロナに強い社会環境の整備」を図る。

また、依然として厳しい経済状況にある小売店舗等を支援するため、消費喚起に向けたポイント還元事業を実施するほか、事業継続を支援する相談窓口を開設するなど「地域経済の活性化」の推進を図る。

「次なる茨木へ。」のロードマップ



i 補正額 1,143,414千円

[財源内訳: 国1,036,971千円、府101,790千円、財政調整基金4,653千円]

ii 補正予算の主な内容

新型コロナウイルス感染症への対応	
1 オンラインによる妊産婦相談・子育て相談の実施	1,431千円
2 公共施設の貸室等における Wi-Fi 型スマートロックのモデル導入	12,556千円
3 こどものインフルエンザワクチン予防接種費用の公費助成	142,650千円
4 GIGAスクール構想の実現に向けた1人1台コンピュータの整備	425,395千円
5 小・中学校体育館への空調設備設置に向けた改修計画等の作成	54,800千円
6 街かどデイハウス、コミュニティデイハウスへの感染対策事業補助金の創設	10,504千円
7 消費喚起に向けたポイント還元事業の実施	170,000千円
8 新型コロナウイルス感染症対応に係る事業者向け相談窓口の開設	2,131千円
9 公共交通(路線バス、タクシー)への支援	47,775千円

カ 令和2年度 一般会計補正予算(第8号) [令和2年11月19日専決]

受験や就職等を控えた高校3年生等や新たな生活を開始している18歳・19歳の若者及びその家庭を支援するため、インフルエンザワクチン予防接種に係る費用への助成金等の経費を専決処分により編成した。

i 補正額 8,617千円

[財源内訳: 国8,617千円]

ii 補正予算の内容

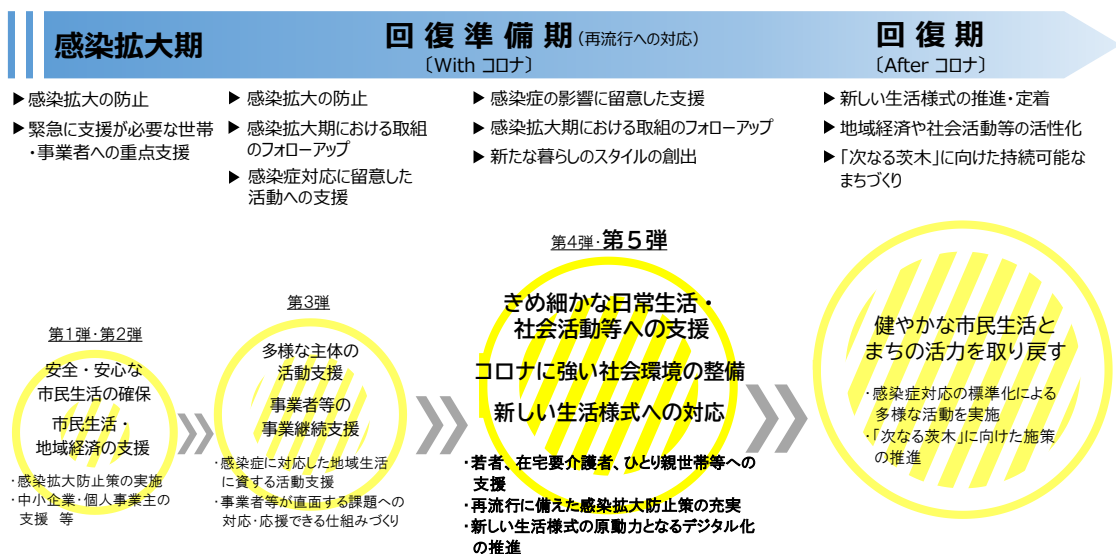
インフルエンザワクチン予防接種費用の助成	
1 高校3年生等へのインフルエンザワクチン予防接種費用の助成	8,617千円

キ 令和2年度 一般会計補正予算(第9号) [令和2年12月議会]

新型コロナウイルスの感染が継続する厳しい現状において、受験や就職等の人生の節目を過ごす18歳・19歳の若者の新たな門出等を支援する若者応援給付金に加え、在宅の要介護者等へ長引く在宅生活において増加する生活費や日常生活での外出等を支援するあんしん支援給付金を支給するなど、「きめ細かな日常生活・社会活動等への支援」を図る。

また、引き続き新柄コロナウイルス感染拡大の防止と社会経済活動との両立を図る局面の中、冬季の再流行に備えた対策や安定した医療体制の確保を図るため、介護・障害事業所の従事者等へのPCR検査費用の助成や、初期救急及び三次救急医療機関への支援など、「コロナに強い社会環境の整備」を継続して進めるほか、公共施設におけるWi-Fi環境の整備や高齢者を対象としたスマートフォン活用講座の実施など「新しい生活様式への対応」を図る。

「次なる茨木へ。」のロードマップ



i 補正額 425,728千円

[財源内訳: 国412,329千円、府1,404千円、寄附金11,995千円]

ii 補正予算の主な内容

きめ細かな日常生活・社会活動等への支援	
1 高校3年生等への若者応援給付金の支給	121,222千円
2 ひとり親世帯(家計急変者)への臨時特別給付金の支給	5,007千円
3 在宅生活を送る要介護者等へのあんしん支援給付金の支給	146,210千円
コロナに強い社会環境の整備	
4 介護事業所従業員等へのPCR検査費用の助成	9,016千円
5 地域医療体制の確保に向けた高槻島本夜間休日応急診療所への支援	29,652千円
6 三次救急医療体制の確保に向けた三島救命救急センターへの支援	46,440千円
7 公立保育所等の換気設備の改修	10,320千円
8 小・中学校の空調設備の改修	13,500千円
新しい生活様式への対応	
9 高齢者を対象としたスマートフォン活用講座の実施	610千円

ク 令和2年度 一般会計補正予算(第10号) [令和2年12月議会]

より厳しい経済状況にあるひとり親世帯の生活を支援する経費を措置した。

i 補正額 136,740千円

[財源内訳:国 136,740 千円]

ii 補正予算の内容

ひとり親世帯への生活支援

1 ひとり親世帯への臨時特別給付金の支給

136,740 千円

ケ 令和2年度 一般会計補正予算(第11号) [令和3年1月13日専決]

新型コロナウイルス感染症の発生の状況に対処し、迅速な新型コロナウイルスワクチン接種の実施に向けた体制を構築するため、接種券の印刷・発送や相談体制の整備等、予防接種の実施準備に係る経費について専決処分により編成した。

i 補正額 301,829千円

[財源内訳:国 301,829 千円]

ii 補正予算の内容

ワクチン接種体制の構築

1 新型コロナウイルスワクチンの接種体制の構築

301,829千円

コ 令和2年度 一般会計補正予算(第12号) [令和3年2月15日専決]

感染や濃厚接触により自宅療養となった世帯への支援や、感染症対応に留意しつつ感染リスクを負いながら事業を継続されている医療機関、障害者(児)福祉サービス・介護事業所への支援、及び厳しい経済状況にある中小企業・個人事業主等の事業活動の支援に係る経費について専決処分により編成した。

i 補正額 244,955千円

[財源内訳:国 244,955 千円]

ii 補正予算の主な内容

新型コロナウイルス感染症対策

1 自宅療養となった陽性者・濃厚接触者世帯への支援

3,617千円

2 福祉・保育施設従業員等へのPCR検査費用の助成等

23,345千円

3 感染対策応援給付金(医療機関、障害者(児)サービス、介護事業所)の支給

121,353千円

4 事業者応援給付金の支給

294,609千円

サ 令和2年度 一般会計補正予算(第13号) [令和3年3議会]

ワクチンの予防接種や小・中学校での感染症予防対策、及び指定管理者への支援に係

る経費を措置した。

i 補正額 1,554,554千円

[財源内訳:国1,489,399千円、寄附金26,497千円、財政調整基金38,658千円]

ii 補正予算の内容

新型コロナウイルス感染症対策	
1 新型コロナウイルスワクチン予防接種の実施	1,309,749千円
2 小・中学校での感染予防対策・学習保障等の実施	62,016千円
3 小学校給食調理業務委託料の増額	14,650千円
4 指定管理者への支援	168,139千円

③ 令和3年度

ア 令和3年度 一般会計当初予算 [令和3年3月議会]

専決等により先行実施した新型コロナウイルスワクチン接種に係る対応をはじめとした“感染拡大防止策”や“日常生活支援等”を継続的に実施することに加え、アフターコロナを見据えた“新しい生活様式への対応”に係る施策に取り組むなど、コロナ対策を切れ目なく講じる予算を編成した。

i 予算額 876,404千円

[財源内訳:国796,779千円、府48,912千円、一般財源30,713千円]

ii 当初予算の主な内容

新しい生活様式への対応	
1 キャッシュレス決済推進に向けたポイント還元事業等の実施	144,000千円
2 私立認定こども園や民間学童保育室等におけるICT導入経費の補助	30,250千円
3 行政手続きのオンライン化の推進等	13,576千円
感染拡大防止対策	
4 新型コロナウイルスワクチン接種体制の構築	404,619千円
5 私立認定こども園等へ感染予防用品の購入費等を補助	93,590千円
6 福祉・保育施設等の従事者等へのPCR検査費用の助成	49,385千円
日常生活・事業者への支援	
7 自宅療養者への日用品・食料品・乳児食等の配達支援	11,346千円
8 自宅療養者への買物支援等サービスの実施	1,703千円
9 相談体制の充実による自殺予防対策の実施	4,599千円

イ 令和3年度 一般会計補正予算(第1号) [令和3年4月15日専決]

厳しい経済状況にあるひとり親の子育て世帯への生活支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金に要する予算を専決処分により編成した。

i 補正予算額 183,098千円

[財源内訳:国183,098千円]

ii 補正予算の内容

ひとり親世帯への生活支援	
1 ひとり親世帯への子育て世帯生活支援特別給付金の支給	183,098千円

ウ 令和3年度 一般会計補正予算(第2号) [令和3年6月議会]

PCR検査体制の充実や、ワクチン接種の円滑な実施に向けた支援のほか、国の交付金による生活支援特別給付金を支給する経費を措置した。

i 補正予算額 386,294千円

[財源内訳:国386,294千円]

ii 補正予算の内容

▼ 新型コロナウイルス感染症対策

PCR検査等の充実	
1 保育施設等へのPCR検査費用助成の対象者を拡充	22,163千円
2 診療所を通じたPCR検査の実施	13,024千円

▼ 新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施に向けた支援

高齢者・障害者への支援	
3 新型コロナウイルスワクチン接種にかかる重度障害者福祉タクシー利用券の追加交付	3,794千円
4 新型コロナウイルスワクチン接種にかかる高齢者福祉タクシー利用券の追加交付	2,780千円
医療機関への支援	
5 新型コロナウイルスワクチン個別接種を実施する医療機関への協力支援金の支給	55,914千円

▼ 子育て世帯への支援

子育て世帯への生活支援	
6 子育て世帯(ひとり親世帯除く)への生活支援特別給付金の支給	288,619千円

エ 令和3年度 一般会計補正予算(第3号) [令和3年6月議会]

生活に困窮している世帯の自立を支援するため、自立支援金を支給する経費を措置した。

i 補正予算額 210,865千円

[財源内訳:国210,865千円]

ii 補正予算の内容

生活困窮者自立支援金の支給	
1 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給	210,865千円

オ 令和3年度 一般会計補正予算(第4号) [令和3年9月議会]

ワクチンの接種の円滑な推進をはじめとした「感染拡大防止対策」を適切に講じつつ、

消費喚起策の実施や文化芸術活動の推進等の「日常生活・事業者への支援」を行うとともに、ICTの活用を支援する「新しい生活様式への対応」を進める経費を措置した。

i 補正予算額 929,163千円

[財源内訳:国653,844千円、財政調整基金275,319千円]

ii 補正予算の主な内容

▼ 感染拡大防止対策

ワクチン接種の推進	
1 新型コロナウイルスワクチン接種の推進	455,224千円
2 自宅療養者への日用品・食料品・乳児食等の配達支援	11,064千円

▼ 日常生活・事業者への支援

消費喚起・事業者の支援	
3 エール茨木プレミアム付商品券による消費喚起	276,410千円
4 中小企業・個人事業主に対する店舗賃借料の補助	75,000千円
5 新しい生活様式に対応する事業所への支援	32,000千円
芸術活動への支援	
6 文化芸術団体(芸術家)の公演等の開催支援	10,000千円

▼ 新しい生活様式への対応

高齢者のICT活用支援	
7 コミュニティデイハウスにおける要支援者等へのICT活用支援	3,360千円

カ 令和3年度 一般会計補正予算(第5号) [令和3年9月議会]

子育て世帯支援給付金の支給や小学校給食費の無償化を行うほか、学童保育室の開室時間の拡充や私立認定こども園等の利用者負担額の減収に係る経費、小・中学校における感染予防対策や児童生徒の学習保障を図るための交付金を追加する経費を措置した。

i 補正予算額 513,802千円

[財源内訳:国196,688千円、府20,357千円、諸収入△281,916千円、
財政調整基金578,673千円]

ii 補正予算の主な内容

▼ 子育て世帯への支援

子育て世帯への支援	
1 子育て世帯支援給付金の支給	417,882千円
2 小学校給食費の無償化 ※歳入の減に伴う市負担額	※281,916千円

▼ 分散登校・家庭保育の協力等に係る対応

小・中学校の分散登校等に係る対応	
3 民間学童保育室の開室時間の拡充	9,216千円

家庭保育等の協力に係る対応	
4 私立認定こども園等の利用者負担額減額に対応する施設型給付費負担金等増額	60,932千円
5 私立認定こども園等の副食費用減免に係る補助	11,704千円

▼小・中学校における感染予防対策等

小・中学校での感染予防対策等	
6 小・中学校での感染予防対策・学習保障の対応	7,750千円

キ 令和3年度 一般会計補正予算(第6号) [令和3年12月議会]

子育て世帯を支援するため、18歳までのこどもがいる世帯に対し臨時特別給付金を支給する経費を措置した。

i 補正予算額 2,098,934千円

[財源内訳:国2,098,934千円]

ii 補正予算の内容

子育て世帯臨時特別給付金の支給	
1 子育て世帯臨時特別給付金の支給	2,098,934千円

ク 令和3年度 一般会計補正予算(第7号) [令和3年12月議会]

3回目の新型コロナワクチン接種の対応に係る経費を措置するとともに、安定した地域医療体制の確保に向けた高槻島本夜間休日応急診療所への支援等を行う経費を措置した。

i 補正予算額 857,314千円

[財源内訳:国812,418千円、財政調整基金44,896千円]

ii 補正予算の内容

▼ 感染拡大防止対策

ワクチン接種の推進	
1 新型コロナウイルスワクチン接種(3回目)の実施	678,240千円
2 新型コロナウイルスワクチン接種に係る他市接種負担金等の増額	134,178千円
自宅療養者への配達支援	
3 自宅療養者への日用品・食料品・乳児食等の配達支援	20,656千円

▼ 医療体制確保に向けた支援

医療体制確保に向けた支援	
4 地域医療体制の確保に向けた高槻島本夜間休日応急診療所への支援	24,240千円

ケ 令和3年度 一般会計補正予算(第8号) [令和3年12月議会]

子育て世帯を支援するため、18歳までのこどもがいる世帯に対しこども1人10万円の給付を行うにあたり、必要となる経費(1人5万円)を追加する経費を措置した。

i 補正予算額 2,050,000千円

[財源内訳:国2,050,000千円]

ii 補正予算の内容

子育て世帯臨時特別給付金の支給	
1 子育て世帯臨時特別給付金の支給	2,050,000千円

コ 令和3年度 一般会計補正予算(第9号) [令和4年1月13日専決]

厳しい経済状況にある住民税の非課税世帯等への生活支援を行うため、臨時特別給付金の支給に要する予算を専決処分により編成した。

i 補正予算額 3,610,367千円

[財源内訳:国3,610,367千円]

ii 補正予算の内容

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給	
1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給	3,610,367千円

サ 令和3年度 一般会計補正予算(第10号) [令和4年2月議会]

子育て世帯を支援するとともに、小・中学校における感染予防対策等に係る経費を措置した。

i 補正予算額 532,720千円

[財源内訳:地方交付税555,935千円、国135,901千円、府13,973千円、諸収入△173,089千円]

ii 補正予算の主な内容

▼ 子育て世帯への支援

子育て世帯への支援	
1 児童手当における特例給付の所得要件に該当する世帯への子育て世帯臨時特別給付金の支給	401,047千円
2 小学校給食費の無償化 ※歳入の減に伴う市負担額	※173,089千円

▼ 小・中学校における感染予防対策等

小・中学校での感染予防対策	
3 小・中学校での感染予防対策・学習保障の実施	70,225千円

▼ 家庭保育の協力等に係る対応

家庭保育の協力等に係る対応	
4 私立認定こども園等の利用者負担額の減額に対応する施設型給付費負担金等増額	45,662千円
5 私立認定こども園等の副食費用減免に係る補助	8,113千円

シ 令和3年度 一般会計補正予算(第11号) [令和4年3月議会]

ワクチン予防接種経費の増額に対応するほか、保育士等の処遇改善や指定管理者への支援に係る経費を措置した。

i 補正予算額 260,761千円

[財源内訳:国163,546千円、一般財源97,215千円]

ii 補正予算の主な内容

▼ 新型コロナウイルス感染症対策

ワクチン予防接種	
1 ワクチン接種に係る他市接種負担金等の増額	121,000千円
2 5歳以上のこどもへのワクチン接種に係る経費の増額	10,000千円
保育士等の処遇改善	
3 保育士等の処遇改善に向けた臨時特例交付金の支給	31,529千円
4 放課後児童支援員等の処遇改善に向けた臨時特例交付金の支給	1,017千円
指定管理者への支援	
5 指定管理者への支援	97,215千円

④ 令和4年度

ア 令和4年度 一般会計当初予算

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、引き続き「感染拡大の防止対策」「市民生活・事業活動への支援」「新しい生活様式への対応(DXの推進)」の局面に応じたコロナ対策を継続する予算を編成した。

i 予算額 1,417,393千円

[財源内訳:国1,267,365千円、府108,389千円、一般財源41,639千円]

ii 補正予算の主な内容

感染拡大防止対策	
1 新型コロナウイルスワクチン(3回目)接種の推進	714,097千円
2 保育所等における感染対策の実施等	243,373千円
3 福祉事業所等へのPCR検査等費用の助成	21,631千円
市民生活・事業活動への支援	
4 自宅療養者への日用品等の提供及び買物支援等サービスの実施	25,685千円
5 文化芸術団体の公演等の開催支援	12,000千円
6 各種イベント等開催支援補助の拡充	5,550千円
新しい生活様式への対応(DXの推進)	
7 キャッシュレス決済の推進に向けたポイント還元事業の実施	135,538千円
8 公立保育所等におけるICT化の推進	49,547千円
9 テレワーク・デリバリー等実施経費への補助	40,000千円

イ 令和4年度 一般会計補正予算(第1号) [令和4年6月議会]

食料品等の物価高騰等に対応するため、より厳しい経済状況にある子育て世帯や非課

税世帯等を支援する経費を措置した。

i 補正額 676,409千円

[財源内訳:国916,170千円、諸収入△239,761千円]

ii 補正予算の内容

子育て世帯・住民税非課税世帯等への支援	
1 子育て世帯への生活支援特別給付金の支給	323,222千円
2 小学校給食費の無償化(1学期分) ※歳入の減に伴う市負担額	※239,761千円
3 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給	353,187千円

ウ 令和4年度 一般会計補正予算(第2号) [令和4年9月議会]

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に加え、直面する原油高・物価高騰へ対応する経費を措置した。

i 補正額 2,695,140千円

[財源内訳:国1,911,799千円、府7,120千円、諸収入△474,845千円、
財政調整基金1,251,066千円]

ii 補正予算の主な内容

コロナ禍における物価高騰等に対する支援	
1 プレミアム付商品券の発行	914,105千円
2 中小企業・個人事業主への支援	350,396千円
3 公共交通(路線バス、タクシー)・認定農業者(国版・大阪版)等への支援	13,455千円
4 小学校給食費の無償化(2・3学期分) ※歳入の減に伴う市負担額	※474,845千円
5 医療機関への物価高騰等支援給付金の支給	59,006千円
6 介護事業所等への物価高騰等支援給付金の支給	27,436千円
7 障害者(児)福祉サービス事業所への物価高騰等支援給付金の支給	27,044千円
感染拡大防止対策	
8 新型コロナウイルスワクチン接種の推進	1,145,060千円
9 自宅療養者への日用品・食料品等の配達支援	140,583千円

エ 令和4年度 一般会計補正予算(第3号) [令和4年9月議会]

原油高・物価高騰の影響に加え、感染症に係る重症化リスクの軽減や安定した医療体制を確保するための経費を措置した。

i 補正額 1,767,061千円

[財源内訳:国1,638,170千円、府70,800千円、繰越金45,314千円、
諸収入12,777千円]

ii 補正予算の内容

住民税非課税世帯等への支援	
---------------	--

1 住民税非課税世帯等への価格高騰緊急支援給付金の支給	1,638,170千円
高齢者のインフルエンザ予防	
2 高齢者に対する季節性インフルエンザワクチン予防接種費用の無償化	128,891千円

オ 令和4年度 一般会計補正予算(第4号) [令和4年11月21日専決]

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備え、検査・診療体制の充実を図るため、日曜日・休日・年末年始に発熱外来を開設する医療機関を支援する経費について専決処分により編成した。

i 補正額 12,350千円

[財源内訳:国12,350千円]

ii 補正予算の内容

検査・診療体制の充実	
1 休日等における発熱外来検査・診療体制の充実	12,350千円

カ 令和4年度 一般会計補正予算(第5号) [令和4年12月議会]

一般家庭における日常生活を支援する、物価高騰への対応策に係る経費を措置した。

i 補正額 235,700千円 [財源内訳:国235,700千円]

ii 補正予算の内容

市民生活への支援	
1 水道料金の基本料金を免除	235,700千円

キ 令和4年度 一般会計補正予算(第7号) [令和5年3月議会]

物価高騰への対応策に係る経費を措置した。

i 補正額 353,354千円

[財源内訳:国231,081千円、地方交付税35,100千円、一般財源87,173千円]

ii 補正予算の内容

物価高騰等への対応	
1 中小企業・個人事業主への支援	170,546千円
2 指定管理者への支援	87,173千円
コロナ対応	
3 小・中学校での感染症対策の実施	70,200千円
4 自宅療養者への日用品・食料品等の配達支援	25,435千円

⑤ 令和5年度

ア 令和5年度 一般会計当初予算

感染症や物価高騰の影響が長期化する中、継続して対応する予算を編成した。

i 予算額 1,065,927千円

[財源内訳:国931,287千円、財政調整基金133,930千円、一般財源710千円]

ii 補正予算の内容

コロナウイルス関連	
1 新型コロナウイルスワクチン接種の継続	931,997千円
2 休日等における発熱外来検査・診療体制の確保	22,600千円
商業振興	
3 新型コロナウイルス感染症関連融資に係る利子補給制度の実施	111,330千円

イ 令和5年度 一般会計補正予算(第1号) [令和5年4月議会]

国の交付金を活用し、物価高騰等により厳しい経済状況にある子育て世帯や非課税世帯等を支援する経費を措置した。

i 予算額 1,388,051千円

[財源内訳:国1,388,051千円]

ii 補正予算の内容

住民税非課税世帯等への支援	
1 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給	1,000,159千円
2 非課税世帯等の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の支給	387,892千円

ウ 令和5年度 一般会計補正予算(第2号) [令和5年6月議会]

直面する物価高騰等により、厳しい経済状況にある市民生活や事業活動を支援するための経費を措置した。

i 予算額 949,308千円

[財源内訳:国577,073千円、諸収入△707,940千円、
財政調整基金1,080,175千円]

ii 補正予算の内容

市民生活等への支援	
1 プレミアム付商品券の発行	827,000千円
農業者への支援	
2 認定農業者(国版・大阪版)等への支援	6,265千円
子育て世帯への支援	
3 小学校給食費の無償化 ※歳入の減に伴う市負担額	※707,940千円
福祉事業所・医療機関等への支援	
4 医療機関への物価高騰等支援給付金の支給	60,109千円
5 介護事業所等への物価高騰等支援給付金の支給	28,818千円
6 障害者(児)福祉サービス事業所への物価高騰等支援給付金の支給	18,016千円
7 私立保育施設等への物価高騰等支援給付金の支給	9,100千円

エ 令和5年度 一般会計補正予算(第3号) [令和5年9月議会]

感染拡大の防止や安定した医療体制を確保するため、新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザへの対応策に係る経費を措置した。

i 予算額 404,460千円

[財源内訳:国183,635千円、繰越金220,825千円]

ii 補正予算の内容

新型コロナウイルスへの対応	
1 新型コロナウイルスワクチン接種の推進	183,635千円
2 保健医療センター附属急病診療所における発熱外来の実施	19,774千円
季節性インフルエンザへの対応	
3 乳幼児等への季節性インフルエンザワクチン予防接種費用の公費助成	112,399千円
4 高齢者への季節性インフルエンザワクチン予防接種費用の無償化	88,652千円

(2) 庁舎における感染症対策

令和2年2月25日茨木市新型コロナウイルス感染症対策本部決定の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえ、26日の第4回本部会議において、窓口業務に従事する市職員(出先機関等含む)については、マスクの着用を義務付けた。

令和2年4月の緊急事態宣言時の対応をもとに、下記の取組みを実施した。

<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎入口に速乾性手指消毒剤設置 ・庁舎トイレに手洗い等を奨励するポスター掲示 ・各所属に事務室の窓を開け、定期的に換気するよう注意喚起 ・職員による施設消毒マニュアル(本館・南館用)を作成し、庁内サイトに掲載 ・窓口に飛沫防止板やビニールシートを設置 ・本館1階市民課前待合ロビーの椅子を間引き、来庁者同士が対面とならないよう位置変更 ・南館1階東玄関の有人の受付案内を一時的に中止 ・職員の密集度緩和のため、一時的に大会議室・交流コーナー等で執務室の分割勤務実施 ・会議室等で利用できるようCO2センサーの貸出を実施 ・公用車乗車時にエアコンによる外気導入及び窓開け換気を常時実施及び乗降車時に車内のアルコール消毒を実施

(3) 市民への給付事業

NO.	支援制度名	事業の目的及び概要	事業等 決定主体
1	特別定額給付金	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市民生活を経済的に支援するため、特別定額給付金を支給 【支給額】1人当たり10万円	国 市

NO.	支援制度名	事業の目的及び概要	事業等 決定主体
2	子育て世帯への臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当(本則給付)を受給する世帯(0歳～中学生のいる世帯)に対し、「子育て世帯臨時特別給付金」を支給するもの。 【支給額】児童一人当たり1万円	国
3	住居確保給付金	就職活動をする方が住居を確保できるよう、市から家主に対し家賃相当額を一定期間支給するもの。支給期間中は、市の相談支援員が就職に向けた支援を行う。 【支給額】単身世帯39,000円、2人世帯47,000円、3人以上世帯51,000円を上限とする家賃相当額	福祉 事務所
4	生活福祉資金貸付	新型コロナウイルス感染症の影響による休業、失業等により収入が減少した世帯に対し、生活費の貸付を行う。 【緊急小口資金】貸付上限:20万円以内 【総合支援資金】貸付上限:(単身世帯)月15万円以内(複数世帯)月20万円以内 貸付期間:原則3か月以内	府
5	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭及び寡婦等の経済的自立を図るため(こどもの修学や就学支度、親自身の技能習得など)に資金を貸し付ける制度	府
6	児童扶養手当受給世帯への臨時給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に就労収入が減少し、日常生活に支障をきたしているひとり親(児童扶養手当受給者)世帯を支援するため、臨時給付金を支給するもの。 【支給額】1世帯当たり5万円	市
7	就学援助受給世帯への臨時給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に就労収入が減少し、日常生活に支障をきたしている就学援助受給世帯を支援するため、臨時給付金を支給するもの。 【支給額】一世帯当たり5万円	市
8	傷病手当金(国民健康保険)	新型コロナウイルス感染症の療養のために就労することができず、給与等の全部又は一部を受けとることができなくなった場合、傷病手当金を支給する。 【支給額】直近3か月間の一日当たり平均給与収入の2/3×日数(給与支給分は除く)	国
9	傷病手当金(後期高齢者医療)	給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルスに感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において、労務に服することができず、給与の全部又は一部を受けることができなくなった場合、傷病手当金を支給する。 【支給額】 (直近の継続した3ヶ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額)×2/3×日数(支給対象となる日数)	国
10	再就職支援助成金の拡充	再就職のために国が指定する教育訓練給付金対象講座を受講した失業中の市民に対し、受講料の一部を助成する制度について、令和2年7月以降、対象者及び助成額の拡充を行うもの。 【対象者】65歳未満の失業中の市民 (拡充部分)非正規労働者も対象 【助成額】受講料の50%かつ上限5万円 (拡充部分)教育訓練給付金受給対象外である場合は、国の教育訓練給付金相当額を加算	市
11	ファミリー・サポート・センター利用料補助	新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等による、経済的負担の軽減と、こどもの安全が確保されるよう必要な支援を行うことを目的とする。 【支給額】相互援助活動を利用した場合の、依頼会員から援助会員に支払われた謝礼金の全額を補助上限6,400円/日	国 府 市
12	就労継続支援B型事業利用者に対する就業支援金	社会参加の減少や工賃が減収となっている就労継続支援B型事業利用者の生活を支援するため、就業支援金を交付 【支給額】1人当たり1万円	市

NO.	支援制度名	事業の目的及び概要	事業等 決定主体
13	自治会集会施設等における感染予防対策を講じる費用の補助	自治会が管理運営する集会施設において、新型コロナウイルス感染拡大を防止するために必要な経費を補助 【対象経費】手指消毒液、空気清浄機等の購入に要する経費。 換気扇等の整備に要する経費。 【補助額】上限5万円	市
14	自治会集会施設等を有しない自治会が感染予防対策を講じる費用の補助	集会施設を有しない自治会が、地域行事や自治会活動を行うにあたり、新型コロナウイルス感染拡大を防止するために必要な経費を補助 【対象経費】手指消毒液、ペーパータオル等の購入に要する経費。(衛生用品等の消耗品費に要する経費に限る) 【補助額】1自治会上限2万円	市
15	自治会集会施設等整備事業補助の制限の一部緩和	自治会が管理運営する集会施設において、新型コロナウイルス感染拡大防止のために必要な改修(20万円以上)を行う場合において、5年を経過しない場合でも、補助金の申請ができるよう制限を緩和。	市
16	チャレンジいばらき補助金(提案公募型公益活動支援事業補助)の拡充	新型コロナウイルス感染症による市民の不安やストレス緩和の一助とすることを目的に、市民活動団体等から、創意工夫した提案を募集する。 【支給額】 テーマ設定型事業:上限20万円 自由テーマ型事業:上限20万円 連携型事業:上限30万円(R4)	市
17	ひとり親世帯臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親家庭については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、ひとり親世帯臨時特別給付金を支給するもの。 【支給額】 1世帯5万円、及び第2子以降がいる場合 1人当たり3万円 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合は、1世帯5万円を加算)	国
18	DV被害者等の民間シェルター整備等に係る補助	コロナ禍においてDV相談が増加傾向となる中、DV被害者等が安心して過ごせる環境を整備するため、国の交付金を活用し、民間シェルターにおけるSNSを活用した相談やシェルターの改修等に要する経費を補助 【補助率】10/10	国 市
19	高校三年生等の若者応援給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、進学・就職活動等で新たな負担が生じる世代の若者を経済的に支援するため、本市に住民票がある18歳及び19歳の若者に給付金を支給するもの。 【支給額】対象者1人当たり2万円	市
20	在宅生活を送る重度障害者へのあんしん支援給付金	あんしん支援給付金を給付 【支給額】1人当たり1万円 【支給】手当受給口座1月27日から順次振込	市
21	在宅生活を送る要介護者等へのあんしん支援給付金	長引く在宅生活において増加する光熱水費等の生活費や、日常生活に必要な買物、理美容等に係る外出等を支援するため、在宅生活を送る要介護者・要支援者等に対し、あんしん支援給付金を支給するもの。 【支給額】1人当たり1万円 【申請期限】令和3年3月31日まで(当日消印有効) 【支給】令和3年2月12日から順次振込	市
22	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、厳しい経済状況にあるひとり親の子育て世帯への生活を支援するため、臨時特別給付金を支給するもの。 【支給額】児童一人当たり5万円	国
23	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、厳しい経済状況にあるひとり親の子育て世帯への生活を支援するため、臨時特別給付金を支給するもの。 【支給額】児童一人当たり5万円	国

NO.	支援制度名	事業の目的及び概要	事業等 決定主体
24	重度障害者福祉タクシー利用券の追加配付	重度障害者福祉タクシー料金助成事業利用者を対象に通常交付分1枚500円(4枚/月)に加え、接種場所までの移動分として、利用券を追加で交付する。 【支給額】利用券を8枚(4,000円分)	市
25	高齢者福祉タクシー利用券の追加交付	高齢者福祉タクシー料金助成事業利用者を対象に、ワクチン接種会場(場所)までの移動分として、利用券を8枚(4,000円分)交付する。 【支給額】利用券を8枚(4,000円分)	市
26	茨木市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	経済的な困窮状態にありながら、資金の貸付がこれ以上利用できない世帯に対し、3か月間の給付を行う。(収入要件・資産要件・求職活動等要件あり) 【支給月額】単身世帯:6万円 2人世帯:8万円 3人以上世帯:10万円	市
27	子育て世帯支援給付金	分散登校や家庭保育への協力等の影響を受ける子育て世帯を支援するため、中学生までのこどもをもつ世帯に対し、子育て世帯支援給付金を支給するもの。 【支給額】こども一人当たり1万円	市
28	放課後等デイサービス等利用料の補助	小学校等の臨時休業・分散登校のため、放課後等デイサービス等を利用した場合の費用の補助 【補助額】増加した自己負担分	市
29	文化芸術活動支援補助	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けている文化芸術活動の活性化を図るため、市内公共施設で実施される不特定多数を対象とした公演等に対し、施設使用料等を補助 【補助率】有料公演10分の10、無料公演2分の1 【補助額】上限20万円 【対象施設】福祉文化会館、市民総合センター、生涯学習センター、男女共生センター	市
30	文化芸術団体等公演再開支援補助	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けている市内の芸術家・芸術団体の継続的活動を支援するため、感染症対策を講じつつ、不特定多数を対象とした無料の公演等に対し、文化振興財団が事業に要する経費を補助 【補助額】上限200万円	文化振興財団
31	文化芸術団体等活動発展支援補助	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けている市内の芸術家・芸術団体の新たな活動を支援するため、感染症対策を講じつつ、不特定多数を対象とした公演等に対し、文化振興財団が事業に要する経費を補助 【補助額】上限20万円	文化振興財団
32	非課税世帯等に対する臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、住民税非課税世帯に対し臨時特別給付金を支給するもの。 【支給額】1世帯当たり10万円	国
33	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、価格高騰緊急支援給付金を支給するもの。 【支給額】1世帯当たり5万円	国
34	児童手当における特例給付の所得要件に該当する世帯への子育て世帯臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響を受ける子育て世帯を支援するため、高校生までのこどもをもつ世帯のうち児童手当における特例給付の所得要件に該当する世帯に対し、「子育て世帯への臨時特別給付」を支給するもの。 【支給額】こども一人当たり5万円	市
35	ひとり親世帯等への子育て世帯臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響を受ける子育て世帯を支援するため、高校生までのこどもをもつ世帯に対し、「子育て世帯への臨時特別給付」を支給するもの。 【支給額】こども一人当たり10万円	国

NO.	支援制度名	事業の目的及び概要	事業等 決定主体
36	令和4年4月1日生まれの新生児に対する子育て世帯臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響を受ける子育て世帯を支援するため、令和4年4月1日生まれの新生児に対し、「子育て世帯への臨時特別給付」を支給するもの。 【支給額】こども一人当たり10万円	市
37	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面し、より厳しい経済状況にある子育て世帯の生活を支援するため、児童扶養手当等を受給する世帯等に対し、臨時特別給付金を支給するもの。 【支給額】児童一人当たり5万円	国
38	ネット被害等拡大防止に向けた啓発映像の作成	若者や高齢者の消費者問題への関心を深め、ネット被害等の未然・拡大防止を図るため、アニメや落語を取り入れた啓発映像を制作するもの。	市
39	社会人向け講座のオンデマンド配信	新しい生活様式への対応を図り、多忙な社会人の学習機会の充実を図るため、社会人向け講座のオンデマンド配信を行う。	市
40	生活困窮状態の予防等に向けたくらし設計相談の実施	コロナ禍における収入の減少や生活困窮、将来への不安等の発生が懸念されるため、生活と家計に関する相談を実施するもの	市
41	ひとり暮らし高齢者等へのマスクの配布	新型コロナウイルス感染症の感染予防の取り組みとして、70歳以上のひとり暮らし高齢者にマスクを配布する。 【配布数】1人当たり10枚(チャック付きポリ袋に小分け) 【封入物】マスクのほか、各種チラシ、相談先などを封入	市
42	民生委員へのマスクの配布	新型コロナウイルス感染症の感染予防の取り組みとして、民生委員にマスクを配布する。 【配布数】1人当たり50枚(1箱)	市
43	ウクライナ避難民への生活支援金の支給	ウクライナから避難された方に対し、国が支援を表明していることに鑑み、本市に避難される方が、当面の間安心した生活を送ることができるよう、支援金を支給する。 【支給額】1人当たり72,000円/月 ※ただし、同一世帯2人目以降は48,000円/月	市
44	養育費確保に向けた取組の推進	養育費の不払いにより更なるひとり親家庭の困窮を防ぐため、養育費の取り決めに係る公正証書等の作成経費や、民間保証会社が養育費の債権回収を行う際の保証契約に係る保証料を補助する。	国

※事業の詳細等については「資料編」で確認いただけます

(4) 相談事業

NO.	支援制度名	事業等概要	事業等 決定主体
1	弁護士による無料法律相談	相続、借金、離婚、借地、近隣トラブルに関する相談などを実施 【実施日時】 平日 毎週月・水・金曜日の午後1時～午後5時 日曜日 毎月最終日曜日の午前9時～午後0時30分	市
2	消費生活相談	商品の購入やサービスの契約・解約等のトラブルに関する相談を実施 【実施日時】 平日 午前9時～午後4時30分 第2,4土曜(祝日除く) 午前9時～正午	市
3	こころのケアセンター	新型コロナウイルス感染症の拡大によって生じたストレスや不安について、保健師、臨床心理士等が相談を受ける。	市
4	こころの相談室	週1回で保健医療センターに相談者が来所し、面談する方法で実施した。業務は委託で行い、令和2年度末で終了した。	市
5	こころの健康相談	社会状況の急激な変化による精神・心理面で不調をきたした市民のこころのケアをするため、精神保健福祉士を雇用し、相談対応を実施する。 【対象】心理的な不安や身体の不調を抱える市民	市
6	DVIに関する相談	コロナ禍における生活不安や在宅時間の増加等によるストレスからDVが増加・深刻化する懸念があったため、DVIに関する相談を実施するもの	市

NO.	支援制度名	事業等概要	事業等 決定主体
7	人権相談	コロナ禍における生活不安や在宅時間の増加等によるストレスから人間関係のトラブル、他者への攻撃的・差別的な言動が増加・深刻化する懸念があったため、人権に関する相談を実施するもの	市
8	総合相談	コロナ禍における生活不安や在宅時間の増加等によるストレスから人間関係のトラブル、他者への攻撃的・差別的な言動が増加・深刻化する懸念があったため、生活と人権に関する相談を実施するもの	市
9	ひとり親のための無料法律相談	【相談時間】 毎月第4火曜日の午後1時～4時 【相談内容】 子育て、生活、就業、DV、養育費の確保、親権、慰謝料、財産分与のことや、残業代、給与等の未払いなどの労働問題等に関する相談	市
10	子育てに関する相談	保育士・保健職・心理判定員等による子育てに関する全般的な相談 平日、午前10時～午後4時	市
11	児童虐待相談・通告電話	児童虐待に関する相談 平日、午前9時～午後5時	市

※事業の詳細等については「資料編」で確認いただけます

(5) 事業者への支援(様々な業種に当てはまるもの)

NO.	支援制度名	事業等概要	事業等 決定主体
1	持続化給付金	新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧となるよう、給付金を支給するもの。 【支給額】 (前年の収入)－(前年同月比△50%の月の収入×12) 上限額 法人200万円 個人100万円	国
2	家賃支援給付金	令和2年5月の緊急事態宣言の延長等により、売上減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、賃料の負担を軽減する給付金を支給するもの。 【支給額】 支払賃料をもとに算定する給付額の6倍 上限額 法人600万円 個人300万円	国
3	事業復活支援金	新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化に伴う需要の減少・供給の制約により大きな影響を受け、自らの事業判断によらず売上が大きく減少している事業者の事業継続及び立て直しに向けた取組を支援するため給付金を支給するもの。 【支給額】 (基準期間の収入)－(対象月の収入)×5 上限額 法人250万円 個人50万円	国
4	休業要請支援金	緊急事態措置により、大阪府から休業の協力要請等を受け、特に深刻な影響を被る事業者を対象に、家賃等の固定費を支援し、事業継続を下支えするため、支援金を支給するもの。 【支給額】 中小法人100万円 個人事業主50万円(府と市で1/2ずつ負担)	府
5	大阪府休業要請外支援金	休業要請支援金の支給対象以外の事業者においても、自主休業や外出自粛等に伴う売上減少等で深刻な影響が生じていることから、その事業継続を下支えするため、支援金を支給するもの。 【支給額】 中小法人50万円 ※複数事業所を有する場合は100万円 個人事業主25万円 ※複数事業所を有する場合は50万円	府

NO.	支援制度名	事業等概要	事業等 決定主体
6	一時支援金	令和3年1月の緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛による影響を受け、売上が減少した事業者に対して、事業の継続を支援するため支援金を支給するもの。 【支給額】 (令和元年又は2年の1~3月の売上) - (令和3年の対象月の売上) × 3 上限額 法人60万円 個人30万円	国
7	月次支援金	令和3年4~10月までに発令された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等による影響を受け、売上が減少した事業者に対して、事業の継続を支援するため支援金を支給するもの。 【給付額】 (令和元年又は2年の基準月の売上) - (令和3年の対象月の売上) 上限額 法人20万円/月 個人10万円/月	国
8	事業再構築補助金	ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取り組みを通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を応援するため、補助対象やメニューに応じて補助を行うもの。 【補助額】100万円~(メニューや従業員数により異なる)	国
9	事業再構築促進事業計画策定補助金	国の中小企業等事業再構築促進事業を実行しようとする中小企業等に対して、事業再構築を促進し、もって市内商工業の振興を図ることを目的に、事業計画の策定を委託する経費の一部を補助する。 補助対象:国の事業再構築補助金の取得に要する経費のうち、事業計画の策定に要する経費(上限10万円)	市
10	大阪府営業時間短縮協力金	特措法に基づく営業時間短縮の要請に協力した事業者に対して、感染拡大防止及び事業継続を目的として協力金を支給するもの。 【支給額】要請時期ごとに、規定の算定方式により算出	府
11	大規模施設等に対する協力金	特措法に基づく営業時間短縮の要請に協力した事業者に対して、感染拡大防止及び事業継続を目的として協力金を支給するもの。 【支給額】施設の時短面積等により、規定の算定方式で算出	府
12	中小法人・個人事業者等に対する一時支援金	特措法に基づく要請に伴う飲食店の休業・時短営業又は不要不急の外出自粛により特に大きな影響を受ける事業者を対象に、国の月次支援金に上乗せして支援金を支給するもの。 【支給額】中小法人等50万円 個人事業者25万円	府
13	大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、感染対策備品を設置した飲食店等を対象に支援金を支給するもの。 【対象備品】・アクリル板等のパーテーション・CO2センサー 【支給額】対象備品の購入・設置費上限額 1店舗当たり10万円	府
14	大阪府酒類販売事業者支援金	大阪府の要請に応じて休業した事業者に対して酒類を提供する事業者を対象に、事業の継続を目的として、国の月次支援金を受けてもなお生じる不足分について、支援金を支給するもの。 【上限額】中小法人等60万円 個人事業者30万円	府
15	事業者応援給付金	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経営に深刻な影響を被っている市内事業者の事業継続を支援するため、給付金を支給するもの。 【支給額】 ①令和2年度5~7月実施分 1事業者につき10万円 ②令和3年3月実施分 1事業者につき6万円	市
16	家賃等減額協力補助金	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、売上減少等の影響を受けた小規模企業者の賃料負担軽減を図るため、賃料を減額する賃貸人に対して減額賃料の一部を補助するもの。 【補助額】減額賃料(3か月分)の2/3 上限額 1店舗につき20万円 1貸主につき200万円	市

NO.	支援制度名	事業等概要	事業等 決定主体
17	商店街・小売市場振興事業補助金 (地域生活支援事業:コロナ対応型)	新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、商店街や事業者が連携して行う、新生活様式に対応した取組を支援するため、既存の補助制度の一部を拡充するもの。 【補助額】 補助率 10/10 上限額 150万円	市
18	店舗賃借料等支援補助金	新型コロナウイルス感染症の拡大により売上減少等の影響を受ける事業者の事業継続を支援するため、店舗に係る賃借料の一部を補助するもの。 【補助額】 売上減少要件を満たす月(最大3か月分)の支払賃借料の2/3 上限額 1店舗につき20万円	市
19	新しい生活様式対応事業所応援補助金	新しい生活様式への取り組みを導入又は拡充する事業者に対して、オフィス環境の整備や業態転換等に係る経費の一部を補助するもの。 【補助対象経費】 オンライン化の導入、非接触機器、デリバリー又はテイクアウトサービスの実施及び感染防止対策に係る経費 ※非接触機器の導入補助については、R4より『キャッシュレス決済導入支援事業補助金』として別立支援とした。 【補助内容】 ・補助率:2/3 ・1事業所につき、上限20万円	市
20	キャッシュレス決済導入支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症との共存時代を見据え、非接触型キャッシュレス決済端末等を導入・拡充する事業者の方を支援するもの。 【補助対象】決済端末、付属品、設置費、レジスタ、汎用端末(専ら決済サービスのために使用するもの) 【補助金額】補助対象経費(税抜)の2/3以内(上限10万円)※1事業者につき1回の申請に限る。	市
21	ECサイト活用等に対する支援	市内事業者の活性化を図ることを目的に、インターネットを通じて国内及び海外へ販路を拡大する市内中小企業者等に対して、ECサイト等の初期導入費用や海外貿易に係るコンサルタント費用を支援するもの。 【支給額】 ①ECサイトの初期導入費用又はEC導入や海外貿易に係るコンサルタント費用の2/3(上限20万円)	市
22	運送業事業者支援給付金	原油価格の高騰により負担が増し、厳しい経営環境にある運輸事業者の負担軽減を図り、事業継続を支援するため、給付金を支給するもの。 【支給額】 対象車両の形状により1台当たり1万円又は3万円 上限額 1事業者につき30万円	市
23	事業活動支援給付金	原油価格・原材料価格の高騰により事業活動の負担が増し、厳しい経営環境にある事業者の負担軽減を図り、事業継続を支援するため、給付金を支給するもの。 【支給額】 1事業者につき10万円	市
24	Go To 商店街	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を行いながら、Withコロナの状況に対応していくために商店街が行うイベントや新たな商材開発、プロモーション制作等を支援する事業。	国
25	商店街感染症対策支援事業	新型コロナウイルス感染症の拡大により商店街の来街者・売上が激減していることから、商店街が感染症対策を実施するとともに、安心して買物できるクリーンな場であることを広く発信する。	府

NO.	支援制度名	事業等概要	事業等 決定主体
26	新型コロナウイルス感染症関連融資に係る利子補給金	3年間の国の利子補給終了後に市が独自に2年間の利子補給を実施する。 【対象融資】 ①大阪府制度融資の新型コロナウイルス感染症対応資金(保証料等補助型) ②日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付 ほか 【利子補給額】支払った利子の額 (上限は各年度10万円、合計20万円)	市
27	小規模事業者持続化補助金に係る売上減少証明書の発行	小規模事業者持続化補助金(国)について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも生産性向上に取り組む事業者に加算措置又は当該補助金の概算払を行うため、規定の売上減少要件を満たす確認書類として、市町村で証明書を発行するもの。	国
28	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(一般型)の新特別枠	中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・精算プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するための補助を行うもの。 (補助額)上限1,000万円	国
29	雇用調整助成金の特例措置	景気の変動、産業構造の変化等による経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が従業員の雇用維持を図るため、労使間の協定に基づき労働者に支払う休業手当等の一部を助成する制度について、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業縮小を余儀なくされた場合には、助成率等を拡大し、支給されるもの。 【主な特例措置の内容】・生産指標(売上高等)の減少率を緩和・事業主の休業手当等の負担額に対する助成率を緩和・助成額上限額を増額・雇用保険被保険者に対する休業手当を追加 等	国
30	小学校休業等対応助成金(労働者を雇用する事業主向け)	新型コロナウイルス感染症対応による臨時休業等をした小学校等に通うこどもの世話をを行う労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇以外の有給休暇を取得させた事業主に対し、休暇中に支払った賃金相当額を支給されるもの。 【支給額】 休暇中に支払った賃金相当額×10/10日額上限額8,355円 (※日額上限額は時期によって変動あり) 【期間】 R2.2.27~R3.3.31及びR3.8.1~R5.3.31のいずれかの期間中に休暇を取得していること。	国
31	小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする人向け)	新型コロナウイルス感染症対応による臨時休業等をした小学校等に通うこどもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者に対し、仕事ができなくなった日数の支援金が支給されるもの。 【支給額】1日当たり定額4,177円(※時期により変動あり) 【期間】 R2.2.27~R3.3.31及びR3.8.1~R5.3.31のいずれかの期間中に休暇を取得していること。	国
32	大阪府新型コロナウイルス感染症対応資金(保証料等補助型)	【融資限度額】6千万円 【融資期間】10年以内 【資金使途】運転資金、設備資金 【金利】1.2%(固定)	府
33	新型コロナウイルス感染症特別貸付	【融資限度額】中小事業6億円(無担保)国民事業8千万円(無担保) 【融資期間】設備資金20年以内、運転資金15年以内 【金利】中小事業1.11%⇒0.21%(利下げ限度額3億円) 国民事業1.36%⇒0.46%(利下げ限度額6千万円)	国

NO.	支援制度名	事業等概要	事業等 決定主体
34	新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金	新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けている中小企業者を支援するための融資制度である。 【融資限度額】1億円 【融資期間】10年以内 【資金使途】運転資金、設備資金 【金利】1.2%（固定） 【保証料】0.2%（実質）	府
35	新型コロナウイルス感染症対応緊急資金	【融資限度額】2億円（うち、無担保8千万円） 【融資期間】7年以内 【資金使途】運転資金、設備資金 【金利】1.2%（固定） 【保証料】①保証協会所定②0.9%③0.8%	府
36	新型コロナウイルス感染症経営改善サポート資金	【融資限度額】2億円（組合4億円）無担保は原則8千万円 【融資期間】15年以内 【資金使途】運転資金、設備資金 【金利】1.2%（固定） 【保証料】0.2%（実質）	府
37	固定資産税等の軽減	中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置 【軽減内容】 令和2年2月～10月までの任意の3か月間の売上高が、前年の同期間と比較して次の①②のように減少している場合、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする。 ①30%以上50%未満減少している者：2分の1 ②50%以上減少している者：ゼロ	国
38	固定資産税の軽減	新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援するため、先端設備等に該当する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置 【特例内容】 令和3年4月1日から令和5年3月31日までに取得された一定の機械装置・事業用家屋等について、3年度分の固定資産税の課税標準をゼロとする。	国
39	固定資産税の軽減	新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、負担調整措置等により税額が増加する土地についての特別な措置。 【特別な措置】負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の課税標準額に据置く。	国
40	固定資産税の軽減	景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から、商業地等の土地についての特別な措置。 【特別な措置】 商業地等の土地（住宅用地以外の宅地等）に限り、課税標準額の上昇幅を2.5%（現行：5%）とする。	国
41	公共交通（路線バス、タクシー）への支援	新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響を被っている公共交通事業者に対し、公共交通の運行継続を目的に給付金を支給するもの。	市
42	両立支援等助成金（育児休業等支援コース 新型コロナウイルス感染症対応特例）	事業主が新型コロナウイルス感染症対応による臨時休業等をした小学校等に通うこどもの世話をを行う労働者に対し、年次有給休暇以外の有給休暇を取得させた事業主に対し、 【支給額】 1人当たり10万円、1事業主につき10人まで（上限100万円） ※申請期間は、有給を取得した日付に応じて異なる。	国

NO.	支援制度名	事業等概要	事業等 決定主体
43	いばらき経営サポートデスク(相談体制の拡充)	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者の状況や、国・府でも各種支援策が構築されたことを踏まえ、従来の中小企業経営アドバイザーの設置日数を拡充し、事業者の経営相談や国・府の支援制度の申請サポート等を行う。 【日時】月～金曜日の午前10時～午後5時 【内容】国等の支援制度の案内・申請補助、経営改善に向けた助言など 【相談方法】対面、電話、オンライン(要予約)	市
44	セーフティネット保証制度	中小企業者の資金繰り支援のため、①セーフティネット保証4号、②セーフティネット保証5号、③危機関連保証が発動。通常の保証枠とは別に、セーフティネット保証に係る枠の信用保証が利用可能。	市
45	中小事業者支援に向けたポイント還元事業	市内の指定店舗での買物・飲食の決済をPayPayで行った場合、最大20%(1決済当たり上限2,000円相当、期間中最大10,000円相当)のポイント還元を行う。	市
46	キャッシュレス化の推進と消費喚起に向けたポイント還元事業	市内の指定店舗での買物・飲食の決済をPayPay、d払い、au PAY、楽天ペイで行った場合、最大20%(1社当たり1決済上限3,000円相当、期間中最大3,000円相当、4社で最大12,000円相当)のポイント還元を行う。	市
47	プレミアム付商品券の発行	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者の支援のため、プレミアム付き商品券を発行するもの。 額面5,000円の商品券を4,000円で販売する。 【使用期間】R4.1.7～R4.3.21	市
48	エール茨木プレミアム付き商品券事業	昨今の急激な円安や原油高等に起因した物価高騰等により影響を受ける市民生活及び事業者支援を図るため、市内飲食店や小売店舗等で利用できる商品券を発行するもの。額面5,000円の商品券を2,000円で販売する。 【使用期間】R5.1.9～3.20	市
49	指定管理者への支援	①感染症対策物品の購入(R2・R3)及び費用の指定管理料措置(R4・R5) ②キャンセル等補償金 感染拡大時期の休館等に伴う収支の悪化及び感染・濃厚接触等の理由で利用者が利用予約の取消をした場合の利用料金の補償	市
50	指定管理者への支援	新型コロナウイルス感染症に起因して発生した福祉文化会館及び市民総合センターの休館中の利用料収入の補償等	市
51	指定管理者への支援	①スポーツ施設の指定管理者に対し、新型コロナウイルス感染症に起因して発生した施設の休館に係る経費の補償を行うもの。②感染症拡大防止対策を行いつつ、公の施設における安定的なサービス提供の支援を行うため、運営協力金支援事業を実施するもの。③感染症拡大防止対策を行いつつ、公の施設における安定的なサービス提供の支援を行うため、補償金支給事業を実施するもの。	市
52	指定管理者への支援	高齢者活動支援センター等における施設消毒・衛生用品購入等の感染症対策に係る経費や利用料金収入の減収等について、指定管理者を支援する。 施設消毒・検温業務に従事する職員の増員に係る人件費を補助し、施設休館や貸部屋キャンセル料の補償を行う。	市
53	指定管理者への支援	施設消毒・衛生用品購入等の感染症対策に係る経費や利用料金収入の減収等について、指定管理者を支援した。	市
54	指定管理者への支援	指定管理者の家庭保育の協力要請及び利用児の定員制限に伴う利用料金の損失や消毒等の作業の為、増加した人件費等を補助する。	市
55	会計年度任用職員として離職者等を雇用	新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、離職を余儀なくされた方や正規雇用をめざす方の就労の場と生活の安定を確保することを目的に、離職者等を市の会計年度任用職員として雇用するもの。 雇用期間は1年以内。 次の仕事に向け、就職活動がしやすいよう、週4勤務を基本とする。	市

NO.	支援制度名	事業等概要	事業等 決定主体
56	在宅ワーク希望者向け能力開発講座の実施	在宅での就労を希望する方を対象に、在宅ワーク(自営型テレワーク)を始める上で必要となる実践的な知識や技能を学ぶ講座を開催する。	市
57	指定管理者への支援	新型コロナウイルス感染症による収入減による指定管理者納付金の減額	市
58	各種イベント等開催支援補助の拡充	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内イベント等の開催を支援するため、イベントに係る補助制度(①地域魅力アップイベント創出育成事業補助金、②産業活性化プロジェクト促進事業補助金、③商店街・小売市場振興事業補助金)の補助限度回数や感染対策に係る補助額の拡充を行った。	市

※事業の詳細等については「資料編」で確認いただけます

(6) 事業者への支援(医療、子育て、福祉に関すること)

NO.	支援制度名	事業等概要	事業等 決定主体
1	医療機関感染対策応援給付金	新型コロナウイルス感染症対策を応援するため、医療機関の規模に応じて、感染対策応援給付金を支給する。 【支給額】 (1) 二次救急告示病院: 200万円 (2) (1)以外の病院: 100万円 (3) (1)、(2)以外の医療機関、歯科診療所、調剤薬局: 10万円	市
2	民間学童保育室へ感染予防用品の購入費補助	新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、民間学童保育室がマスクの購入や施設の消毒に必要な経費について補助する。	国 市
3	民間学童保育室へ感染予防用品の購入費補助(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金)	新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対策を進めるため、民間学童保育室においてマスク等の衛生用品の購入や感染症対策に必要な研修受講料等に係る経費について補助する。	府 市
4	民間の子育て短期支援事業所(児童養護施設)へ感染予防用品の購入費補助	児童養護施設の新型コロナウイルス感染症対策物品の購入等を促進することで、安心して子育てできる環境を整備する。 【支給額】R2年度: 上限50万円 R3・4年度: 上限30万円 【対象物品】感染症対策物品(消毒薬、マスク等)、ICT機器	国 府 市
5	民間学童保育室へ感染予防用品の購入費補助(子ども子育て支援交付金)	新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、民間学童保育室がマスクの購入や施設の消毒に必要な経費について補助する。	国 市
6	民間の地域子育て支援拠点へ感染予防用品の購入費補助(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金)	地域子育て支援拠点の新型コロナウイルス感染症対策物品の購入等を促進することで、安心して子育てできる環境を整備する。 【支給額】上限50万円 【対象物品】感染症対策物品(消毒薬、マスク等)、ICT機器	国 府 市
7	民間の地域子育て支援拠点へ感染予防用品の購入費補助(子ども子育て支援交付金)	地域子育て支援拠点の新型コロナウイルス感染症対策物品の購入等を促進することで、安心して子育てできる環境を整備する。 【支給額】R1・2年度: 上限50万円 R3・4年度: 上限30万円 【対象物品】感染症対策物品(消毒薬、マスク等)、ICT機器	国 府 市
8	民間の子育て短期支援事業所(児童養護施設)へ感染予防用品の購入費補助(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金)	児童養護施設の新型コロナウイルス感染症対策物品の購入等を促進することで、安心して子育てできる環境を整備する。 【支給額】上限50万円 【対象物品】感染症対策物品(消毒薬、マスク等)、ICT機器	国 府 市
9	民間の子育て短期支援事業所(児童養護施設)へ感染予防用品の購入費補助(子ども子育て支援交付金)	児童養護施設の新型コロナウイルス感染症対策物品の購入等を促進することで、安心して子育てできる環境を整備する。 【支給額】R2年度: 上限50万円 R3・4年度: 上限30万円 【対象物品】感染症対策物品(消毒薬、マスク等)、ICT機器	国 府 市
10	民間の地域子育て支援拠点での感染症対策のための改修費補助(子ども子育て支援交付金)	地域子育て支援拠点の新型コロナウイルス感染症対策のための改修を促進することで、安心して子育てできる環境を整備する。 【支給額】上限100万円	国 府 市

NO.	支援制度名	事業等概要	事業等 決定主体
11	民間の地域子育て支援拠点への相談に係る ICT 機器購入等の補助	テレビ電話を活用した相談支援や、オンライン会議による関係機関との連携・調整等を行うための通信機能を備えたタブレット端末等の ICT 機器の導入等の環境整備、その他、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した相談支援体制の構築・強化に資する取組を行うための経費を補助 【支給額】上限50万円	国 府 市
12	介護サービス事業所感染対策応援給付金	茨木市内の介護サービス事業所に対し、市が給付金を交付することにより、新型コロナウイルス感染対策への長期的な対応に係る経済的負担を軽減することを目的とする。 【支給額】1事業所当たり10万円 【支払対象者数】250事業所(170法人)	市
13	障害者福祉サービス事業所感染対策応援給付金の支給	茨木市内の障害福祉サービス等事業所に対し、市が給付金を交付することにより、新型コロナウイルス感染対策への対応に係る負担を軽減し障害福祉サービス提供体制の維持・継続を応援する。 【支給額】1事業所当たり10万円 【申請】申請書類を障害福祉課まで	市
14	障害児通所支援事業所等感染対策応援給付金の支給	感染対策をしながら事業を継続する障害児通所支援事業所へ応援給付金の支給 【支給額】1事業所当たり10万円	市
15	福祉活動等感染予防支援補助金(福祉)	市内の非営利団体が安全に福祉活動を進め、子ども、若者や高齢者等が安心して当該活動を利用できるよう、福祉活動に要する経費のうち、新型コロナウイルス感染症予防対策に要した消耗品費を対象に補助金を支給するもの。 【支給額】1団体当たり上限3万円	市
16	福祉活動等感染予防支援補助金(子ども)	市内の非営利団体が安全に福祉活動を進め、子ども、若者や高齢者等が安心して当該活動を利用できるよう、福祉活動に要する経費のうち、新型コロナウイルス感染症予防対策に要した消耗品費を対象に補助金を支給するもの。 【支給額】1団体当たり上限3万円	市
17	高収益作物次期作支援交付金	令和2年2月から4月の間に野菜等を出荷した農業者等が、次期作に向けたコスト削減、生産性向上等に取り組んだ場合、取組面積10アール当たり5万円また、新たな需要確保に向けた契約栽培等に取り組んだ場合、取組面積10アール当たり2万円	国
18	私立認定子ども園等へ感染予防用品の購入費補助(保育対策総合支援事業費補助金)	新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、通常想定していない人件費に対する補助及びマスクの購入や施設の消毒に必要な経費について補助する。 【補助額】 R1とR2は2年分合算し、上限50万円 R3~定員19人以下30万円、定員20人以上59人以下40万円、定員60人以上50万円	市
19	私立認定子ども園等での感染症対策のための改修費補助(保育対策総合支援事業費補助金)	新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、感染症対策のために必要な改修や整備等の費用を補助する。(トイレ、非接触型の蛇口の設置等) 【補助額】1,029万円(上限)	市
20	私立認定子ども園等へ感染予防用品の購入費補助(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金)	感染拡大防止に向けた対策を進めるため、私立認定子ども園等においてマスク等の衛生用品の購入や感染症対策に必要な研修受講料等に係る経費について補助する。 【補助額】1施設50万円上限	市
21	私立認定子ども園等へ感染予防用品の購入費補助(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金)(各事業分)	感染拡大防止に向けた対策を進めるため、私立認定子ども園等においてマスク等の衛生用品の購入や感染症対策に必要な研修受講料等に係る経費について補助する。 【補助額】1事業50万円上限	市

NO.	支援制度名	事業等概要	事業等 決定主体
22	私立認定こども園等へ感染予防用品の購入費補助(子ども・子育て支援交付金)(各事業分)	新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、通常想定していない人件費に対する補助及びマスクの購入や施設の消毒に必要な経費について補助する。 【補助額】各事業300千円、延長保育のみ 定員19人以下150千円、定員20人以上59人以下200千円、定員60人以上250千円	市
23	私立認定こども園等での感染症対策のための改修費補助(子ども・子育て支援交付金)(各事業分)	新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、感染症対策のために必要な改修や整備等の費用を補助する。(トイレ、非接触型の蛇口の設置等) 【補助額】100万円(上限)	市
24	経営継続補助金	新型コロナウイルスの影響を克服するため、農業者が経営計画に基づいて取り組む事業継続を支援 【補助額】経営計画に基づいて実施する経営維持の取組み 補助率3/4(上限100万円) 事業継続に関するガイドライン等に基づく取組み 定額(上限50万円)	国
25	認定農業者(国版・大阪版)等への支援	肥料価格高騰により影響を受ける市内農業者を支援 【対象】国・大阪府版認定農業者、認定新規就農者、準農家 【給付額】売上金額等に応じて(1万円~30万円)を交付	市
26	学校給食用米販売支援	肥料価格高騰等により影響を受ける学校給食用米を生産する農業者を支援 【対象】茨木市農業協同組合に米を販売した農業者 【給付額】30キログラム入りの米1袋当たり60円を交付	市
27	街かどデイハウス・コミュニティデイハウスへ感染予防対策に係る物品購入費等の補助(街かどデイハウス・コミュニティデイハウス新型コロナウイルス感染症対策事業補助金)	住民主体による高齢者の通いの場の維持・継続を支援することを目的とし、新型コロナウイルス感染症対策に要する衛生用品等の物品購入費用及び環境整備に要する費用を補助するもの。 【補助額】1事業所当たり50万円(上限)	市
28	コミュニティデイハウスへのICT機器購入費等補助(茨木市コミュニティデイハウスにおける要支援者等高齢者へのICT活用支援補助金)	コロナ禍においてICTを活用した介護予防活動や高齢者の見守り活動等に取り組むことを支援するため、ICT機器購入費等補助するもの。 【購入費補助額】1事業所当たり30万円(上限)	市
29	介護サービス事業所 PCR 検査等費用の助成	市内介護サービス事業所を有する法人及び街かどデイハウス・コミュニティデイハウスのスタッフ又は施設利用者のうち、感染のおそれがあり行政検査の対象外とされた者に対し、PCR検査を行うための費用の一部を助成するもの。 【支給額】検査にかかった実費(1件当たり上限20,000円、1事業所当たり30件まで) 【支払時期】請求ごとに随時支払い	市
30	新型コロナウイルスワクチン個別接種協力支援金	急務とされる高齢者ワクチン接種を推し進めるため、個別接種を実施する医療機関に対し協力支援金を支給する。 【支給額】 基本額:1医療機関につき10万円 追加支給額:(1) 6~8月を12週として算出する接種実績週平均 ①週平均が37~144回:20万円 ②週平均が145回以上:40万円 (2) 6~8月の予約システムによる一般予約実績1回につき500円 【申請】 不要	市
31	障害福祉サービス事業所へのPCR検査等費用助成	市内障害福祉サービス事業所等で新型コロナウイルス感染の疑いがある職員及び利用者に対し、事業所が自費で実施したPCR検査等の費用を助成(行政検査の対象者を除く) 【支給額】1人当たり2万円上限 1事業所当たり30人分まで	市

NO.	支援制度名	事業等概要	事業等 決定主体
32	障害児通所支援事業所等PCR検査等費用の助成	市内障害児通所事業所等を有する法人で新型コロナウイルス感染症の疑いがある職員及び利用者に対し、PCR検査等を行うための費用の一部を助成（行政検査の対象者を除く） 【支給額】1人当たり2万円上限	市
33	保育施設等PCR検査等費用の助成	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により、保育育児教育サービス提供体制の維持を図る目的で補助をするもの。 【補助額】1人当たり2万円（上限）	市
34	学童保育施設PCR検査等費用の助成	早期の対応を図ることにより保育サービスの提供体制を確保するため、感染者の発生や従業員に軽度な発熱等の症状がある状況等において、行政検査の対象外となる場合等に民間学童保育室が負担するPCR検査に係る費用を助成するとともに、公立の学童保育室においても対応経費を措置する。	市
35	地域子育て支援拠点事業PCR検査等費用の助成	新型コロナウイルス感染症の感染及び感染の拡大を防止するために、PCR検査又は抗原検査の実施経費について補助することにより、地域子育て支援拠点事業所の安定的な事業実施を促進し、利用者等が必要なサービスを継続的に受けられるようにすることを目的とする。	市
36	障害者福祉サービス事業者への物価高騰等支援給付金の支給	市内障害福祉サービス等事業所に対し、コロナ禍における原油価格・物価高騰に係る負担を軽減し、障害福祉サービス提供体制の維持・継続を図るため給付金を支給 【支給額】1事業所10万円 【申請】不要	市
37	障害児通所支援事業所等への物価高騰等支援給付金の支給	市内障害児通所支援事業所等に対し、コロナ禍における原油価格・物価高騰に係る負担を軽減し、障害児支援等提供体制の維持・継続を応援の維持・継続を図るため給付金を支給 【支給額】1事業所10万円	市
38	介護事業者等への物価高騰等支援給付金の支給	市内介護サービス等事業所に対し、コロナ禍における原油価格・物価高騰に係る負担を軽減し、介護サービス提供体制の維持・継続を図るため給付金を支給 【支給額】1事業所当たり10万円 【支払時期】請求ごとに随時支払い	市
39	医療機関への物価高騰等支援給付金の支給	新型コロナウイルス感染症の長期化による物価高騰で経営に影響を受けている市内医療機関を支援することにより、医療提供体制の維持を図るため、給付金を支給する。 【支給額】 病院：50万円 診療所（一般もしくは歯科診療所又はその併設）：10万円 薬局：10万円 【申請】 不要	市
40	私立教育・保育施設等への物価高騰等支援給付金の支給	物価高騰により、費用負担が図大している施設に対し、安定的な事業継続ができるよう負担を軽減する目的で給付金を支給するもの。 【給付金】1事業所当たり10万円	市
41	地域医療体制の確保に向けた高槻島本夜間休日応急診療所への支援	安定した地域医療体制を確保するため、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い収入が減少している高槻島本夜間休日応急診療所の運営経費を負担する。	市
42	三次救急医療体制の確保に向けた三島救命救急センターへの支援	重症患者を受け入れる三次救急に係る安定した医療体制を確保するため、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い収入が減少している三島救命救急センターの運営経費を負担する。	市

NO.	支援制度名	事業等概要	事業等 決定主体
43	休日等における発熱外来検査・診療体制の確保	<p>新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が想定された令和4年11月中旬から令和5年2月中旬の間について、特に、休診となる医療機関が多い日曜、休日及び年末年始(令和4年12月29日から令和5年1月3日まで)(以下「休日等」という。)において、発熱外来体制を拡充するための整備に対し、市が補助金を交付する。</p> <p>【支給額】 発熱外来の実施時間に応じて支給する。 ①3時間以上6時間未満の場合 日曜・休日の1日当たり50,000円 年末年始の1日当たり75,000円 ②6時間以上の場合 日曜・休日の1日当たり100,000円 年末年始の1日当たり150,000円</p>	市
44	休日等における外来対応体制の確保	<p>休診となる医療機関が多い日曜、休日及びお盆期間(以下「休日等」という。)において、新型コロナウイルス感染症の外来対応(以下「外来対応」という。)体制を拡充するための整備に対し、市が補助金を交付することにより、休日等の外来対応体制を確保するため、市が補助金を交付する。</p> <p>【支給額】 外来対応の実施時間に応じて支給する。 ①3時間以上6時間未満の場合 日曜・休日の1日当たり50,000円 ゴールデンウイーク及びお盆期間の1日当たり75,000円 ②6時間以上の場合 日曜・休日の1日当たり100,000円 ゴールデンウイーク及びお盆期間の1日当たり150,000円</p>	市
45	医療機関への物価高騰等支援給付金の支給	<p>新型コロナウイルス感染症の長期化による物価高騰で経営に影響を受けている市内医療機関を支援することにより、医療提供体制の維持を図るため、給付金を支給する。</p> <p>【支給額】 病院:50万円 診療所(一般もしくは歯科診療所又はその併設):10万円 薬局:10万円</p> <p>【申請】 不要</p>	市
46	医療機関等へのマスクの配布	<p>重症化しやすいとされている高齢者等対策として、あらかじめ市に備蓄していたマスクを令和2年2月26日から医療機関、高齢者施設及び障害者施設等に対して8万2千枚の提供を行った。</p> <p>令和2年4月現在、全国的に感染状況が拡大傾向にあり、医療現場をはじめ、高齢者・障害者施設等の現場においてマスク不足が続いている状況を受け、医療機関、高齢者・障害者施設等へ令和2年4月9日から15万枚のマスクの配付を追加で行った。</p>	市
47	乳幼児・小中学生へのインフルエンザワクチン予防接種費用の公費助成	<p>家庭内における感染リスクの軽減や安定した医療体制の維持、及び学習機会の確保を図るため、乳幼児・小中学生のインフルエンザワクチン予防接種に係る費用を公費助成する。</p> <p>【助成額】 1回の接種につき2,000円(医療機関での会計時に控除等)</p>	市
48	高校3年生等へのインフルエンザワクチン予防接種費用の助成	<p>受験や就職等を控えた高校3年生等や今年度新たな生活を開始している18歳・19歳の若者及びその家庭を支援するため、インフルエンザワクチン予防接種に係る費用を公費助成する。</p> <p>【助成額】 1回の接種につき2,000円(償還払)</p>	市

NO.	支援制度名	事業等概要	事業等 決定主体
49	新型コロナウイルスワクチン予防接種の実施	新型コロナウイルスワクチン接種の実施に向けた体制を構築するため、接種券の印刷・発送や相談体制の整備等、予防接種の実施準備を行う。新型コロナウイルスワクチン予防接種に係る体制確保の経費や、保健医療センター等におけるワクチン接種に要する経費を増額する。(R2)	国
50	新型コロナウイルスワクチン接種体制の構築	新型コロナウイルスワクチン接種の実施に向けて、接種券の印刷・発送や相談体制の整備等、予防接種実施体制を構築する。(R3)	国
51	新型コロナウイルスワクチン接種の推進	*ワクチン予防接種を円滑に進めるため、個別接種に係る時間外・休日加算経費を措置するほか、各医療機関へのワクチンの配送及びコールセンターの充実等に要する経費を増額する。(R3) *感染拡大の防止や重症化を予防するため、3回目のワクチン接種に係る接種費用等を措置する。(R4) *新型コロナウイルス感染症の重症化予防を図るため、オミクロン株対応ワクチンの追加接種に要する経費を措置する。(R4)	国
52	新型コロナウイルスワクチン接種(3回目)の実施	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止や重症化を予防するため、3回目のワクチン接種に係る経費を措置する。	国
53	5歳以上の子どもへのワクチン接種に係る経費の増額	5歳以上の子どもへ新型コロナウイルスワクチンを接種するため、ワクチン配送等の接種事務に要する経費を増額する。	国
54	ワクチン接種に係る他市接種負担金等の増額	*新型コロナウイルスワクチン接種において他市での接種者数の増加に伴い、接種負担金等を増額する。(R3) *新型コロナウイルスワクチンに係る大規模接種会場等での接種者数の増加に伴い、他市への接種負担金等を増額する。	国
55	高齢者に対する季節性インフルエンザワクチン予防接種費用の無償化	例年冬の時期に流行するインフルエンザが、新型コロナウイルス感染症との同時流行が懸念されており、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの併発による高齢者の重症化を防ぐ。 【接種回数】1回 【自己負担額】無料(※令和3年度は1,500円を被接種者から徴収)	府 (R2・R4年度) 市 (R5年度)
56	診療所を通じたPCR検査の実施	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するため、PCR検査体制の再構築を図るとともに、市民の不安解消に努めるため、市PCR検査センターの実施方法の効率化を図り、PCR検査支援事業として各医療機関にPCR検査を実施する。また、検査対象者が陽性者であった場合は、大阪府茨木保健所へ発生届の提出が必要である旨を説明する。	市
57	障害福祉サービス事業者・介護事業者等への手指消毒液の配布	重篤化しやすい高齢者や障害者の日常生活を支援する介護事業所等に、消毒液を配付し、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るもの。	市
58	介護施設等における簡易陰圧装置の設置補助	介護施設等において、簡易陰圧装置を設置し、新型コロナウイルス感染症患者が発生しても施設内で対応できる環境整備を図り、感染拡大を防止するもの。 【購入費補助額】1事業所当たり4,710千円(上限)	府
59	高齢者を対象としたスマートフォン活用講座の実施	新しい生活様式への対応の視点から、高齢者のICTスキルの向上を図るため、60歳以上の方を対象にスマートフォンの活用に関する講座開催を委託する。	市
60	障害福祉サービス事業者・介護事業者等への手指消毒液の配布	新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、市内障害福祉サービス事業所に対して手指消毒液の配付を実施した。 【支給量】1法人当たり1.5リットル 【申請】不要	市
61	子育て支援総合センター、子育てすこやかセンターにおける感染症予防用品の購入等	新型コロナウイルス感染症対策物品の購入等を促進することで、安心して子育てできる環境を整備する。 【支給額】上限300,000円 【対象物品】感染症対策物品(消毒薬、マスク等)、ICT機器	国 府 市
62	子ども家庭総合支援拠点の設置(子育て支援総合センターの体制充実)	子ども家庭総合拠点の設置に伴う、会計年度任用職員の歳出額の増	国 市
63	オンラインによる妊産婦相談の実施	コロナ禍により日常生活等が制限される中で、妊産婦や就学前の子どもをもつ保護者の育児不安等の軽減を図る。	市

NO.	支援制度名	事業等概要	事業等 決定主体
64	オンラインによる子育て相談の実施	新しい生活様式に対応した相談体制の充実を図るため、ICT機器を導入し、子育て支援総合センター等においてオンラインによる子育て相談を実施する。	国 府 市
65	子育て支援総合センター等職員等へのPCR検査等費用の助成	新型コロナウイルス感染症の感染及び感染の拡大を防止するために、PCR検査又は抗原検査の実施経費について補助することにより、子育て支援総合センター等の安定的な事業実施を促進し、利用者等が必要なサービスを継続的に受けられるようにすることを目的とする。	国 市
66	公立保育所等におけるごみ収集の実施(おむつ持ち帰りの廃止)	公立保育所等で保護者が持ち帰りしていた紙おむつを施設で回収・処分を行い、衛生面の改善を図ることで新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、保護者負担の軽減にもつなげる。	市
67	障害福祉サービス事業者・介護事業者等への手指消毒液の配布	新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、市内障害児通所支援事業所に対して手指消毒液の配付を実施した。 【支給量】1法人当たり1.5リットル×2回 【申請】不要	市
68	公立児童発達支援センター等の換気設備の改修等	新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対策を進めるため、公立児童発達支援センター等において換気設備を改修する。	市
69	公立保育所等の換気設備の改修	新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対策を進めるため、公立保育所等において換気設備を改修する。	市
70	公立保育所におけるオンライン相談等の実施	新しい生活様式に対応した相談体制等の充実を図るため、公立保育所において、タブレットを活用したオンライン相談等を実施する。	市
71	公立保育所、幼稚園等の感染予防用品の購入等	新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対策を進めるため、公立保育所等において感染症予防用品を購入する。	市
72	公立保育所、幼稚園等職員等へのPCR検査等費用の助成	安定した保育サービスの提供体制を確保するため市内公立就学前施設(20施設)の職員・児童で、軽度の発熱等の症状があり、行政検査の対象外となる場合について、PCR検査等を実施する。	市
73	公立保育所等におけるICT化の推進	新型コロナウイルス感染拡大により保育所運営を圧迫している出欠確認や病状確認等の保護者及び職員の業務を軽減するため、登降園打刻・出欠連絡アプリを導入することで双方の負担軽減を図る。	市
74	公立認定こども園等におけるICT化の推進	新型コロナウイルス感染拡大により幼稚園運営を圧迫している出欠確認や病状確認等の保護者及び職員の業務を軽減するため、登降園打刻・出欠連絡アプリを導入することで双方の負担軽減を図る。	市
75	公立保育所等におけるごみ収集の実施(おむつ持ち帰りの廃止)	公立保育所等で保護者が持ち帰りしていた紙おむつを施設で回収・処分を行い、衛生面の改善を図ることで新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、保護者負担の軽減にもつなげる。	市
76	私立認定こども園等の副食費用減免に係る補助	休園に伴い、家庭保育に協力している世帯へ、私立認定こども園等が副食費を減免する経費について補助する。	市
77	利用者負担額の減額等に伴う施設型給付費負担金等の増額	私立認定こども園等の休園に伴い、家庭保育に協力している世帯の利用者負担額の減額等に係る対象施設の減収分について、施設型給付費負担金等を支給する。	市
78	臨時休園期間中のベビーシッター利用料への補助(※)	臨時休園に伴いベビーシッターを利用した際に費用を補助 補助額:利用1h当たり2千円 (上限:1日10h)	市
79	保育士等の処遇改善に向けた臨時特例交付金の支給	保育士、幼稚園教諭等の処遇改善のため賃金を引き上げる措置が実施された。	市
80	民間学童保育室へ感染予防用品の購入等	感染拡大防止に向けた対策を図るため、民間学童保育室における衛生用品の購入や感染症対策に必要な研修等に係る経費について補助する。	国 府 市
81	公立学童保育室の開室時間の拡充	新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、家庭で留守番をさせることが困難な児童等の居場所を確保するため、公立学童保育室の開室時間を拡充する。	国 市
82	民間学童保育室の開室時間の拡充	新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、家庭で留守番をさせることが困難な児童等の居場所を確保するため、民間学童保育室の開室時間の拡充に要する経費を補助する。 また、分散登校の実施に伴い、開室時間を拡充する民間学童保育室に対して人材確保等に必要となる経費を補助する。	国 府 市

NO.	支援制度名	事業等概要	事業等 決定主体
83	民間学童保育室利用料の還付費用の補助	民間学童保育室を自主的に利用しない利用者へ、民間学童保育室が利用料の還付を行う経費について補助する。	国 府 市
84	公立学童保育室職員等へのPCR検査等費用の助成	早期の対応を図ることにより保育サービスの提供体制を確保するため、感染者の発生や従業員に軽度な発熱等の症状がある状況等において、行政検査の対象外となる場合等に民間学童保育室が負担するPCR検査に係る費用を助成するとともに、公立の学童保育室においても対応経費を措置する。	市
85	民間の学童保育室におけるICT機器購入等の補助	新しい生活様式に対応したオンラインでの会議・相談等を実施するため、民間の学童保育室に対し、タブレット端末等のICT機器導入経費を補助する。	国 府 市
86	放課後児童支援員等の処遇改善に向けた臨時特例交付金の支給	新型コロナウイルス感染症及び少子化への対応を踏まえ、放課後児童支援員等の処遇改善を図るため、処遇改善臨時特例交付金を支給する。	国 市
87	公立学童保育室における感染対策の実施等	感染拡大防止対策を図るため、公立学童保育室において、トイレの洋式化等の改修を行う。	国 府 市
88	民間学童保育室における感染対策経費の補助	感染拡大防止対策を図るため、民間学童保育室において、手洗い場の自動水栓化等の改修を行う場合の経費について補助する。	国 府 市

※事業の詳細等については「資料編」で確認いただけます

(7) 教育に関する支援

NO.	支援制度名	事業等概要	事業等 決定主体
1	電話教育相談	不安な気持ちや心配に思っていること、悩みについての相談	市
2	児童生徒のデジタル学習教材	自宅のPCやタブレット端末等で学習教材に取り組むことができ、動画での解説等も利用 教材名:「タブレットドリル」(東京書籍㈱)	市
3	茨木っ子学習動画(DVD)の配布	YouTubeを活用したオンライン学習を進める中、児童生徒の家庭学習を支援するため、インターネット動画の視聴環境が整わない家庭に対し、学習動画を録画したDVDを配布する。	市
4	小・中学校における感染予防対策・学習保障等の実施	新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、市立小・中学校において感染予防用品の購入、トイレ清掃及び施設消毒等を行うほか、個々の学校環境をふまえた感染症予防対策や学習保障に活用できる交付金を配分するもの。	市
5	小・中学校における感染予防対策・学習保障等の実施	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、学校施設の消毒に係る経費や、各学校の状況をふまえた感染症予防対策や学習保障に活用できる交付金を交付するもの。	市
6	小・中学校での感染予防対策・学習保障の実施	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、各学校の状況をふまえた感染症予防対策や学習保障に活用できる交付金を追加交付するもの。	市
7	小・中学校での感染予防対策・学習保障の実施	市立小・中学校における感染予防対策や児童生徒の学習保障を図るため、学校施設の消毒に係る経費や、状況に応じて迅速・柔軟に対応するための各学校への交付金を交付する。	市
8	教職員等へのマスクの配布	新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、市立小・中学校教職員、スクールサポーター等にマスクを配布するもの。	市
9	小・中学校での感染症予防用品の購入	新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため緊急事態宣言解除後の学校活動に必要な消毒液等を購入する。	市
10	小学校給食用食材(米・パン・牛乳)納入業者への補償	小学校が休校措置となり給食提供を中止した3月中において、既に発注していた食材の発注に係る人件費等について、市が違約金を支払う。	国 市
11	小学校給食調理業務委託料の増額	小学校給食において、長期休業期間が短縮されたことから、増加する調理日数に対応する給食調理業務を委託する。	市
12	小・中学校での感染症対策の実施	小・中学校における感染症対策を図るため、換気対策として網戸を設置する。	市

NO.	支援制度名	事業等概要	事業等 決定主体
13	小・中学校での感染症対策の実施	小・中学校における感染症対策を図るため、保健衛生用品及び換気対策物品の購入を行う。	市
14	小・中学校体育館への空調設備設置	コロナ禍における児童生徒の熱中症対策と避難所機能の強化を図るため、体育館への空調設備設置に向け、全小・中学校の現場調査や事業方式等の検討及び、改修計画を作成する。	市
15	小・中学校の空調設備の改修	新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対策を進めるため、小・中学校の保健室・図書室における空調設備を改修する。	市
16	図書館における電子書籍の導入	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、図書館に来館できない、来館しづらい状況となる中、図書館に来館しなくても資料が利用できるようにするため、電子書籍の貸し出しを開始した。	市
17	修学旅行中止に係るキャンセル料への対応	令和2年度の全小・中学校の修学旅行を中止したことに伴い、キャンセル料の取り扱いを市で保障するもの。	市
18	長期休業期間におけるスクールサポーター等の配置	4,5月に臨時休業期間があったため、授業時数を確保するために、長期休業を短縮したことに伴い、追加の授業日にもスクールサポーターを配置し、児童生徒の学習支援や生活支援を図った。	市
19	小・中学校教職員へのPCR検査等費用の助成	軽微な症状があるが行政検査の対象外である教職員に対し、PCR検査を実施する。	市
20	情報教育の推進に向けた取組み	通信環境が整っていない家庭において、オンライン授業動画の視聴のほか、家庭学習のフォローや生活状況の確認等を行うため、タブレット及びモバイルルータを貸与する。	市
21	GIGAスクール構想の実現に向けた1人1台コンピュータの整備	小・中学校において、GIGAスクール構想(1人1台コンピュータの整備)の実現に向けた取組を進めるため、ネットワーク環境等を整備するとともに児童生徒用のタブレット端末を整備する。	市

※事業の詳細等については「資料編」で確認いただけます

(8) 市税等の免除・減免・猶予

NO.	支援制度名	事業等概要	事業等 決定主体
1	個人住民税の減免	茨木市市税条例第54条に該当し、失業や休廃業で所得が著しく減少した人や、疾病等で多額の医療費を要した人への減免	市
2	市税の猶予	【徴収猶予の特例】 地方税法の改正(R2.4.30施行)に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の影響があった納税者等を対象に徴収猶予の特例制度が新しく設けられたもの。申請期間はR2.4.30~R3.2.1。無担保かつ延滞金なしで最大1年間徴収を猶予できる。 【その他の猶予】 事業の継続が難しくなった、収入が大幅に減少した等の理由により、市税を一時的に納付することが困難な納税者等への納税緩和制度	国
3	介護保険利用者負担額の減免	新型コロナウイルス感染症の影響で、大幅に収入が減少した人を支援するため、介護保険利用者負担額の軽減を行う。	国
4	介護保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響で、大幅に収入が減少した人を支援するため、介護保険料の軽減を行う。	国
5	介護保険料の徴収猶予	やむを得ず介護保険料の支払いが遅延する人への徴収猶予	国
6	国民健康保険料の減免	新型コロナウイルス感染症により死亡した人又は新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少し保険料を納付することが困難な人への減免	国
7	後期高齢者医療保険料の減免	新型コロナウイルス感染症により死亡した人又は新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少し保険料を納付することが困難な人への減免	国 広域連合
8	国民健康保険料の納付猶予	事業の継続が難しくなった、収入が大幅に減少した等の理由により、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を一時に納付することが困難な人への猶予	市

NO.	支援制度名	事業等概要	事業等 決定主体
9	後期高齢者医療保険料の納付猶予	事業の継続が難しくなった、収入が大幅に減少した等の理由により、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を一時に納付することが困難な人への猶予	市
10	国民年金保険料の免除等	失業、事業の廃止(廃業)・休止の届出を行った、又は令和2年2月以降に所得が相当程度まで下がったことにより、国民年金保険料の納付が困難な人への免除等	国
11	小学校給食費の無償化	R2.6~R3.3 小学生がいる子育て世帯における保護者の経済的負担を軽減するため、児童の小学校給食費を無償化する。 R3.8~R4.3 小学生がいる世帯において、生活・就労面等の影響が生じていることを踏まえ、小学校給食費を無償化する。 R4.4~R5.3 小学生がいる世帯において、コロナ禍における物価高騰等に直面する保護者の負担軽減を図るため、小学校給食費を無償化する。	市
12	保育所等の利用者負担額の減免	市内に居住している支給認定子どもが、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、家庭保育に協力し、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用をしていない世帯 減免額: 3号認定子どもの利用者負担額×その月の休園日数/25日	市
13	公立保育所等の主食費、副食費、月額延長保育料の減免	市内に居住している支給認定子どもが市内の公立保育所等を利用しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、家庭保育に協力し、公立保育所等の利用をしていない世帯の公立保育所等を1日以上利用していない児童の主食費用、副食費用及び月額延長保育料を減免するもの。減免額: 主食費用、副食費用及び月額延長保育料×その月の休所日数/25日	市
14	学童保育室利用料の減額	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することを目的に、家庭保育に協力、又は、新型コロナウイルス感染症に感染若しくは感染疑いがある場合等で、学童保育室を欠席、又は、登室自粛した場合、欠席日数に応じて学童保育室利用料を減額するもの。	市
15	母子父子寡婦福祉資金貸付の償還金の支払猶予	新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合、その支払いを猶予するもの。	府
16	水道料金と下水道等使用料の支払猶予	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、一時的に水道料金・下水道等使用料の支払が、困難な利用者を対象として、水道料金・下水道等使用料の支払猶予の措置を実施するもの。	国
17	国民健康保険料の減額	【令和2年度】 国民健康保険加入世帯の保険料負担を軽減するため、繰越金を緊急的に活用し、保険料(年額)を昨年度並みに減額する。 【令和3年度、令和4年度】 コロナ禍における国民健康保険加入世帯の保険料負担を軽減するため、繰越金を緊急的に活用し、保険料(年額)の上昇を抑制する。	市
18	下水道等使用料の減額	一般家庭における日常生活を支援するため、下水道等使用料のうち基本料金を定額で減額 (7、8月検針時において一般家庭の基本料金の1か月分(基本料金の半額相当を2か月分) 550円)	市
19	水道料金の減額	一般家庭の日常生活を支援するため、水道料金のうち基本料金を定額で減額。 (7、8月検針時において一般家庭の基本料金の1か月分(基本料金の半額相当を2か月分) 935円)	市
20	水道料金の免除	一般家庭の日常生活を支援するため、水道料金のうち基本料金2か月分を免除。(口径30mmまで)	市

※事業の詳細等については「資料編」で確認いただけます

(9) 期間の延長に関する支援

NO.	支援制度名	事業等概要	事業等 決定主体
1	法人市民税申告期限の延長	新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告等が困難な法人の届出の延長	国
2	自転車駐車場の定期利用券の有効期間の延長	市営駐車場の定期利用者に対して、指定の必要書類を自転車駐車場に提出することにより、使用しなかった月数に応じて、定期券の有効期間を無償で延長する。	市
3	保育所等の休園協力要請期間	新型コロナウイルス感染拡大防止のための家庭保育の協力要請期間を令和2年6月30日まで延長 施設での保育集団の小規模化を行い感染症のまん延防止を図るとともに、保育士の確保を図ることを目的とするもの	市
4	児童扶養手当の認定請求書等届出	ひとり親になったこと等で、児童扶養手当を申請する人の届出の延長	国
5	児童手当の認定請求書等届出	出生・転入で、児童手当を申請する人の届出の延長	国
6	住宅用太陽光発電システム等設置事業補助制度の申請期限の延長	家庭での新エネルギー及び省エネルギー機器の普及を促進し、もって地球温暖化に影響を及ぼす二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的に以下の設備を自宅に設置した個人に設置費用の一部を補助する。 【対象設備】①住宅用太陽光発電システム ②①と同時期に設置の家庭用燃料電池(エネファーム) ③自然循環型太陽熱温水器 ④強制循環型ソーラーシステム ⑤蓄電システム 【補助金額】①出力1キロワット当たり1万2500円(上限4キロワット) ②④⑤上限4万円 ③上限3万円 【申請期間】対象システムを設置後(①住は電力受給後)6か月以内。 ただし、緊急事態宣言期間中に申請期限が到来した場合は、R2.7.31までに限り申請を受け付ける。	市

※事業の詳細等については「資料編」で確認いただけます

(10) その他事業

NO.	支援制度名	事業等概要	事業等 決定主体
1	茨木市新型コロナウイルス感染症陽性者又は濃厚接触者認定者に対する買物等支援サービス事業	新型コロナウイルス感染症陽性者又は濃厚接触者認定者に対して、自宅療養期間中の生活不便を支援するための事業である。	市
2	茨木市新型コロナウイルス感染症陽性者又は濃厚接触者認定者に対する日用品・食料品・乳幼児食等の配達支援事業	新型コロナウイルス感染症陽性者又は濃厚接触者認定者に対して、在宅療養期間中等における生活に係る不安や負担を軽減するため、自宅療養支援パック(日用品・食料品・乳児食等)の配達支援を行う。	市
3	茨木市新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援センター	【目的】新型コロナウイルス感染症による自宅療養者である市民の不安の解消を図るため、生活サポート並びに健康相談を実施するもの 【内容】新型コロナウイルス感染症による自宅療養者の困りごとの把握と相談・支援	市
4	茨木市新型コロナウイルス感染症による自宅療養者へのごみ収集支援事業	新型コロナウイルス感染症により、自宅療養をされている世帯の在宅生活負担を軽減するため、戸別にごみの収集を行う。	市
5	新型コロナウイルス感染症対策に係る災害用備蓄品の充実	災害時の避難所において集団感染が発生しないよう、感染症予防対策の備蓄品を早期に充実を図る。 R2整備品:消毒液、段ボールベッド、マスク、使い捨て手袋、ペーパータオル R3整備品:ウェットティッシュ、ブルーシート	市
6	特別職の給与の引き下げ	新型コロナウイルス感染症拡大の対応として、特別職の給与等を削減するもの。 (給料月額を20%減額)	市
7	職員用のサージカルマスク等の購入	新型コロナウイルス感染症予防のため、窓口等で市民と対応する職員に対して配布するマスク等を購入するもの。	市

NO.	支援制度名	事業等概要	事業等 決定主体
8	窓口業務におけるキャッシュレス決済の推進	コロナ禍における新しい生活様式への対応や業務の効率化を図るため、各種証明書発行手数料や市営葬儀使用料の支払にキャッシュレス決済を導入する	市
9	行政手続のオンライン化の推進	各種行政手続のオンライン化を推進することで、「行かなくてもいい市役所」を実現し、新しい生活様式への対応を行うもの。	市
10	公共施設の貸室等におけるWi-Fi型スマートロックのモデル導入	新型コロナウイルス感染症対策における接触機会の抑制及び貸室利用に係る利用者利便性及び事務効率の一層の向上を図るため、施設予約システムと連携したWi-Fi型スマートロックをモデル導入するもの。 【対象施設】①春日コミュニティセンター②三島コミュニティセンター	市
11	公共施設におけるWi-Fi環境の整備	コロナ禍に対応した行政サービス水準の向上のため、貸室を有する公共施設の館内無線LAN化及びモバイルWi-Fiルーターの無料貸出により、Wi-Fi環境の整備を行うもの。	市
12	庁内におけるICT環境の充実	コロナ禍に対応した業務体制の確保及び業務の効率化等を図るため、チャットツールや各種オンライン会議ツール、リモートワーク等が行えるICT環境の構築を行うもの。	市
13	デジタル活用支援窓口	接触機会の低減など、新型コロナ対策に効果的なデジタル行政サービスの利用促進を図ることを目的とし、デジタル機器の活用について気軽に相談できる窓口を設置するもの。	市
14	市民体育館第5体育室への換気機能付き空調設備の設置	新型コロナウイルス感染症拡大の防止対策として、密閉を避けるために市民体育館第5体育室に空調設備を設置するもの。	市
15	西河原公園屋内運動場への換気設備の設置	新型コロナウイルス感染症拡大の防止対策として、密閉を避けるためにエア搬送ファンを設置し、滞留空気を誘引・搬送することで効率的に換気を行う。	市
16	保険料に係るキャッシュレス決済の導入	国民健康保険料において、スマートフォンのアプリケーションを利用したモバイル収納等を導入することで、新しい生活様式への対応を行う。	市
17	公園及び児童遊園の修繕対応	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため「緊急事態宣言」が発出された中、公園利用者が増加傾向にあり、都市公園・児童遊園等の適正な維持管理に努め、利用者の安全性を確保するもの。	市
18	議員報酬の減額	財源確保のため、令和2年6月から令和3年1月まで及び令和3年4月から令和3年11月までの間、議員報酬を減額した。	市
19	救急活動における感染防止資機材の導入	新型コロナウイルス感染症患者等の移送・搬送時における感染を防ぐため、ウイルスの拡散を防止する資機材（アイソレーター）を購入する。	国 市

※事業の詳細等については「資料編」で確認いただけます

(11) 報道・市民周知啓発

令和2年3月6日から令和4年1月21日まで、計49回にわたり市ホームページに市長メッセージを掲載し、併せてSNSでの発信を行った。月ごとの市長メッセージの掲載回数及び主な掲載内容は下記のとおり。

時期	掲載回数	市長メッセージの主な内容
令和2年	3月	2 ・市内での感染者の確認について ・公共施設の休館、コールセンターの設置について
	4月	2 ・緊急事態宣言の発出について
	5月	5 ・市緊急対策【第2弾】(補正予算)について ・緊急事態宣言の延長について ・緊急事態宣言の解除について
	6月	2 ・小・中学校の通常授業再開について ・市緊急対策【第3弾】(補正予算)について
	7月	1 ・「大阪モデル」の黄信号(警戒)点灯について

時期	掲載回数	市長メッセージの主な内容	
	8月	2	・感染予防に係る府の要請について
	9月	2	・市緊急対策【第4弾】(補正予算)について ・市内でのクラスターの発生について
	10月	1	・インフルエンザワクチン接種の助成について
	11月	2	・府内の感染確認者数について
	12月	3	・「大阪モデル」のレッドステージ(非常事態)について ・市緊急対策【第5弾】(補正予算)について
令和3年	1月	1	・緊急事態宣言の発出について
	2月	2	・市独自の緊急支援の専決について ・緊急事態宣言の対象区域からの除外について
	3月	3	・市内での感染拡大について
令和3年	4月	5	・「まん延防止等重点措置」の適用について ・緊急事態宣言の発出について ・コロナワクチン接種の開始について
	5月	4	・緊急事態宣言の延長について ・新型コロナワクチンの集団接種の受付方法について
	6月	3	・新型コロナワクチン接種について ・「まん延防止重点措置」への移行について
	7月	1	・新型コロナワクチン接種について
	8月	3	・緊急事態宣言の発出について ・新型コロナワクチン接種について
	10月	2	・緊急事態宣言の解除について ・新型コロナワクチン接種について
	12月	2	・府からの要請について ・新型コロナワクチン接種について
令和4年	1月	1	・自宅療養者への支援について

広報誌については、令和2年4月号の掲載を皮切りに、令和6年2月号現在までその時々の状況に沿った内容を掲載してきた。令和2年4月号では、新型コロナウイルス感染症の予防の啓発特集を巻頭で見開き2ページ掲載。翌月には、新型コロナウイルス感染症に関する支援情報の一覧6ページ分を掲載。その後も支援情報や感染症予防対策等を継続して巻頭にて複数ページを掲載した。また、各ページ上部にはイベントや行事等の変更・中止の可能性があることや参加の際の検温やマスク着用を促す注意喚起を常時掲載するようにした。

令和3年5月号からは新型コロナワクチン集団接種に関するお知らせとして、実施日時や場所、予約方法等の情報を掲載した。翌月号にはワクチン接種に関するQ&Aや副反応、相談窓口もあわせて周知した。

その他、適時、市の支援策等について報道機関への資料提供を行ったほか、感染防止対策やワクチン接種等に係る周知広報のため、広報車両による市内巡回を実施した。

(12) 斎場の対応

斎場において、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」に基づき適切な運用に努めた。

各告別式場では席数を減らすことで、一定の間隔を確保し、火葬場では極力親族のみの立会いなど少人数でのお別れをお願いした。

なお、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬については、親族の立会いを控えて頂いたうえで通常の火葬時間終了後に執り行っていたが、上記ガイドラインの令和5年1月改正を受けて、火葬時間帯を分けることなく、通常どおり火葬を執り行うこととなった。

(13) 繁華街での見回り活動

国の感染状況を鑑み、令和2年12月18日以降、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から大阪府に対し、繁華街における事業者や利用客等に対する見回りや呼びかけ活動等の徹底について依頼が行われた。

令和3年1月17日から感染拡大のため大阪府が緊急事態措置を実施する地域と指定される見込みから、同日以降大阪府が府民に対し、20時以降の不要不急の外出自粛を徹底した。飲食店においても、特措法第24条第9項に基づき、5時から20時までの営業時間の短縮、11時から19時までの酒類の提供時間の短縮、かつ50%以下の収容率の徹底について要請を行うこととなったため、大阪府より1月15日付で「営業時間短縮要請に対する協力状況等に関する調査」の依頼があり、調査要領に基づき、市でも1月26日から危機管理課及び商工労政課の職員にて、目視による市内の飲食店の見回り活動を実施した。

府内の飲食店（20時以降通常開店する店舗を除く約8万店）を対象に、感染防止対策の徹底及び緊急事態措置の要請遵守のため、大阪府と市合同により5月4日と11日に個別店舗訪問を実施した。市又は府職員1人と府委託業者1人の2人1組として、5月4日は40組体制で、11日は20組体制で市内の見回り対象店舗を調査した。アクリル板等の設置（又は座席の間隔の確保）、消毒液の設置（手指消毒の徹底）、換気の徹底及びCO2センサーの設置、マスク会食の徹底等について調査を実施したが、協力いただけなかった店舗も一部あった。

【市職員による見回り活動の状況】

項番	実施日	時間	実施結果				JR 茨木駅		阪急 茨木市駅		阪急 総持寺駅		阪急 南茨木駅	
			協力店舗数/ 確認店舗数	協力率	協力店舗数/ 確認店舗数	協力率	協力店舗数/ 確認店舗数	協力率	協力店舗数/ 確認店舗数	協力率	協力店舗数/ 確認店舗数	協力率		
1	R3.1.26(火)	20:00 ～ 21:30	275 / 277	99.3%	80 / 80	100.0%	155 / 156	99.4%	18 / 18	100.0%	22 / 23	95.7%		
2	R3.2.3(水)		305 / 308	99.0%	94 / 94	100.0%	171 / 173	98.8%	18 / 18	100.0%	22 / 23	95.7%		
3	R3.2.8(月)		291 / 296	98.3%	97 / 99	98.0%	153 / 156	98.1%	18 / 18	100.0%	23 / 23	100.0%		
4	R3.2.17(水)		281 / 288	97.6%	95 / 98	96.9%	147 / 149	98.7%	17 / 18	94.4%	22 / 23	95.7%		
5	R3.2.25(木)		291 / 295	98.6%	97 / 98	99.0%	154 / 156	98.7%	18 / 18	100.0%	22 / 23	95.7%		
6	R3.4.7(水)	21:30 ～	327 / 337	97.0%	115 / 120	95.8%	161 / 166	97.0%	28 / 28	100.0%	23 / 23	100.0%		
7	R3.4.15(木)		326 / 337	96.7%	116 / 120	96.7%	159 / 166	95.8%	28 / 28	100.0%	23 / 23	100.0%		
8	R3.4.21(水)		325 / 336	96.7%	118 / 121	97.5%	159 / 166	95.8%	26 / 26	100.0%	22 / 23	95.7%		
延べ合計数			2421 / 2474	97.9%	812 / 830	97.8%	1259 / 1288	97.7%	171 / 172	99.4%	179 / 184	97.3%		

(14) DXと働き方の変化

事業実施や市民サービスの提供に支障が出ないことを前提として、次の勤務体制を活用した、接触機会の低減や感染防止に向けた取り組みの促進を図った。

① 二交代制勤務

緊急事態宣言の期間中における業務継続体制の見直しのため、各職場で2班体制とし、1～2日交替で職場に出勤する二交代制勤務を実施し、異なる班の職員との接触は公私ともに控え、一方の班で感染者が出た場合は、もう一方の班で業務を遂行できるようバックアップ体制を取った。

② 在宅勤務(試行)

新型コロナウイルスなどの感染症の流行時や災害時に業務を継続できる環境を整えることに寄与することから、会計年度任用職員を含む全ての職員のうち、妊娠や基礎疾患がある等重症化リスクの高い職員や、モデル実施の担当職員を対象に在宅勤務を試行した。

③ 週休日の振替等による分散勤務

従前、正規の勤務時間と同じ時間帯の勤務しか認めていなかった週休日の振替を、業務の都合により他の時間帯に勤務する必要があると所属長が認める場合は、勤務時間帯にかかわらず、勤務時間数によって週休日の振替ができるようにし、勤務分散の促進を図った。

④ 時差出勤

職員が通勤ラッシュなどの人混みを回避し、通勤途上における感染機会を減らすため、公共交通機関を利用して通勤する職員のうち、時差出勤を希望する職員を対象に試行し、その後対象を希望するすべての職員に対象を拡充し実施した。

⑤ 交通用具での通勤の協力

通勤中での感染リスクを下げるため、可能な範囲で自転車、バイク、自動車などの交通用具を利用するよう協力を要請し、一時的に交通用具を利用する場合には、通勤手当等の減額は行わないこととした。

⑥ 休憩時間の分散

休憩時間中の飲食店の混雑緩和を図るため、所属長の承認により、所属職員が交代で休憩を取得できることとし、休憩時間分散化の協力を要請した。

⑦ 天災休暇

新型コロナウイルスに感染したおそれがある場合、又は学校等の臨時休業等による子の世話が必要となった場合は天災休暇の取得要件に該当するものとし、天災休暇（有給）を取得できることとした。その後、保育所等の負担を軽減し、医療従事者など感染拡大期の社会機能を維持するため就業継続が必要な方が安定して保育所等の利用が可能となるよう、天災休暇の運用を拡充した。

⑧ ワクチン接種に係る時間の取扱い

勤務時間外での接種を基本とした上で、接種しやすい環境の整備を図る観点から、接種等に要する必要最低限の時間は、職務専念義務を免除することとした。

⑨ 職員に向けた感染防止の取組み周知

大阪府の通知に基づき、感染防止対策（3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等）の徹底やルール（同一テーブル4人以内、2時間程度以内での飲食、ゴールドステッカー認証店舗の推奨、マスク会食の徹底）等、感染防止の取組みの周知を行った。

⑩ 部の所属を超えた事務応援

ワクチン接種が市の最優先業務として市全体で取り組む必要があることから、集団接種の受付、集団接種会場の運営、障害者・高齢者施設接種に係る調整、その他ワクチン接種に必要な事務について部を超えた事務応援を実施した。

⑪ 庁内での感染拡大防止

感染者が判明した場合に、迅速かつ的確な対応を図るため、所属の対応や陽性者が確認された場合の濃厚接触確認フローチャートを作成し、各所属における適切な対応のため周知した。

⑫ CFT（クロスファンクショナルチーム）

新型コロナウイルス感染症に対応するためのICTを活用した変革は、行政のあらゆる分野で必要となることから、DXの推進体制として、全庁的な横断的組織であるCFTの設置ができるよう規則の整備を行い、令和2年11月25日に企画財政部政策企画課内に係レベルで「DX推進チーム」を設置した。令和3年4月1日には、企画財政部内に「DX推進チーム」を課として設置し、外部の民間人材もチームに加えた。CFT制度は、その後のワクチン接種業務や、非課税世帯、子育て世帯への給付金の対応時にも設置し、活用することとなった。

⑬ 新しい生活様式

新しい生活様式に対応した業務体制の確保と業務の効率化等を図るため、チャット、Web会議、リモートワーク等が行えるICT環境を構築したことにより、職員のワークスタイルについてデジタル化をすすめ、接触機会の抑制や新しい生活様式への対応、行政の業務体制の確保等に資する環境を整備した。

システムの名称	概要	導入時期
チャットツール 「LoGoチャット」	新しい生活様式において、事務室に限らずテレワーク時でも円滑なコミュニケーションを取ることができるツールとして導入	令和2年4月末から令和3年4月末まで全庁的に業務用チャットツールの試行を行い、令和3年5月から本格運用
庁外オンライン会議ツール 「zoom」	職員における新型コロナウイルスの感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、職務が遅滞なく行えるよう、庁内にいながら外部業者との連絡調整、研修への参加が可能となるツールとして導入	令和2年度より導入 ※令和4年度より有償ライセンス数を拡充し、ウェビナー対応も可能とした
庁内 web 会議ツール 「Jitsi Meet」	職員における新型コロナウイルスの感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、職務が遅滞なく行えるよう、職員間の連絡調整用ツールとして導入	令和3年度より導入
テレワークシステム 「自治体テレワークシステム」 「Soliton」	テレワーク可能なインフラツールとして、自宅から業務用パソコンを遠隔操作できるシステムを導入	令和3年度より導入
閉域モバイルネットワーク回線	テレワーク推進のため、自宅にPCがない職員でもPCを持ち帰ることで在宅勤務ができるよう、閉域モバイルネットワーク回線を導入	令和2年度より30回線導入 ※現在240回線が使用可能

(15) オンラインへの取組 (DX 宣言)

本市では、ICTが急速に進展する中、それらを活用した市民サービス向上の取組を順次進めてきたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、その取組の加速化が求められたことから、令和2年10月19日に「茨木市DX推進に関する宣言」を発出した。

「茨木市DX推進に関する宣言」では、ICTの徹底活用により時間や場所にとらわれない行政手続を実現する「行かなくてもいい市役所」、接触機会の低減等を目的とした公金収納のキャッシュレス化の推進等の「くらしのデジタル化」、Web会議やテレワーク環境の整備等により感染拡大時においても、業務を継続しつつ業務の効率化を進める「スマート行政経営」の3つを重点的取組分野とし、また、「情報格差への配慮」として、ICTを使いこなすことが困難な方に配慮した施策についても、併せて取り組むこととした。

<「茨木市DX推進に関する宣言」の3つの重点的取組分野>

重点的取組分野

次なるDX ① 行かなくてもいい市役所
ICTの徹底活用により、時間や場所にとらわれない行政手続きを実現します。

次なるDX ② 暮らしのデジタル化
子ども一人ひとりに合わせた教育環境の実現や、平時にも災害時にもICTを活用した環境を整備します。

次なるDX ③ スマート行政経営
Web会議、RPAの活用など、職員の働き方もデジタルに変革することで業務の効率化を進め、市民サービスをさらに向上させます。

情報格差への配慮
DX推進にあたっては、ICTを使いこなすことが困難な方に配慮した施策についても、併せて取組んでいきます。

本宣言の重点的取組分野の1つに掲げた、ICTの徹底活用により時間や場所にとらわれない行政手続きを実現する「行かなくてもいい市役所」を目指し、行政手続きオンライン化の検討を進めるため、令和2年10月に本市の約3,180手続を棚卸した。同年12月24日には、一部を除き原則として行政手続き時の押印義務付けを廃止することとする「押印見直し基準」を決定し、押印を義務付けている各種規則や要綱等について、順次押印不要又は署名もしくは押印の選択制のいずれかとする改正を行った。

令和3年6月1日に新たな汎用電子申請システムを導入し、まずは本市の条例や規則等に基づかない手続からオンライン化に着手した。同年8月27日には、法令等で押印、対面手続又は添付資料の原本添付が義務付けられているものを除き、原則としてオンライン化することとする「行政手続きオンライン化基準」を決定した。

令和4年3月29日には、茨木市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年茨木市条例第13号）及び茨木市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和4年茨木市規則第3号）が公布、施行され、本市の条例や規則等に基づく手続のオンライン化も開始した。

汎用電子申請システムの機能拡充として、令和4年6月10日にクレジットカード決済機能を、同年7月1日にマイナンバーカードを利用した公的個人認証機能を、さらに令和5年7月1日にPayPay決済機能を導入した。これらの機能拡充に加え、オンライン手続時の本人確認手法の整理など、手続オンライン化に係る制度面での課題解消も行ったことで、オンライン化対象手続を拡充した。

これらの取組により、オンライン化済の手続数は、令和3年度末時点で304手続、令和4年度末時点で482手続となった。

(16) 入札契約における対策

令和2年4月7日に新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る緊急事態宣言が発表されたことを受けて、各課の業務委託の入札について、接触機会の削減を目的として、当面の間、対面

での入札ではなく郵送での入札を行う運用とした。なお、開札の際は、公平性・透明性を担保するために契約検査課職員立ち合いの上、実施した。

また、契約検査課が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務における指名競争入札について、暫定的に電子メールを活用して行う入札を執行した。（一般競争入札については従来から電子入札）

(17) 避難所における対策

① 避難スペースの確保

令和2年4月以降、国（内閣府、消防庁、厚生労働省）からの通知に基づき、避難所における感染症予防対策を実施した。

市では、茨木市避難所運営マニュアルにおいて、一人当たりの避難スペースを1.65㎡と計算し、指定避難所の受入可能人数を算定していたが、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、一人当たり4㎡の避難スペース及び避難者同士の距離を確保するため1.2m以上の通路幅を確保するとともに、避難所が過密状態になることを防ぐため、指定避難所への避難のみにかかわらず、自宅での安全確保が可能な場合には在宅での避難、可能な場合は親戚・知人宅への避難を検討していただくよう啓発チラシを作成し、ホームページ、地域の訓練、出前講座等にて分散避難の必要性について周知を図った。

次に、避難所内での感染予防対策として、国の新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウトに基づき、避難者の症状に応じ、感染者、体調不良者及び濃厚接触者、健康な方と3つのカテゴリーに分類し、各避難所内にそれぞれのカテゴリーに応じた避難スペースを準備できるよう各施設管理者と調整を行った。また、それぞれが使用する部屋及びトイレの利用も含めて避難所内で動線が交わらないよう施設内を区画分け（ゾーニング）し、避難所対応を行うとともに、感染者等のプライバシーにも配慮した対応を行った。

② 職員体制の充実

新型コロナウイルス感染症対策を実施するまでは、75か所の避難所に原則、避難所要員を2人ずつ任命していたが、令和3年8月以降、これまでの避難所運営に加え、各症状に応じた避難スペースを設ける等感染症対策を講じる必要があることから、新たに各避難所に2人追加し、初動期においては4人体制で対応することとし、避難所での運営体制を強化した。

③ 感染症対策物資の整備

感染症対策用の物資として、すべての避難所にマスク、アルコール消毒液等の備蓄量の増量に加え、飛沫防止版、非接触型の体温計、フェイスシールド、ガウン、ウェットティッシュ、



段ボールベッド、ペグシル等を新たに整備した。加えて、感染症予防には手洗い、咳エチケット等避難所内に感染症対策に努めていただくための掲示物も用意した。

④ 研修会の充実

茨木市避難所運営マニュアルには避難所は「地域で協力」して開設、運営するとされていることから、令和2年8月に各校区の自主防災会の会員及び防災士、市職員（避難所要員等）等を対象に避難所運営説明会（感染予防対策）と題し、健康づくり課の保健師と連携し、感染症対策に留意した避難所内での受付方法、各避難スペースの設営方法や動線の確認ワーク、防護服の着脱ワーク、段ボールベッドや間仕切りの作成ワークを実施した。このほか、避難所開設チェックシートを作成し、茨木市避難所運営マニュアルを補完する形で感染症対策を実施した。

令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大のため市主催の訓練が中止となったため、代替措置として、令和4年3月に、避難所での混乱が最小限になるよう「感染症対策を徹底した地震発生時の避難行動」を取り上げた動画を作成し、ホームページへの掲載をはじめ、自主防災会を中心とした地域でのイベントにおいて動画を活用するなど啓発に努めた。

令和4年11月には、各自主防災会役員を対象とした感染症対策を含めた避難所開設・運営訓練を実施し、避難所運営の理解を深めていただけるよう取り組みを推進した。

⑤ 災害対応

令和2年度以降、災害対応として以下のとおり避難所を開設したが、感染者等の対応はなかった。

	時期	災害	避難所数	避難者数
令和2年	7月6日～7日	土砂災害警戒	4	0
	7月8日	土砂災害警戒	4	16
	7月9日	土砂災害警戒	4	3
	7月9日～10日	土砂災害警戒	4	1
	7月11日	土砂災害警戒	4	4
	7月14日	土砂災害警戒	4	3
令和3年	5月20日～21日	土砂災害警戒	4	0
	7月7日～8日	土砂災害警戒	6	0
	8月13日～15日	土砂災害警戒	6	30
	8月17日～18日	土砂災害警戒	5	1
令和4年	8月17日～18日	土砂災害警戒	6	0
	9月19日～20日	台風警戒	33	48

(18) 感染拡大防止対策

① マスク配布

重症化しやすいとされている高齢者等対策として、あらかじめ市に備蓄していたマスクを令和2年2月26日から医療機関、高齢者施設及び障害者施設等に対して8万2千枚のマスクの提供を行った。

令和2年4月の時点では、全国的に感染状況が拡大傾向にあり、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、医療現場をはじめ、高齢者・障害者施設等の現場においてマスク不足が続いている状況を受け、医療機関、高齢者・障害者施設等へ令和2年4月9日から15万枚のマスクの配付を追加で行った。

【参考】

●令和2年2月26日 茨木市コロナウイルス対策本部会議決定

重症化しやすいとされている高齢者等対策として、医療機関、高齢者施設及び障害者施設に対してマスクの提供を行う。(1回目)

備蓄マスク 8万2千枚

<内訳>

- ・市内医療機関:3万6千枚 ・高齢者施設:1万5千枚
- ・障害者施設:6千枚 ・妊婦:2万5千枚

●令和2年4月8日 報道提供(2回目)

国においては、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策第2弾」として総合的なマスク対策が推し進められているところであるが、現在もなお府域において感染状況が拡大傾向にあり、医療現場をはじめ、高齢者・障害者施設等の現場においてマスク不足が続いている状況を受け、医療機関、高齢者・障害者施設等へのマスクの配布を追加で行う。

- ・配付先:医療機関、高齢者・障害者施設等
- ・配付日:令和2年4月9日から順次配付
- ・数量 :約15万枚

各年度におけるマスクの配布状況は以下のとおり

【R1年度】

番号	担当課	配布時期	配布先	枚数
1	危機管理課	R2.2.1	職員	2,000
2	危機管理課	R2.2.26	健康づくり課	60,550
3	危機管理課	R2.2.26	長寿介護課	8,700
4	危機管理課	R2.2.26	人事課	10,000
5	危機管理課	R2.2.27	障害福祉課	2,000
6	長寿介護課	R2.2.23~27	市内介護保険サービス事業所等	8,200
7	人事課	R2.2.27~3.31	市職員	24,300
8	危機管理課	R2.3.9	人事課	14,600
9	危機管理課	R2.3.18	選挙管理委員会	885

【R2年度】

番号	担当課	配布時期	配布先	枚数
1	人事課	R2.4.1~R3.3.31	市職員	45,150
2	学務課	R2.4.1~R3.3.31	市立小・中学校	1,650
3	危機管理課	R2.4.2	施設課	2,100
4	危機管理課	R2.4.8	学校教育推進課	650
5	危機管理課	R2.4.9	人事課	6,000
6	危機管理課	R2.4.20	人事課	1,015
7	長寿介護課	R2.4.24~5.29	市内介護保険サービス事業所等	10,950
8	地域福祉課	R2.5.27~28	市民(70歳以上のひとり暮らし高齢者)	103,000
9	障害福祉課	R2.5.27~28	市民(障害者手帳所持者)	111,000
10	地域コミュニティ課	R2.5.28	コミュニティセンター (葦原・中津・庄栄・水尾・郡・西河原・穂積・畑田・東・豊川・彩都西・三島・大池・春日・東奈良・沢池・山手台・玉櫛)	18,000
11	学校教育推進課	R2.5.28~6.4	会計年度任用職員	4,050
12	教職員課	R2.6.1~6.30	市立小・中学校の府費負担教職員	17,200
13	消防本部総務課	R2.6.8~R5.5.7	職員	3,000
14	学校教育推進課	R2.6.18~6.25	会計年度任用職員	4,050
15	長寿介護課	R2.6.22~6.30	市内居宅介護支援事業所	3,450
16	共創推進課	R2.6.25	市民活動センター	1,000
17	保育幼稚園総務課	R2.7.2	市立幼稚園	1,000
18	環境事業課	R2.7.17	現業職員等	1,500
19	長寿介護課	R2.7.29~8.12	市内居宅介護支援事業所	3,400
20	学校教育推進課	R2.8.6~8.13	会計年度任用職員	19,100
21	環境事業課	R2.8.26	現業職員等	2,500
22	保育幼稚園総務課	R2.8.27	市立認定こども園	3,500
23	教職員課	R2.9.1~9.30	市立小・中学校の府費負担教職員	117,850
24	学童保育課	R2.9.15	学童保育室	50
25	保育幼稚園総務課	R2.9.18	市立待機児童保育室	100
26	学校教育推進課	R2.9.25~10.1	会計年度任用職員	19,100
27	保育幼稚園総務課	R2.9.30	市立幼稚園	600
28	保育幼稚園総務課	R2.10.7	市立幼稚園・市立待機児童保育室	1,000
29	保育幼稚園総務課	R2.10.14	市立保育所・市立待機児童保育室	24,000
30	こども政策課	R2.10.21	ユースプラザ	1,000
31	保育幼稚園総務課	R2.10.23	市立幼稚園	600

番号	担当課	配布時期	配布先	枚数
32	長寿介護課	R2.11.2	市内介護保険サービス事業所等	40,000
33	発達支援課	R3.11.18~19	障害児通所支援事業所	2,000
34	保育幼稚園総務課	R2.11.27	市立待機児童保育室	13,500
35	保育幼稚園総務課	R2.12.10	市立幼稚園	3,000
36	環境事業課	R2.12.17	現業職員等	2,500
37	長寿介護課	R2.12.24	市内介護保険サービス事業所等	24,000
38	教職員課	R3.1.1~31	市立小・中学校の府費負担教職員	2,000
39	保育幼稚園総務課	R3.1.4	市立認定こども園	4,250
40	学童保育課	R3.1.5	学童保育室	1,500
41	長寿介護課	R3.1.28	市内介護保険サービス事業所等	9,000
42	長寿介護課	R3.2.5	市内介護保険サービス事業所等	12,000
43	学童保育課	R3.2.5	学童保育室	160
44	障害福祉課	R3.2.17~19	市内障害福祉事業所	58,200
45	障害福祉課	R3.3.23・26	市内障害福祉事業所	28,800
46	長寿介護課	R3.3.29	市内介護保険サービス事業所等	28,000

【R3年度】

番号	担当課	配布時期	配布先	枚数
1	人事課	R3.4.1~R4.3.31	市職員	10,300
2	学務課	R3.4.1~R4.3.31	市立小・中学校	6,500
3	長寿介護課	R3.4.28	市内介護保険サービス事業所等	90,000
4	環境事業課	R3.5.26	現業職員等	9,000
5	保育幼稚園総務課	R3.6.16	市立保育所・市立待機児童保育室	18,150
6	長寿介護課	R3.6.17	市内介護保険サービス事業所等	90,000
7	教職員課	R3.7.1~31	市立小・中学校の府費負担教職員	162,800
8	保育幼稚園総務課	R3.7.29	市立保育所・市立幼稚園	430
9	保育幼稚園総務課	R7.30	市立認定こども園	2,800
10	環境事業課	R3.8.20	現業職員等	5,000
11	保育幼稚園総務課	R3.9.2	市立幼稚園	3,750
12	保育幼稚園総務課	R3.10.19	市立幼稚園	1,000
13	長寿介護課	R3.10.28	市内介護保険サービス事業所等	45,000
14	保育幼稚園総務課	R3.11.4	市立幼稚園	1,250
15	長寿介護課	R3.11.26	市内介護保険サービス事業所等	25,000
16	保育幼稚園総務課	R3.11.30	市立幼稚園	7,900

番号	担当課	配布時期	配布先	枚数
17	地域コミュニティ課	R3.12.6	コミュニティセンター (中津・水尾・穂積・畑田・東・豊川・ 彩都西・三島・東奈良・玉櫛)	2,950
18	保育幼稚園総務課	R3.12.10	市立待機児童保育室	1,000
19	学童保育課	R3.12.27	学童保育室	2,000
20	環境事業課	R4.1.4	現業職員等	5,000
21	長寿介護課	R4.1.26	市内介護保険サービス事業所等	50,000

【R4年度】

番号	担当課	配布時期	配布先	枚数
1	人事課	R4.4.1~R5.3.31	市職員	3,350
2	学務課	R4.4.1~R5.3.31	市立小・中学校	15,580
3	学童保育課	R4.4.15	学童保育室	2,000
4	長寿介護課	R4.4.27	市内介護保険サービス事業所等	120,000
5	環境事業課	R4.5.11	現業職員等	5,000
6	保育幼稚園総務課	R4.6.14	市立保育所	16,800
7	環境事業課	R4.6.14	現業職員等	10,000
8	保育幼稚園総務課	R4.6.16	市立待機児童保育室	2,400
9	保育幼稚園総務課	R4.6.28	市立保育所	200
10	保育幼稚園総務課	R4.7.4	市立幼稚園	100
11	教職員課	R4.8.1~31	市立小・中学校の府費負担教職員	163,350
12	保育幼稚園総務課	R4.8.24	市立認定こども園	204
13	環境事業課	R4.9.1	現業職員等	7,500
14	保育幼稚園総務課	R4.9.27	市立幼稚園	1,000
15	保育幼稚園総務課	R4.11.18	市立幼稚園	1,400
16	環境事業課	R4.11.28	現業職員等	20,000
17	保育幼稚園総務課	R5.1.6	市立保育所	8,200
18	環境事業課	R5.2.1	現業職員等	20,000

【R5年度】

番号	担当課	配布時期	配布先	枚数
1	人事課	R5.4.1~5.31	市職員	300
2	学務課	R5.4.1~R6.1.31	市立小・中学校	37,850
3	環境事業課	R5.11.21	現業職員等	20,000

② 消毒液設置

令和2年4月以降、全国的に感染状況が拡大傾向にあり、感染拡大期当初は、消毒液の需給ひっ迫が生じ、消毒液の調達が困難であったが、消毒液の確保に努め、各公共施設の玄関等へ手指消毒液を設置し、個人や事業者からご寄附いただいた消毒液についても、各小・中学校のほか、庁内各部署等へ設置を行った。

【参考】

●令和2年3月23日 新型コロナウイルス対策本部会議決定

「アルコール手指消毒液の設置について」

・手指消毒液は、供給不足ため、購入が難しい状況にあり、施設の出入口への設置を4月末まで継続した場合、不足が見込まれる。

・不足量への対応

① 市庁舎等、不特定多数が利用する施設を優先的に設置する

② 幼稚園、学童保育室、小・中学校等の児童生徒を対象とする施設では、手洗いの励行、手で触れる共有部分の消毒（次亜塩素酸ナトリウム（0.05%濃度※）・水拭きをお願いしたい。なお、施設利用者の感染者が確認された場合の施設消毒も、次亜塩素酸ナトリウムで行う。

※ 製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25ml

③ ①の不足量を補うために、在庫量の多い所属に流動的な対応の検討をお願いしたい。※施設出入口用アルコール手指消毒液は、保健医療課で一括管理する。

消毒液の供給不足が解消されるまでの間、施設出入口用アルコール手指消毒液の配付を保健医療課（現健康づくり課）が担当した。その後、供給不足が解消されたため、各関係部署がそれぞれで消毒液を購入していった。

【参考】

●消毒液の供給不足が解消されるまでの消毒液購入状況

購入時期	購入量	担当課	予算措置
R2.5.25	40L（1L×40本）	保健医療課	既定予算で対応
R2.6.23	1,500L（5L×300本）	（現健康づくり課）	R2.6月補正予算
R2.12.7	1,000L		R2.9月補正予算

各年度における消毒液の購入状況は以下のとおり

【R1年度】

番号	担当課	購入量（ℓ）	予算措置
1	総務課	85	既定予算
2	教育センター	5.8	既定予算
3	選挙管理委員会事務局	35	既定予算

【R2年度】

番号	担当課	購入量(ℓ)	予算措置
1	総務課	128	既定予算
2	危機管理課	1,060	R2年6月補正予算
3	市民税課	40	既定予算
4	資産税課	0.5	既定予算
5	地域コミュニティ課	2,224	既定予算
6	共創推進課	92	既定予算
7	市民生活相談課	13	既定予算
8	文化振興課	562	既定予算
9	スポーツ推進課	209	既定予算
10	人権・男女共生課	318	既定予算
11	障害福祉課	680	R2年9月補正予算
12	こども政策課	5	既定予算
13	発達支援課	16	既定予算
14	保育幼稚園総務課	2,838	R2.9月補正予算
15	学童保育課	597	既定予算 R2年6月補正予算
16	商工労政課	2	R2年9月補正予算
17	環境事業課	40	既定予算
18	建設管理課	2.5	既定予算
19	交通政策課	11	既定予算
20	道路課	0.5	既定予算
21	学務課	3,056	既定予算
22	社会教育振興課	381	既定予算
23	歴史文化財課	6	既定予算
24	中央図書館	812	既定予算
25	学校教育推進課	3.15	R2年6月補正予算
26	教育センター	169	既定予算
27	農業委員会事務局	2.5	既定予算
28	浄水課	16	既定予算
29	消防本部総務課	20	既定予算

【R3年度】

番号	担当課	購入量(ℓ)	予算措置
1	総務課	450	既定予算
2	法務コンプライアンス課	1	既定予算

番号	担当課	購入量(ℓ)	予算措置
3	資産税課	6	既定予算
4	DX推進チーム	3.2	既定予算
5	まち魅力発信課	5	既定予算
6	地域コミュニティ課	530	既定予算
7	市民生活相談課	39.1	既定予算
8	文化振興課	495	既定予算
9	スポーツ推進課	490	既定予算
10	市民課	330	既定予算
11	人権・男女共生課	402	既定予算
12	障害福祉課	30	既定予算
13	こども政策課	23.9	既定予算 R3年4月補正予算 R3年6月補正予算
14	発達支援課	190	既定予算
15	保育幼稚園総務課	2,975	既定予算
16	学童保育課	1,020	既定予算
17	商工労政課	2	既定予算
18	資源循環課	6	既定予算
19	環境事業課	172	既定予算
20	都市政策課	3	既定予算
21	居住政策課	2	既定予算
22	審査指導課	5	既定予算
23	建設管理課	14	既定予算
24	道路課	11	既定予算
25	建築課	11	既定予算
26	学務課	8,558	既定予算
27	社会教育振興課	337	既定予算
28	歴史文化財課	30	既定予算
29	中央図書館	452	既定予算
30	教育センター	183	既定予算
31	市議会事務局総務課	3	既定予算
32	浄水課	30	既定予算
33	消防本部総務課	125	既定予算

【R4年度】

番号	担当課	購入量(ℓ)	予算措置
1	総務課	350	既定予算
2	資産税課	6.5	既定予算
3	まち魅力発信課	5	既定予算
4	市民生活相談課	30	既定予算
5	文化振興課	240	既定予算
6	スポーツ推進課	465	既定予算
7	市民課	148	既定予算
8	人権・男女共生課	201	既定予算
9	障害福祉課	30	既定予算
10	こども政策課	8.1	R4年6月補正予算
11	発達支援課	75	既定予算
12	保育幼稚園総務課	560	既定予算
13	学童保育課	870	既定予算
14	商工労政課	1	既定予算
15	資源循環課	2.5	既定予算
16	環境事業課	155	既定予算
17	審査指導課	5	既定予算
18	市街地新生課	1.8	既定予算
19	用地課	1	既定予算
20	建設管理課	16	既定予算
21	道路課	5	既定予算
22	建築課	5	既定予算
23	学務課	3,379	既定予算
24	社会教育振興課	135	既定予算
25	中央図書館	200	既定予算
26	教職員課	1	既定予算
27	農業委員会事務局	3	既定予算
28	浄水課	40	既定予算
29	消防本部総務課	150	既定予算

【R5年度】

番号	担当課	購入量(ℓ)	予算措置
1	市民税課	1,500	既定予算
2	スポーツ推進課	120	既定予算
3	市民課	30	既定予算

番号	担当課	購入量(ℓ)	予算措置
4	人権・男女共生課	15	既定予算
5	こども政策課	8.1	R5年4月補正予算
6	学童保育課	230	既定予算
7	環境事業課	40	既定予算
8	学務課	2,040	既定予算
9	社会教育振興課	102	既定予算
10	浄水課	20	既定予算
11	消防本部総務課	40	既定予算

(19) 廃棄物処理の業務継続

一般廃棄物の収集・運搬から処分に関する業務は、市民の日常生活を維持するための不可欠なサービスであることから、新型インフルエンザを始めとした各種感染症の流行時においても、その業務の安定した継続が求められている。

また、感染が拡大する中、職員の感染に備え、職場内でクラスターが発生した場合でも、業務継続が可能な対応について、検討する必要がある。

そこで、職員の感染防止策、業務継続に必要とされる人員・物資の確保、それらの不足時の対策、職場内感染が発生したときの対応や市・委託業者との相互応援体制の確保などを検討しながら、職員の健康維持を図り、もって業務を継続していくことを目的とした「茨木市一般廃棄物処理業務継続計画（感染症対策編）」を令和3年12月に策定した。さらに、当業務の各委託業者においても、同計画が策定され、市・業者が一丸となった業務継続の体制確保に努めた。

なお、各職員が感染予防の徹底に努めたことで、クラスターが発生することなく、結果、業務を継続することができた。

14 寄附

個人や事業者から寄附の申し出があった場合、個人や事業者のご意向を踏まえ、物品等を必要としている市内の医療機関、高齢者・障害者施設、保育・児童施設等に配付した。

【寄附物品】

① マスク

	寄付日	種類	寄贈者	数量	単位
1	R2.3.17	不織布製	法人(市内)	525	枚
2	R2.4.3	手作り布製(こども用)	個人(市民)	45	枚
3	R2.4.7	不織布製	中国 安慶市	10,000	枚
4	R2.4.13	N95マスク	個人(市民)	6	枚
5	R2.4.13	N95マスク	個人(市民)	2	枚
6	R2.4.14	手作り布製(こども用)	市民団体	100	枚
7	R2.4.15	N95マスク	個人(市民)	94	枚
8	R2.4.15	不織布(こども用)	個人(市民)	62	枚
9	R2.4.16	防塵マスク	法人(市内)	1,000	枚
10	R2.4.16	N95マスク	個人(市民)	30	枚
11	R2.4.17	手作り布製(大人用)	個人(市民)	50	枚
12	R2.4.21	不織布製	法人(市内)	1,000	枚
13	R2.4.22	不織布製	個人(市民)	88	枚
14	R2.4.24	不織布製	市民団体	2,000	枚
15	R2.4.24	不織布製	市民団体	1,000	枚
16	R2.4.27	不織布製	法人(市内)	1,000	枚
17	R2.4.28	手作り布製(大人用)	個人(市民)	102	枚
18	R2.4.30	不織布製	法人(市内)	10,000	枚
19	R2.5.1	不織布製	匿名	2,500	枚
20	R2.5.1	不織布製	市民団体	10,000	枚
21	R2.5.7	手作り布製(大人用)	個人(市民)	15	枚
22	R2.5.7	N95	個人(市民)	10	枚
23	R2.5.7	不織布製	法人(市内)	2,000	枚
24	R2.5.8	手作り布製(大人用)	個人(市民)	50	枚
25	R2.5.8	N95	個人(市民)	17	枚
26	R2.5.8	不織布製	法人(市内)	1,000	枚
27	R2.5.11	不織布製	法人(市内)	2,000	枚
28	R2.5.11	不織布製(こども用)	個人(市民)	120	枚
29	R2.5.12	立体布マスク	法人	50	枚
30	R2.5.13	不織布製	法人(市外)	5,000	枚

	寄付日	種類	寄贈者	数量	単位
31	R2.5.14	不織布製	法人(市内)	20,000	枚
32	R2.5.14	不織布製	個人(市民)	20,000	枚
33	R2.5.15	不織布製(大人用、こども用)	個人	3,500	枚
34	R2.5.15	不織布製(大人用、こども用)	法人	10,000	枚
35	R2.5.18	不織布製(大人用、こども用)	個人	6,550	枚
36	R2.5.19	不織布製	個人(市民)	57	枚
37	R2.5.20	不織布製	法人(市外)	10,000	枚
38	R2.5.22	不織布製	個人(市民)	450	枚
39	R2.5.25	不織布製	法人(市内)	400	枚
40	R2.5.26 R2.5.27	不織布製	法人(市外)	500	枚
41	R2.5.27	不織布製	法人(市内)	10,000	枚
42	R2.5.29	不織布製	法人(市外)	2,000	枚
43	R2.6.11	不織布製	匿名	1,700	枚
44	R2.6.19	不織布製	民間団体(台湾)	3,000	枚
45	R2.6.19	不織布製	市民団体	20,000	枚
46	R2.7.28	不織布製	法人(市外)	1,200	枚
47	R2.8.27	マスクホルダー	法人(市外)	2,000	個

② 消毒液、除菌水

	寄付日	種類	寄贈者	数量	単位
1	R2.4.6	ハンドジェル(80 ml)	法人(市内)	967	本
2	R2.5.7	コスデウォーター	法人(市内)	120	本
3	R2.5.7	消毒アルコール(60%)	法人(市内)	40	本
4	R2.5.13	中性次亜塩素酸水	法人(市外)	15	kg
5	R2.5.13	消毒液	法人(市外)	450	L
6	R2.5.19	エタノール(18L 95%)※	法人(市内)	4	缶
7	R2.5.19	消毒液	法人(市外)	450	L
8	R2.6.19	ハンドジェル(500ml)	市民団体	144	本
9	R2.7.2	アルコール除菌剤(施設用)	法人(市外)	184	本
10	R2.8.5	足踏み式消毒液設置台	法人(市内)	3	台
11	R2.8.6	アルペット サポステ(1缶17L) ヒビスコールSH(1個1L) 石油ポンプ	法人(市内)	12 21 50 120	缶 缶 個 本
12	R2.8.24	エタノール(18L 95%)	法人(市内)	40	缶

	寄付日	種類	寄贈者	数量	単位
13	R2.8.26	サポステ(1缶17L) ヒビスコールSH(1個1L)	法人(市内)	28 50	缶 個
14	R2.10.5	PHMB・MITスナッパー(20L)	法人(市内)	58	個
15	R2.10.15	PHMB・MITスナッパー(20L)	法人(市内)	5	個
16	R2.10.15	足踏み式消毒液設置台	法人(市内)	4	台
17	R2.10.15	消毒液	法人(市内)	4	個
18	R2.11.4	足踏み式消毒液設置台	法人(市内)	2	台
19	R2.12	足踏み式消毒液設置台	法人(市内)	6	台
20	R2.12.23	クレベリン	法人(市外)	10,462	個
21	R2.12.28	ハンドジェル(500ml)	個人(市民)	6	本
22	R3.6.15	アルコールウェットティッシュ50枚入	法人(市外)	90	個
23	R3.12.24	クレベリン	法人(市外)	8,500	個

③ 防護服

	寄付日	種類	寄贈者	数量	単位
1	R2.4.16	防護服	法人(市内)	15	着
2	R2.4.16	防護服	法人(市外)	500	着
3	R2.5.8	防護服	法人(市内)	27	着
4	R2.6.17	防護服	民間団体(台湾)	300	着

④ 防護服代用品(合羽・レインコート・ポンチョ・ビニール予防衣等)

	寄付日	種類	寄贈者	数量	単位
1	R2.4.15	合羽	個人(市民)	1	着
2	R2.4.15	レインコート	個人(市民)	7	着
3	R2.4.16	ポンチョ	法人(市内)	99	着
4	R2.4.16	使い捨て白衣	法人(市内)	9	着
5	R2.4.16	レインコート	個人(市民)	30	着
6	R2.4.16	レインコート	個人(市民)	3	着
7	R2.4.16	ポンチョ	個人(市民)	2	着
8	R2.4.16	レインコート	個人(市民)	2	着
9	R2.4.16	ポンチョ	個人(市民)	1	着
10	R2.4.16	レインズボン	個人(市民)	3	着
11	R2.4.16	レインコート	個人(市民)	1	着
12	R2.4.17	ビニール予防衣	法人(市内)	960	着
13	R2.4.17	レインコート	個人(市民)	3	着

	寄付日	種類	寄贈者	数量	単位
14	R2.4.17	レインコート	個人(市民)	1	着
15	R2.4.17	レインコート	個人(市民)	14	着
16	R2.4.17	雨合羽	個人(市民)	2	着
17	R2.4.17	ポンチョ	個人(市民)	1	着
18	R2.4.17	ズボン	個人(市民)	2	着
19	R2.4.17	雨合羽	個人(市民)	8	着
20	R2.4.22	雨合羽	個人(市民)	7	着
21	R2.4.22	レインコート	個人(市民)	4	着
22	R2.4.22	ズボン	個人(市民)	3	着
23	R2.4.28	ポリエプロン	法人(市内)	30	着
24	R2.5.12	レインコート	個人(市民)	2	着
25	R2.6.2	プラスチックガウン	法人(市内)	200	着
26	R2.8.4	ペーパーエプロン	法人(市内)	2,000	枚

⑤ 予防衣

	寄付日	種類	寄贈者	数量	単位
1	R2.4.16	不織布製	法人(市内)	9	着
2	R2.4.28	つなぎ(不織布)	個人(市民)	3	着
3	R2.4.28	ビニール手袋	個人(市民)	30	枚
4	R2.4.30	エプロン	市民団体	3	着
5	R2.4.30	アームカバー	市民団体	30	組
6	R2.4.30	シューズカバー	市民団体	10	足
7	R2.5.12	メディカルキャップ	法人(市内)	1,400	着
8	R2.5.12	ガウン	法人(市内)	34	着
9	R2.5.12	ブーツカバー	法人(市内)	20	足
10	R2.5.12	白衣	法人(市内)	2	着

⑥ フェイスガード

	寄付日	種類	寄贈者	数量	単位
1	R2.5.18	フェイスシールド	法人(市内)	1,200	枚
2	R2.6.1	マスク対応フェイスシールド	法人(市外)	50	枚
3	R2.6.4	手作りフェイスガード	法人(市内)	300	枚
4	R2.7.17	フェイスシールド	法人(市外)	400	枚
5	R2.10.19	フェイスシールド	法人(市内)	4,000	枚
6	R2.10.19	フェイスシールド	法人(市内)	6,000	枚

⑦ 非接触式体温計

	寄付日	種類	寄贈者	数量	単位
1	R2.7.22	非接触式体温計	市民団体	55	本

⑧ その他

	寄付日	種類	寄贈者	数量	単位
1	R2.7.9	アイソレーションフード(陰圧シールドREO)	市民団体	2	式
2	R3.4.12	空調用制菌フィルターNEO・ZONE、抗菌抗ウイルス触媒及び施工	法人(市外)3社	-	-
3	R3.9.15	アイソレーションフード(陰圧シールドREO)	法人(市外)	1	式

【国や大阪府からの支援】

個人や事業者等からの寄附によるほか、国や大阪府から提供されたマスクやポリエチレングローブ等の感染予防物品についても医療機関等に配付した。その一例は次のとおりである。

	寄付日	種類	寄贈者	数量	単位
1	R2.10.21	マスク	大阪府	4	箱
2	R2.12.24	マスク	大阪府	3	箱
3	R3.1.28	マスク	大阪府	3	箱
4	R3.2.22	マスク	大阪府	3	箱
5	R3.3.24	マスク	大阪府	3	箱
6	R3.4.27	マスク	大阪府	5	箱
7	R3.4.27	マスク	大阪府	2	箱
8	R3.10.28	マスク	大阪府	5	箱
9	R3.11.26	マスク	大阪府	3	箱
10	R3.12.27	マスク	大阪府	3	箱
11	R4.1.26	マスク	大阪府	3	箱
12	R4.2.28	マスク	大阪府	3	箱
13	R4.4.26	マスク	大阪府	3	箱
14	R2.11.19	使い捨てポリエチレングローブ	大阪府	8	箱
15	R2.12.24	使い捨てポリエチレングローブ	大阪府	3	箱
16	R3.1.28	使い捨てポリエチレングローブ	大阪府	3	箱
17	R3.2.22	使い捨てポリエチレングローブ	大阪府	3	箱
18	R3.3.24	使い捨てポリエチレングローブ	大阪府	3	箱
19	R3.4.27	使い捨てポリエチレングローブ	大阪府	3	箱

	寄付日	種類	寄贈者	数量	単位
20	R3.5.25	使い捨てポリエチレングローブ	大阪府	3	箱
21	R3.6.16	使い捨てポリエチレングローブ	大阪府	3	箱
22	R3.7.19	使い捨てポリエチレングローブ	大阪府	3	箱
23	R3.8.19	使い捨てポリエチレングローブ	大阪府	3	箱
24	R3.10.12	使い捨てポリエチレングローブ	大阪府	3	箱
25	R3.10.28	使い捨てポリエチレングローブ	大阪府	3	箱
26	R3.11.26	使い捨てポリエチレングローブ	大阪府	3	箱
27	R3.12.27	使い捨てポリエチレングローブ	大阪府	3	箱
28	R4.1.26	使い捨てポリエチレングローブ	大阪府	3	箱
29	R4.2.28	使い捨てポリエチレングローブ	大阪府	3	箱
30	R4.4.26	使い捨てポリエチレングローブ	大阪府	3	箱

15 今後の未知のウイルスに対する備え

(1) 感染症の現状と課題

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地域の医療提供体制に多大な影響が生じ、救急医療をはじめ、地域医療の様々な課題が浮き彫りとなったほか、地域における入院・外来・在宅にわたる医療機能の分化・強化、連携等を行う重要性や、地域医療全体を視野に入れた適切な役割分担の下で必要な医療提供を行う重要性などが改めて認識された。

(2) 国・府の動向

国では、医療法第30条の3第1項の規定に基づき、医療提供体制の確保に関する基本方針の改正が行われるとともに、「医療計画作成指針」の見直しが行われた。

また、そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療について、地域の実情に応じて、連携して新興感染症への対応を行うことができるよう、改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第10条第1項に規定する予防計画及び特措法（平成24年法律第31号）第7条第1項に規定する都道府県行動計画との整合性を確保することが必要であるなどの通知が発出されている。

大阪府では、現在、これら国の法令等の改正を踏まえつつ、第8次大阪府医療計画や感染症予防計画等が策定されているところであり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により浮き彫りとなった地域医療の様々な課題への対応を図るべく、感染症を主要項目として位置付け、新たに「新興感染症発生・まん延時における医療」を追加するとともに、5疾病4事業等の各分野においても、新興感染症発生・まん延時等における医療体制の確保にかかる体制を整備することとされている。

(3) 本市の対応

今後の未知のウイルスに対する備えとして、新興感染症（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（当該指定感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る。）及び新感染症をいう。）については、国や府（保健所）の動向を踏まえつつ、国・府をはじめ、二次医療圏における医療機関等との連携及び適切な役割分担のもと、感染予防やまん延防止、医療体制の確保に向けた取組を推進する必要がある。

また、感染症法などの関係法令や、国・府の方針や計画等に加え、本市の対応記録を踏まえ、今後、本市における新型インフルエンザ等行動計画の見直しを進めるとともに、大阪府茨木保健所と連携を図りながら、健康危機管理の対応について定めた手引書の作成などを進める。

さらに、誰もが平時から感染症の流行状況に関心を持ち、自らを感染症から防ぎ、身近な人を守る、ひいては地域社会を感染症から守ることは重要であり、特に、医学的に生命に関わるリスクが高い方々に感染が及ばないような配慮が重要であることから、基本的な感染症対策を一人ひとりが習慣化できるよう周知・啓発に努める。